

平成25年第1回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成25年 3月 5日 開会

平成25年 3月15日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成25年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第 1 号 (3月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○議長挨拶	5
○表彰状の伝達	5
○町長挨拶	6
○開会及び開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○議員派遣の件について	8
○東吾妻町農業委員会委員の議会推薦について	10
○議案第16号の上程、説明、議案調査	11
○議案第17号の上程、説明、議案調査	12
○議案第18号の上程、説明、議案調査	14
○議案第19号、議案第20号の上程、説明、議案調査	15
○議案第21号の上程、説明、議案調査	18
○議案第22号の上程、説明、議案調査	19
○議案第23号の上程、説明、議案調査	21
○議案第24号の上程、説明、議案調査	23
○議案第25号の上程、説明、議案調査	24
○議案第26号の上程、説明、議案調査	26
○議案第27号の上程、説明、議案調査	27

○議案第 28 号の上程、説明、議案調査	28
○議案第 29 号、議案第 30 号の上程、説明、議案調査	29
○議案第 31 号の上程、説明、議案調査	31
○議案第 32 号の上程、説明、議案調査	32
○議案第 33 号の上程、説明、議案調査	33
○議案第 34 号の上程、説明、議案調査	34
○議案第 35 号の上程、説明、質疑、委員会付託	35
○議案第 36 号、議案第 37 号の上程、説明、質疑、委員会付託	36
○議案第 38 号の上程、説明、議案調査	39
○議案第 39 号の上程、説明、議案調査	40
○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	41
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	76
○延会について	81
○延会の宣告	82

第 2 号 （3月6日）

○議事日程	83
○本日の会議に付した事件	83
○出席議員	84
○欠席議員	84
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	84
○職務のため出席した者	84
○開議の宣告	85
○議事日程の報告	85
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	85
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	87
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託	92
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	94
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託	96
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	99

○議案第 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託	101
○議案第 10 号の上程、説明、議案調査	104
○議案第 46 号の上程、説明、議案調査	118
○議案第 11 号の上程、説明、議案調査	120
○議案第 12 号の上程、説明、議案調査	123
○議案第 13 号の上程、説明、議案調査	124
○議案第 14 号の上程、説明、議案調査	126
○議案第 15 号の上程、説明、議案調査	127
○議案第 40 号の上程、説明、議案調査	129
○議案第 41 号、議案第 42 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	130
○議案第 43 号の上程、説明、議案調査	133
○議案第 44 号の上程、説明、議案調査	134
○議案第 45 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	136
○請願書の処理について	139
○散会の宣告	139

第 3 号 （3月14日）

○議事日程	141
○本日の会議に付した事件	143
○出席議員	143
○欠席議員	143
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	143
○職務のため出席した者	144
○開議の宣告	145
○議事日程の報告	145
○議案第 16 号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第 17 号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第 18 号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第 19 号、議案第 20 号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第 21 号の質疑、自由討議、討論、採決	149

○議案第 22 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	150
○議案第 23 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	150
○議案第 24 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	153
○議案第 25 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	154
○議案第 26 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	155
○議案第 27 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	155
○議案第 28 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	156
○議案第 29 号、議案第 30 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	157
○議案第 31 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	158
○議案第 32 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	158
○議案第 33 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	159
○議案第 34 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	160
○議案第 35 号の閉会中の継続審査……………	160
○議案第 36 号、議案第 37 号の閉会中の継続審査……………	161
○議案第 38 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	161
○議案第 39 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	162
○議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	163
○議案第 2 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決……………	203
○議案第 3 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決……………	205
○議案第 4 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決……………	206
○議案第 5 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決……………	208
○議案第 6 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決……………	209
○議案第 7 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決……………	211
○議案第 8 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決……………	212
○議案第 9 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決……………	214
○議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	215
○議案第 46 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	228
○議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	229
○議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	230
○議案第 13 号の質疑、自由討議、討論、採決……………	230

○議案第 14 号の質疑、自由討議、討論、採決	231
○議案第 15 号の質疑、自由討議、討論、採決	232
○延会について	232
○延会の宣告	233

第 4 号 (3月15日)

○議事日程	235
○本日の会議に付した事件	235
○出席議員	235
○欠席議員	235
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	235
○職務のため出席した者	236
○開議の宣告	237
○議事日程の報告	237
○議案第 40 号の質疑、自由討議、討論、採決	237
○議案第 43 号の質疑、自由討議、討論、採決	253
○議案第 44 号の質疑、自由討議、討論、採決	255
○請願書の委員会審査報告	255
○閉会中の継続審査（調査）事件について	258
○町政一般質問	261
須 崎 幸 一 君	261
青 柳 はるみ 君	271
金 澤 敏 君	275
○発言の訂正について	284
○町政一般質問	284
山 田 信 行 君	284
○町長挨拶	291
○議長挨拶	292
○閉会の宣告	293
○署名議員	295

平成25年 3 月 5 日（火曜日）

（第 1 号）

平成 2 5 年東吾妻町議会第 1 回定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 5 年 3 月 5 日（火）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 東吾妻町農業委員会委員の議会推薦について
- 第 6 議案第 1 6 号 東吾妻町災害時における相互支援に関する条例について
- 第 7 議案第 1 7 号 東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1 8 号 東吾妻町新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 第 9 議案第 1 9 号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第 1 0 議案第 2 0 号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 第 1 1 議案第 2 1 号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 2 2 号 東吾妻町在宅高齢者等介護予防・生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 2 3 号 東吾妻町企業立地促進条例について
- 第 1 4 議案第 2 4 号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 2 5 号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 2 6 号 東吾妻町町営住宅等整備基準条例について
- 第 1 7 議案第 2 7 号 東吾妻町道路構造条例について

- 第 1 8 議案第 2 8 号 東吾妻町道路標識条例について
- 第 1 9 議案第 2 9 号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について
- 第 2 0 議案第 3 0 号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
- 第 2 1 議案第 3 1 号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 3 2 号 東吾妻町温泉開発基金条例を廃止する条例について
- 第 2 3 議案第 3 3 号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について
- 第 2 4 議案第 3 4 号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 3 5 号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議案第 3 6 号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 7 議案第 3 7 号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 2 8 議案第 3 8 号 岩櫃城跡保存整備委員会条例について
- 第 2 9 議案第 3 9 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 0 議案第 1 号 平成 2 5 年度東吾妻町一般会計予算
- 第 3 1 議案第 2 号 平成 2 5 年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 2 議案第 3 号 平成 2 5 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 3 議案第 4 号 平成 2 5 年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第 3 4 議案第 5 号 平成 2 5 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算
- 第 3 5 議案第 6 号 平成 2 5 年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第 3 6 議案第 7 号 平成 2 5 年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第 3 7 議案第 8 号 平成 2 5 年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第 3 8 議案第 9 号 平成 2 5 年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 3 9 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 4 0 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 第41 議案第12号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第42 議案第13号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第43 議案第14号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）
第44 議案第15号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第45 議案第40号 東吾妻町職員定員適正化計画について
第46 議案第41号 町道路線の廃止について
第47 議案第42号 町道路線の認定について
第48 議案第43号 東吾妻町土地開発公社の解散について
第49 議案第44号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
第50 議案第45号 公の施設（榛名湖温泉ゆうすげ湖畔荘）の廃止に関する協議について
第51 請願書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第31まで

出席議員（13名）

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
4番	樹下啓示君	5番	山田信行君
6番	水出英治君	7番	轟徳三君
8番	茂木恒二君	9番	金澤敏君
10番	青柳はるみ君	11番	須崎幸一君
12番	浦野政衛君	13番	一場明夫君
14番	橋爪英夫君		

欠席議員（1名）

3番 根津光儀君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 中澤恒喜君 副町長 渡辺三司君

教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	小 林 一 喜	議会事務局長 議係	水 出 悟
--------	---------	--------------	-------

◎議長挨拶

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

お世話になります。

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

3月に入りましたが、まだまだ寒い日が続いておる今日でございます。

一昨年の3月定例会会期中の3月11日には、有史に残る東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生をし、復旧・復興に最大の力を注いでいるにもかかわらず、その道のりはまだ半ばという厳しい現状でございます。

現在も、たくさんの被災された方が不自由な生活を送られております今日、一日も早く、元の平穏な生活に戻ることを心よりご祈念を申し上げます。

さて、本日ここに平成25年第1回定例会が招集をされましたところ、議員各位におかれましては年度末極めてご多用の折、ご参集をいただき、ここに開会できますことに対し、心からの御礼を申し上げます。

本定例会には、平成25年度予算案を初めとし、各種の条例の制定、平成24年度補正予算など、多くの重要案件が提案をされます。

どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議、調査に臨まれることを願っているところでございます。

長い会期が予定をされます。町長初め、執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶といたします。

なお、本日は、根津議員より欠席届が出ています。申し上げます、ここに。

なお、本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げます。受け付けの際にお渡しをした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしく願いをいたします。また、傍聴席にあります議案等の資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

◎表彰状の伝達

○議長（菅谷光重君） なお、2月20日に開催をされました群馬県町村議会議長会定例総会の席上、多年にわたり地方自治の発展に功労のあった方々の表彰もありました。当議会においては、須崎幸一議員が、群馬県町村議会議長会長から表彰をされました。表彰状をお預かりしてまいりましたので、その伝達を行いたいと存じます。

それでは、町村議会議員10年以上の表彰です。

須崎幸一議員前へお進みください。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○議長（菅谷光重君） 表彰状、東吾妻町議会、須崎幸一殿。

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。

平成25年2月20日、群馬県町村議会議長会長、高橋正。代読であります。

おめでとうございます。

（表彰状授与）（拍手）

以上で表彰状の伝達を終わります。

◎町長挨拶

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成25年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

弥生3月を迎え、ようやく春の息吹を感じるようになってまいりました。議員各位におかれましては、公私ともご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどは須崎幸一議員が長年の議員活動の功績により、群馬県町村議会議長会表彰の伝達が行われました。まことにおめでとうございます。心から敬意をあらわすとともに、今後のご活躍をお祈りを申し上げます。

さて、国においては、デフレ脱却と東日本大震災からの復興を加速させると強調する補正

予算が成立し、本格的に景気回復を進めております。町といたしましては、第1次総合計画の基本理念を着実に推進することを踏まえ、平成25年度一般会計当初予算を編成してまいりました。総額では83億3,600万円の予算規模となり、対前年度比で4.9%の増、金額にして3億9,100万円の増額となりました。

本定例会では、条例関係といたしまして、東吾妻町災害時における相互支援に関する条例についてなど24件、予算関係では平成25年度一般会計予算など15件、その他6件、合わせて45件を予定させていただきました。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、すべてを原案どおりにご議決を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより、平成25年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時09分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、12番、浦野政衛議員、13番、一場明夫議員、14番、橋爪英夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。会期は11日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定をいたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は3月6日正午までといたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し添えます。

◎諸般の報告

○議長（菅谷光重君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければというふうに思っております。

◎議員派遣の件について

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定をいたしましたので、報告をします。

去る1月29日に開催をされました吾妻県民局主催の第3回吾妻県民局地方自治講座及び3

月13日に開催をされました吾妻県民局主催の吾妻県民局県政説明会について、これは11番、須崎幸一議員より報告をお願いします。

(1 1 番 須崎幸一君 登壇)

○11番(須崎幸一君) 閉会中の議員派遣について、報告を申し上げます。

まず初めに、第3回吾妻県民局地方自治講座について報告をいたします。

去る1月29日、中之条町ツインプラザにおきまして、約150名が参加をし、県民自治講座が開催されました。吾妻の地域振興、観光振興、四万で考えていたこと、銀座で考えていることという演題で、ぐんま総合情報センター、ぐんまちゃん家、所長、宮崎信雄氏より講演を受けました。

ご自分の四万温泉で培った経験を基にした実践的なお話でございました。吾妻の地域振興、観光振興を考えた場合に、マスコミ対策がいかに重要であるか、マスコミに取り上げてもらうためにおもてなしの心をもって、取材協力をすることで、他の地域との差別化を図り、信用と信頼を得て、人脈づくりを構築することは大切であると言われました。

また、これからも吾妻の地域振興では、観光に力を入れて、みんなで吾妻をアピールしていくことや、常に危機感をもって前向きに観光に対して取り組んでいきたいとの考えを述べておられたことが、印象に残りました。

次に、吾妻県民局県政説明会について、報告をいたします。

先ほど議長は、3月13日と言いましたけれども、これは間違いでございます。

去る2月13日、中之条町ツインプラザにおきまして、群馬県の平成24年度事業実績、及び平成25年度施策の方向性について、県民局の各事務所長より説明を受けたのちに、質疑応答がありました。農業、防災、観光、文化、高齢者交通対策等について質問が出されました。群馬県行政全般の取り組みについて、理解を深めることができた説明会でございました。

以上、閉会中の議員派遣2件の報告といたします。

○議長(菅谷光重君) 須崎幸一議員の報告を終わります。

「2月」を「3月」と間違えました。訂正しておわびをいたします。

進行します。

次に、2月15日に開催をされました八ッ場ダム関連工事現地調査について、これは6番、水出英治議員より報告をお願いします。

(6 番 水出英治君 登壇)

○6番(水出英治君) お世話になります。

2月15日のダム現地調査について報告いたします。

議員全員と町長、副町長を含め、長野原地区のダム視察をしてきたわけですが、ダム本体はまだ着工の運びとなっていないわけですが、これから当東吾妻町においても、道の駅構想というものがあります。また、地域振興のために皆さんの協力を得ながら、これからダム対策をしていきたいと思っています。

地域の振興というふうなことで、なかなかいい案が見つからないわけなんですけれども、皆さん一丸となって何とかダム下もこれから発展していけるような、状況づくりができることをお願いして、報告にかえたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 水出英治議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件につきましては終わります。

◎東吾妻町農業委員会委員の議会推薦について

○議長（菅谷光重君） 日程第5、東吾妻町農業委員会委員の議会推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦による農業委員は4人とし、東吾妻町大字岩井849番地、小山澄子さん、大字川戸2556番地25、大嶋貞子さん、大字三島4559番地、田中貞好さん、大字萩生2887番地185、高橋恵子さん、以上の方を推薦したいと思います。

なお、4人の経歴等につきましては、総務建設常任委員長より報告をお願いいたします。
浦野政衛総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） それでは、報告をさせていただきます。

東吾妻町農業委員会委員の議会推薦については、先ほど議長が申したように、農業委員は4人となっております。過日の全員協議会の中で、産業建設が所管であるというふうなことで、総務建設常任委員会のほうに付託をされ、全議員さんをお願いをいたしまして、各地域ごとに選定をいただきまして、個々に当たっていただきまして、先ほど議長が申されました、東吾妻町大字岩井の小山澄子さん、大嶋貞子さんと田中貞好さん、高橋恵子さんというふうなことで、4名の同意を過日にいただいております。

本会議におかれましても、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 何かございますか、皆さんのほうから。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） じゃ、お戻りください。

ただいま、総務建設常任委員長からご報告がありましたように、4人を推薦することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦による農業委員は4人として、東吾妻町大字岩井849番地、小山澄子さん、大字川戸2556番地25、大嶋貞子さん、大字三島4559番地、田中貞好さん、大字萩生2887番地185、高橋恵子さん、以上の方を推薦することに決定をいたしました。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第16号 東吾妻町災害時における相互支援に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町災害時における相互支援に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、災害時における市区町村間の相互の支援に関する基本的事項を定めることにより、災害から町民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害を受けた市区町村に対する支援活動を、迅速かつ適切に実施できる体制を整備することを目的とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

それでは、補足説明をさせていただきます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、住民の生命と財産を守る市区町村の役割の大切さを再認識させるとともに、災害対策基本法や災害救助法に基づく現行の枠組みである垂直的支援では、被災地が必要とする支援要請に十分応えたとはとても言えない状況であったと言えます。

今回のような大震災は、被災した市区町村のみの対応ではなく、市区町村間の水平的支援が被災地への迅速かつ適切な支援に有効に機能していると考えております。このことから、災害時には、多くの自治体と緊密な連携を図りながら、実効性のある支援を実施し、また同時に支援を求めることができる関係づくりを進め、自治体の災害対応能力を高めることを目指し、この条例を制定したいと考えております。

この条例の主な内容でございますが、大きく分けて3つございまして、1つ目は自治体レベルでの水平的支援の構築と強化でございます。2つ目は、被災自治体の負担軽減、3つ目は円滑な相互支援を推進するための基本事項でございます。

なお、杉並区、名寄市、南相馬市、小千谷市においても、同様な条例を制定予定でございます。

以上、簡単な説明ですがよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第17号 東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今年度、あづま霊園において、1区画当たりの面積が7.5平方メートルを29区画増設工事をいたしました。現在、広報ひがしがつまで、利用希望者受付のお知らせを行っております。

今回は、新規工事となりますので、霊園使用料を決めるための一部改正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、別表第1をごらんいただきたいと思います。

改正前は、あがつま、あづま両方の共同霊園使用料が載っておりましたが、今回それを1つにするものでございます。あがつま霊園は昭和56年に開園し、512区画、あづま霊園は昭和51年に開園し、277区画あり、現在すべての区画において賃貸がなされております。

あづま霊園では、平成23年度新たに1区画当たりの面積が、7.5平方メートルを90区画の設計委託を行い、翌24年度で29区画の増設工事を実施いたしました。

現在、利用希望者の受け付けを行っているところでございます。使用料につきましては、用地費、設計委託費、工事費をもとに算出し、あがつま霊園と同額の37万500円とするものでございます。

また、算出根拠におきましては、設計委託費110万2,500円、工事費、まだこれは全部済んでおりませんが90区画分で1,136万1,000円、用地費1,524万1,860円、合計といたしますと2,770万5,360円で、90区画で割りますと30万7,837円ということになります。それで1.2倍の37万500円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第18号 東吾妻町新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町新型インフルエンザ等対策本部条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、危機管理体制として、町に対策本部を設置することに関して、必要な事項を定めるものでございます。

新型インフルエンザ等対策本部の設置時期ですが、国と都道府県は発生時に、市町村は緊急事態宣言以降の設置となります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

本条例の制定根拠となる新型インフルエンザ等対策特別措置法は、昨年5月11日公布されております。本特措法第34条、第1項で新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は対策本部を設置しなければならないと規定されております。この新型インフルエンザ等の「等」とは、全国的かつ急速な蔓延の恐れのある新感染症を指しております。

それでは、条例の条文をご覧ください。

第1条の趣旨ですが、本特措法が条例に委任している事項を定めるというものでございます。

第2条の組織ですが、本部長は特措法により町長がなります。以下、本部長、本部員及び必要な職員を置くことができ、これらの職員は町長が町職員から任命することになります。

第3条の会議ですが、必要に応じ本部長が招集します。第2項では、その会議に国や県の職員等を出席させ、意見を求めることができます。

第4条は、対策本部に部を置くことができる規定でございます。

最後に、条例の施行日ですが、本特措法はまだ施行されておられません。公付日から1年以内の施行となっておりますので、5月11日までには施行となります。したがって、本条例の施行もその日からとなります。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第19号、議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第19号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、及び日程第10、議案第20号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第20号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律により、介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省が全国一律に定めていた地域密着型サービスに係る人員、設備及び運営並びに事業者の指定等については、市町村が条例で定めなければならないこととなりました。

なお、条例の制定にあつては、町内における当該サービスの事業所の有無にかかわらず、対象となるすべてのサービスに係る人員等の基準を条例で定めなければなりません。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

今回提案の2つの条例ですが、介護保険法による介護サービスの一つである、地域密着型サービスを提供する事業者に関する基準を定めるものでございますので、一括提案とさせていただきます。

制定理由は、先ほど町長が申し上げたとおりです。制定に当たりましては、数多い基準ですので、国の現行基準に従うものや、標準とするものがほとんどですが、幾つかは国の基準を参酌して町独自の基準とすることができるものがあります。したがって、本条例では、この町独自の基準と介護保険法により、条例で規定が義務づけられた基準を制定し、それ以外の基準は国の基準に従うことになります。

なお、地域密着型サービスの概要につきましては、添付した資料をごらんください。資料の冒頭2行目から、利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行うとあります。このようなことから、今回の条例制定となったものでございます。

それでは、最初に議案第19号の条例をごらんください。目次がありますが、これはすべての介護サービスについて定めなければならないもので、わかりやすくサービスごとの章立てとしました。そして、本条例の事業者は、要介護認定を受けた方へサービスを提供する事業者です。

第1条の趣旨は、先ほどの提案理由のとおりです。

第3条は、地域密着型サービス事業の一般原則の規定です。

第4条と次の5条は、介護保険法により定めなければならない基準です。4条の事業者の指定を受けることができるものは、法人のみとなります。

第2項では、その法人の役員等から町の暴力団排除条例の規定による暴力団員等を排除する規定です。5条の地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、いわゆる小規模特別養護老人ホームの入所定員は、法定上限の29人以内とします。

次の第3章から11章までは、サービスごとになっております。最初の定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですが、町内に事業所はありません。

第6条は事業の基本方針です。

第7条は記録の保存です。国の現行基準では、保存期間は2年となっておりますが、これを5年間と延長しました。理由は、介護給付費の返還請求権に係る消滅時効は5年であり、不適正な支給事例が発生した場合には、5年間さかのぼって対応できるようにするものです。

第8条は事業所の管理者ですが、先ほどの法人役員と同様に、暴力団員等を排除する規定です。この第7条と8条の規定は、これ以降のすべてのサービスに準用されます。

第4章は、夜間対応型訪問介護ですが、これも町内に事業所はありません。第10条は、準用規定で、先ほどの第7条と8条の規定を準用するというものです。

第5章は、認知症対応型通所介護ですが、これは認知症の方が利用できるデイサービスで、原町に1つの事業所があります。

第6章は、小規模多機能型居宅介護ですが、これは来年度事業者を公募する予定であります。第14条は、事業所の代表者の規定ですが、これも管理者同様に暴力団員等を排除するものです。本規定も、該当サービスに準用されます。

第7章は、認知症対応型共同生活介護ですが、これは認知症の方々が共同生活するグループホームで、原町に1施設あります。

第8章の地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所は、町内にはありません。

第9章の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護ですが、これは4月にオープンする小規模特別養護老人ホームすいせんの里が該当します。第21条では、居室の定員を定めています。国の基準は原則1人ですが、町ではいわびつと同様に4人まで認めることができました。なお、すいせんの里は、定員29人プラス短期入所5人で、居室の形態は居室が2部屋、4人部屋が8部屋です。4月1日の事業者指定を目指しており、本条例の適用第1号となる予定であります。

第10章のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、及び第11章の複合型サービスの規定は、町内に事業所はございません。

最後の第12章では、最初に申し上げましたように、本条例で定める以外の基準は国の定める基準によるところとしております。

続きまして、議案第20号の説明をさせていただきます。条例の制定方法については、前条例と全く同じでございますので、かいつまんで説明させていただきます。条例名の中に、「介護予防」という文言が入っておりますように、利用対象者は要支援の認定を受けた方となります。したがって、利用対象者が少ないため、サービスの種類も少ないです。また、当然に介護保険等の引用条文も違ってまいります。

第1章、2章は前条例と同じです。

第3章から5章までは、サービスごとの基準となっております。サービス概要は、添付した資料をごらんください。括弧書きのサービスが該当します。第3章の介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の方が利用できるデイサービスです。事業所は原町に1カ所ありますが、利用は要支援の方のみではなく、要介護認定を受けた方々と一緒に利用することになります。ですから、当然に事業者指定を受けるためには、両条例の基準をクリアすることになります。以下のサービスも同様となります。第6条の記録の保存、第7条の管理者の規定も前条例と同じです。また、準用規定も同じでございます。

第4章の介護予防小規模多機能型居宅介護は、来年度事業者を公募する予定であります。

第5章の介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の方々のグループホームで原町に1施設あり、要介護認定を受けた方々と一緒に生活しております。部屋は、すべて個室となっております。

最後の第6章では、本条例で定める以外の基準は、国の定める基準によるところとしており、前条例と全く同じでございます。

以上、題名同様に長い条例ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

議案第19号及び議案第20号を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、受給資格者証の更新時の負担軽減と、引用法律名の改正に伴うものでござ

います。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第5条の受給資格の更新ですが、福祉医療費の受給資格者証には有効期間を設けており、有効期間満了前には受給資格者証交付申請書を提出していただき、更新手続きをしております。ちなみに、子供は就学前、障害者は3年ごと、母子、父子等は所得要件がありますので毎年と、それぞれ更新手続きが必要となります。

今回の改正は、この更新時の受給資格者証交付申請書を省略できるとするものです。更新時に、こちらで受給資格が確認できる場合には、受給資格者証交付申請書の提出を不要とし、受給資格者証を郵送することにより、受給者はあえて役場まで出向く必要がなくなり、負担を軽減することができます。

所得要件のある母子、父子等を除いて、ほとんどの受給者が該当すると思われます。加入保険や住所の変更などは、その都度の届け出となっており、受給資格の確認には問題ありません。

次に、第7条の福祉医療費の支給対象額ですが、第1号中の障害者自立支援法の法律名が、4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称障害者総合支援法と変わりますので、改正をお願いするものでございます。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第22号 東吾妻町在宅高齢者等介護予防・生活支援

事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町在宅高齢者等介護予防・生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

高齢者等を対象とした介護予防・生活支援事業は、介護保険サービスを準用した制度であり、利用者からは利用料をいただいております。この利用料は、介護報酬をもとに決めています。介護報酬が改定となっておりますので、利用料の見直しを行ったものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

別表の利用料金を改正するものでございます。

本事業は、介護保険が始まる前からあった事業で、平成12年の介護保険開始時に現在の料金体系になり、それ以降見直しもなく現在に至っております。この間には、介護保険制度自体の見直しや介護報酬の改定もありましたので、今回事業の見直しと利用料金の改定を行うものでございます。

改正に当たっての基本的な考え方は、介護保険サービスには1割の自己負担がありますので、それを下回らない範囲で利用料を設定するということでございます。と申しますのは、本事業の対象者は、介護保険対象外の自立した高齢者ですが、近い将来同様の介護保険サービスに切りかわった場合の1割負担が、本事業の利用料金より高くなってしまうという現状にあります。介護保険サービスになったら、利用者負担が上がったというのでは、介護保険との整合性がとれませんので、料金の改定を行うものでございます。

まず、生きがい対応型デイサービス事業の利用料金です。介護保険で、一番軽い要支援1の方のデイサービス利用時の負担金が、1日1回当たり525円となりますので、これを下回らない550円と設定しました。プラス食費は実費となります。現在は、食費含めて900円を

徴収しております。

次の自立型ホームヘルプサービス事業ですが、デイサービス同様に利用者負担を算出しますと、1時間当たり305円となりますので、若干高めの設定で320円といたしました。延長は、30分ごとに160円の加算となります。

また、外出支援サービス事業は、道路運送法に抵触するということで、福祉有償運送を行っておりますので、削除いたします。現在、これらの事業は、社会福祉協議会へ委託しております。利用者は、生きがいデイが3人、自立ヘルパーの利用が1人と少ないですが、制度間の矛盾や不公平間を解消するための見直しでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町では、町外企業を誘致し、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、東吾妻町企業誘致奨励金交付条例を制定しております。今回、この東吾妻町企業誘致奨励金交付条例を全部改正しまして、東吾妻町企業立地促進条例とし、現条例の土地、建物及び償却資産に対して、賦課される固定資産税に相当する額を、初年から3年間交付するものを町外の企業誘致以外にも、町内の事業所の新設、増設及び移転にするものにも奨励措置を拡大するものであります。

さらに、事業所等用地取得補助金及び事業所等関連施設整備費補助金を設けまして、より一層町の産業振興及び雇用機会の拡大を図ってまいる所存です。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

それでは、詳細説明をさせていただきます。

先ほど、町長が申し上げましたとおり、既存の東吾妻町企業誘致奨励金交付条例を全部改正しまして、東吾妻町企業立地促進条例とし、町外の企業誘致以外にも町内の事業所の新設、増設及び移転するものにも奨励措置を拡大し、あわせまして事業所等用地取得補助金及び事業所等関連施設整備費補助金を設けまして、より一層、町の産業振興及び雇用機会の拡大につなげることを目的としております。

第2条では、定義を規定しております。この中で、事業者を日本標準産業分類に掲げる産業とし、一部町の健全発展に不相当と認める産業を除外しております。

第3条で、優遇措置を施設設置奨励金、事業所等用地取得補助金及び事業所等関連施設整備費補助金の3つを規定しております。

第4条では、優遇措置の交付条件を投下固定資産額2,000万円以上で、新規雇用者3名以上とし、増設及び移設の場合は、投下固定資産額2,000万円以上、雇用増加1名以上と規定しております。

第5条で、施設設置奨励金について、既存条例と同様、土地、建物及び償却資産に対し、賦課される固定資産税に相当する額を3年間交付することを規定しています。

第6条では、事業所等用地取得補助金について、事業所建設のために新たに取得した土地の取得価格の50%以内、限度額を1,000万円とすることを規定しております。

第7条では、事業所等関連施設整備費補助金について、事業所建設のために新たに投資した額の50%以内で、限度額を1,000万円とすることを規定しております。

第8条及び第9条につきましては、指定申請及び変更手続について規定しています。

第10条では、優遇措置の指定取り消し等について規定しております。

第11条では報告等について、第12条では指定の承継について規定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

途中でございますが、ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前 10 時 59 分）

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午前 11 時 10 分）

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第24号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

企業立地の促進等により、地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律により、群馬県の基本計画のうち3計画が、平成19年10月17日に国の同意を得ております。この計画も5年が経過し終期を迎えたことから、群馬県において平成25年を始期とする新たな基本計画を策定することとなっております。

そのほかにも、1計画が平成22年3月25日に国の同意を得ており、計画ごとに同意の日が違ってきているために、それぞれの基本計画の同意日から起算して、5年以内において引

き続き課税免除を実施できるよう、改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（丸山和政君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

先ほど、町長が申し上げましたとおり、群馬県では東吾妻町を含むアナログ関連産業、健康科学産業及び基盤技術産業の3計画が、平成19年10月17日に国の同意を得ております。

条例第2条の規定により、平成24年10月17日以降に設置した施設は、課税免除ができなくなっております。この3事業につきましては、平成24年度を終期を迎えたため、群馬県では平成25年を始期とする新たな計画を策定することとなっております。

また、群馬県の東吾妻町を含む、環境関連産業に係る基本計画が、平成22年3月25日に国の同意を得ております。

以上のことから、基本計画の同意の日が計画により異なるため、それぞれの同意日を明記せず、同意の日とさせていただくものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第1条、中ほどで次条以降を簡潔に説明するため、基本同意計画と省略規定を設けております。

第2条では、先ほど説明させていただきました、それぞれ異なる同意の日を列記せず、同意日と改正するものであります。今まで、この条例の適用を受ける事例はございませんでしたが、適用を現条例の終期まで遡及し、制度の一貫性を図るものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第25号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県においては、小口資金にかかる返済負担の軽減策として、平成23年度から実施している融資期間の延長の特例措置、平成15年度から実施している借りかえ制度及び平成21年度12月24日から実施している借りかえ制度の緩和について、平成25年度も引き続き実施することとし、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正が行われました。

町でも、中小事業者等を取り巻く状況を踏まえて、群馬県小口資金融資促進制度要綱、同様平成24年度についても借りかえ制度及び24年度以前に融資した案件について、平成25年度までに融資期間の延長申請があった場合は、融資期間を3年を限度として、融資期間を延長できるものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（丸山和政君） それでは、詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、経済情勢が依然として厳しいことを勘案し、群馬県小口資金融資促進制度要綱にあわせまして、借りかえ制度の1年間の期間延長をする改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第8条の2、既往債務の借りかえでございますが、借りかえの申し込み期限を平成26年3月31日までの1年間延長するものでございます。

続きまして、附則第3項、融資期間の延長でございますが、申請期間を平成25年度中とし、1年間延長して取り扱い金融機関に融資期間延長の申請を行い、手続が可能な場合は、融資期間を最大3年間延長できるようにするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第26号 東吾妻町町営住宅等整備基準条例について
を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第26号 東吾妻町町営住宅等整備基準条例について、提案理由の
説明を申し上げます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための、改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律により、公営住宅法の一部が改正され、町営住宅等の整備に関する基準
を町条例で定めることとなったため、議決をお願いするものでございます。

整備基準につきましては、国の基準を参酌し、県と同様の基準を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださ
いますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

本条例は、第1次地方分権一括法により、公営住宅法の一部が改正されたため、町営住宅
の整備基準を新規に町条例で定めるものであります。

整備基準とは、健康で文化的な生活を営むのに足りる住宅を整備するために必要な敷地の
安全性や住宅の基準であり、国の基準を参酌した県の条例案と同様であります。

条文のほうをごらんいただきたいと思います。

第1条に趣旨、第2条に用語の定義、第3条から7条では周辺環境と土地に関して、第8
条から12条では建物住棟や住戸に関して、第13条から17条では附帯施設や通路に関しての
基準となり、第18条は規則への委任で規則により技術的基準を定めることとなります。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第27号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第27号 東吾妻町道路構造条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第27号 東吾妻町道路構造条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法の一部が改正され、町道の新設、改築する場合における、道路の構造の一般的、技術的基準について、町条例で定めることとなったため、議決をお願いするものでございます。

県の基準を参酌し、町道の基準を定めることによって、今後も継続して道路の安全性、円滑性を確保したいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 本条例は、第1次地方分権一括法により、道路法の一部が改正されたため、町道の新設、改築をする場合における道路構造の一般的、技術的基準を新規に町条例で定めるものであります。

道路構造の基準は、道路構造令で定める自動車の種類、建築限界、過重に対し必要な強度を除く、幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差または接続、待避所、その他安全

な交通を確保するための施設について、条例で定めるものでありますが、道路の区分はその他道路の地方部、これは第3種の道路になりますが、この道路の区分により、県の基準を参酌し定めております。

条文をごらんいただきたいと思います。

第1条に趣旨、第2条に用語の定義、第3条から第7条では車線と幅員等に関して、第8条から13条では自転車、歩行者、植樹帯に関して、第14条から27条では速度、曲線、舗装等に関して、第28条から31条では交差、接続、待避所等に関して、第32条から36条では安全施設、防護施設等に関して、第37条でトンネル、第38条で橋梁等、第39条から41条では特例に関して、42条から43条では自転車、歩行者専用道に関しての基準となっております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第28号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第18、議案第28号 東吾妻町道路標識条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第28号 東吾妻町道路標識条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法の一部が改正され、町道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法について、町条例で定めることとなったため、議決をお願いするものでございます。

国の基準を参酌し、県と同様の基準を定めることによって、今後も継続して道路の安全性、円滑性を確保したいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださ

いますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 本条例は、第1次地方分権一括法により、道路法の一部が改正されたため、町道に設ける標識の寸法について、新規に町条例で定めるものであります。

道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について定めるものであり、県の基準と同様に定めております。

条文のほうをごらんいただきたいと思います。

第1条に趣旨、第2条に町道及び道路標識の種類と番号の定義、第3条、4条に案内標識の寸法、第5条に警戒標識の寸法、第6条に補助標識の寸法を定めております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第29号、議案第30号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第19、議案第29号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について、及び日程第20、議案第30号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第29号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について、議案第30号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の

整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、道路構造の基準及び特定公園施設の設置基準を町条例で定めることとなったため、県の基準を参酌し、町の基準を定めることによって、移動等の円滑化を図るものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 本条例は第2次地方分権一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたため、道路の構造基準及び特定公園施設の設置基準について、新規に町条例で定めるものであります。

道路の構造基準は、歩道等、立体横断施設、乗り合い自動車停留所、自動車駐車場、その他の施設の基準を県が定めた独自の構造基準を参酌し定めております。

道路構造の関係の条文のほうをごらんいただきたいと思います。

第1章総則では、第1条に趣旨、第2条に用語の定義、第2章歩道等を3条から11条に、第3章立体横断施設を第12条から17条に、第4章乗合自動車停留所を第18条から19条に、第5章自動車駐車場を第20条から30条に、第6章その他の施設を第31条から35条に、それぞれの構造基準を、附則第2項では、経過措置を定めております。

特定公園施設の設置に関する基準は、屋根つき広場、休憩所、野外劇場、音楽堂、駐車場、便所、水飲み場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識とそれらをつなぐ園路等の基準を、国の基準を参酌し定めております。

条文のほうをごらんいただきたいと思います。

第1条に趣旨、第2条に用語の定義、第3条から4条では園路、広場等に関して、第5条から6条では休憩所、野外劇場等に関して、第7条から13条では駐車場、便所等に関して基準を定め、第14条では災害等により一時使用する特定公園施設の例外を定めております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

議案第29号及び議案第30号を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第31号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第21、議案第31号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第31号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市公園法の一部が改正され、都市公園の設置基準等に関する基準を町条例で定めることとなったため、議決をお願いするものでございます。

設置基準等につきましては、都市公園法を参酌基準とし、条例で定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 今回の条例改正は、第2次地方分権一括法により、都市公園法の一部が改正され、都市公園の設置基準等に関する基準を都市公園法を参酌し、新たに町条例へ追加するものであります。

改正の概要は、設置基準等に関する基準、建築面積に関する基準、占用料に関する基準の追加であります。

条文のほうをごらんいただきたいと思います。

第2条の2として、法の定める基準、第2条の3として、町民1人当たりの面積の標準、第2条の4として配置と規模の基準、第2条の5として建築面積の基準、第2条の6として建築面積の特例、第9条の2として、占用等にかかる使用料、こちらにつきましては、町の道路占用料徴収条例を準用しております。

第9条の3といたしまして、使用料の徴収等について定めております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第32号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第22、議案第32号 東吾妻町温泉開発基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第32号 東吾妻町温泉開発基金条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、町村合併時に旧東村から引き継いだもので、平成21年度当初予算で基金すべてを一般会計に繰り入れることを提案し、同年度の桔梗館のボイラー入れかえ工事費などに充てさせていただきました。

現在、基金の残金がないことから、今回条例の廃止を提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

事業課長。

○事業課長（轟 馨君） お世話になります。

この条例につきましては、平成18年3月の町村合併時に、旧東村から引き継いだものでございます。主に桔梗館を対象にしておりました。

桔梗館は、昭和62年度に営業が始まりまして、開始当初は入り込み客数が年間15万人前後あり、売上金額も相当ありました。そのときの黒字の一部を基金として積み立てて、施設の改修時などに利用してきました。

平成21年度の当初予算で、基金の全て1,433万9,000円を一般会計に繰り入れることを提案し、同年度の桔梗館のボイラーの入れかえ工事等に充てさせていただきました。

それ以来、基金には残金がないことから、今回条例の廃止を提案するものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第33号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第23、議案第33号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第33号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法が成立したことにより、水道法については、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、政令を参酌して地方自治体の条例で制定する旨の改正がなされたために、制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、説明させていただきます。

提案理由にございました第2次一括法による水道法の一部改正に伴い、これまで国が一律に定めていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準を地方公共団体が、条例で定めることとなったための条例の制定でございます。

規定する主な内容といたしましては、第2条に布設工事監督者を配置する工事として、水道施設の新設、水道施設の増設または改造の配置基準を定めております。

第3条に、布設工事監督者の資格として、学歴と水道に関する技術上の実務経験年数によ

る資格基準を定めております。

第4条に、水道技術管理者の資格として、学歴と水道に関する技術上の実務経験年数による資格基準を定めております。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第34号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第24、議案第34号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第34号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

公共事業で家屋移転となり、個人設置合併処理浄化槽を設置したが、設置後の維持管理は町にお願いしたいという希望者が寄附の申請を行えるために、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、説明させていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

見出しの個人設置合併処理浄化槽の町への寄附の第15条中、中ほどの「この条例の施行前に、」の字句を削除し、個人設置の合併浄化槽の寄附を町に申請できるようにするものです。

理由といたしましては、公共事業にかかる補償において、合併処理浄化槽及び単独処理浄

化槽、くみ取り槽の補償を受けたものが、新規に合併処理浄化槽を設置するときに、市町村設置型浄化槽を設置することは、補助金の二重投入となるため、補助対象にできないので個人で設置することになります。

この個人設置浄化槽を町に寄附して、維持管理を町で行っていくことを希望される方が、寄附の申請を行えるように改正をするものです。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第25、議案第35号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第35号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、中学校統合に伴い、現在ある5中学校を1中学校にすることによる改正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） お世話になります。

それでは、説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、中学校統合に伴う学校設置条例の改正でございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正前の東中学校から坂上中学校までの5校を、改定後につきましては、名称を東吾妻町立東吾妻中学校とし、所在地を東吾妻町大字原町2693番地と改定するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を中学校統合等対策特別委員会に付託をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議ありと認めます。

異議がありますので、起立によって採決を行います。

お諮りをいたします。本件については、その審査を中学校統合等対策特別委員会に付託することに賛成の方は、起立願います。

5番、7番、8番、9番、13番、14番、それとすみません12番。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） したがって、本件は中学校統合等対策特別委員会に付託することに決定をいたしました。

中学校統合等対策特別委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いをいたします。

◎議案第36号、議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第26、議案第36号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第27、議案第37号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第36号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第37号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

この議案の趣旨といたしましては、岩島地区矢倉にございます岩島社会体育館を廃止するための条例及び使用料条例の一部改正でございます。

要旨といたしましては、別表から岩島社会体育館の項を削除するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） それでは、説明を申し上げます。

この改正につきましては、岩島社会体育館を体育施設としての管理から外すための改正でございます。

議案第36号の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例につきましては、別表の改正前にある、岩島社会体育館の項を削るものでございます。

続きまして、議案第37号の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

先ほど、東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例から、岩島社会体育館の項を削除することに伴い、東吾妻町体育施設使用料条例につきましても、別表の改正前にある岩島社会体育館の項を削るものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長にお答えいただきたいんですが、廃止する理由を述べていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この体育施設につきましては、今後、他の用途に使用する、その所在する土地を他の用途に使用する予定がございますので、廃止をするものでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 他の用途を具体的に、それとこの社会体育館の目的が達成されたからそれがいらなくなったのか、明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この地につきましては、今後、東吾妻町の給食センターを設置する予定になっております。

また、体育館につきましては、既にかなり老朽化をしているという状況でございますので申し添えます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 老朽化はしていますけれども、目的が達成されたのかどうかということを確認したんです。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この体育館につきましては、社会体育館としてその目的は十分に果たしたというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、もう使用団体はいないということですね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今後使用する、使用を希望する方がおりましたら、他の町の施設を利用させていただくことにいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに、質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、最初に議案第36号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、その審査を中学校統合等対策特別委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は中学校統合等対策特別委員会に付託することに決定をいたしました。

中学校統合等対策特別委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いをいたします。

次に、議案第37号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例については、その

審査を中学校統合等対策特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は中学校統合等対策特別委員会に付託することに決定をいたしました。

中学校統合等対策特別委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いをいたします。

ここで途中でございますが、休憩をとります。

再開を13時といたします。

(午後 零時01分)

○議長(菅谷光重君) ただいまより、再開をいたします。

(午後 1時00分)

◎議案第38号の上程、説明、議案調査

○議長(菅谷光重君) 日程第28、議案第38号 岩櫃城跡保存整備委員会条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第38号 岩櫃城跡保存整備委員会条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この議案の趣旨といたしましては、町のシンボルであり、町の史跡として知られている岩櫃城跡の保存整備を行うための条例の制定でございます。

要旨といたしましては、保存整備委員会を発足させ、保存管理及び整備を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） それでは、説明を申し上げます。

この条例につきましては、町の指定史跡であります岩櫃城跡を、国の指定の史跡に格上げをして、この周辺について堀や住居跡、防衛施設等を中心に史跡の保護、管理、活用を目的とした整備を国の補助制度を活用しながら、推進していきたいと考えております。

このため、この保存整備委員会を立ち上げ、専門委員等による調査・研究を行い、保存管理計画を策定するために、条例の整備をするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに審査が終了するようお願いをいたします。

◎議案第39号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第29、議案第39号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第39号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正をお願いする内容は、岩櫃城跡の保存整備を行うための委員会設置に伴う、岩櫃城跡保存整備委員会専門委員の報酬を追加させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださ

いますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんください。

先ほど、町長より説明のありましたとおり、名勝吾妻峡保存管理計画策定委員会専門委員の次に、岩櫃城跡の整備保存を行うための岩櫃城跡保存整備委員会の専門委員の報酬を追加するものでございます。

この追加により、例規整備を行うものでございますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですがよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いをいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第30、議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計当初予算について、提案理由の説明を申し上げます。

国の25年度予算は、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく24年度補正予算と一体的なものとして、15カ月予算として編成しております。

財政健全化目標を見据え、前年度より引き締まった中身とする中で、補正予算と同様に、復興防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心、地域活性化に重点化するとされております。

町におきましては、国の方針を受け、事務事業評価委員会等で、既存の事業の見直しを行

い、喫緊の政策課題の取り組みを初め、町の総合計画の基本理念であります、人と自然の息吹が未来を奏でる笑顔あふれる町を着実に推進することを踏まえまして、予算を編成してまいりました。

今回、お願いをする平成25年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額83億3,600万円を計上させていただきました。前年度比では4.9%の増、金額にいたしまして3億9,100万円の増といたしました。

それでは、予算の主な内容について、歳入からご説明を申し上げます。

町税につきましては、平成25年4月1日からたばこ税が1,000本につき644円、県税から市町村税に移譲されます。これに伴い町たばこ税が前年比13.1%増、金額で1,188万7,000円の増になります。

地方交付税の国の総額は、前年比2.2%の減となりますが、公的病院等に対する運営助成が、平成24年度から特別交付税に算入されまして金額では7,435万円増の30億3,766万6,000円を見込んでおります。

国庫支出金は、放射線量低減対策特別緊急事業補助金が大きく減額になりまして、前年比3.2%の減、金額では約1,200万円の減額となっております。

県支出金は、街路事業の用地買収等で約6,900万円増になり、前年比11.1%増となります。

繰入金につきましては、財政調整基金を前年度比1億円の増で2億円の繰り入れとなります。

諸収入は、ダム関連事業が大きくふえたことに伴い、前年比36.7%の増、金額で約9,600万円の増となります。

最後に、町債となります。

統合中学校建設事業債が増となり、前年比18.9%の増、金額では1億5,250万円の増となります。

続いて、歳出でございます。

総務費につきましては、群馬県が導入しております社会参加費を交際費に計上しております。

土地開発公社解散に伴います分譲地の購入費3,000万円を、地域開発事業特別会計繰出金に含め、計上しております。

広報広聴活動費の広報の発行費は、すべてカラーで実施する予定でございます。

また、町勢要覧の作成が約5年おきでございますので、作成を予定しております。

徴税費の公図デジタルデータ作成業務は、緊急雇用事業の継続事業、2年目になります。戸籍住民基本台帳費の旅券、パスポートでございますが、発行事務事業を平成25年10月から役場1階事務室で始めます。

民生費では、昨年度地域密着型小規模特別養護老人ホームの施設整備補助を実施いたしました。25年度も、地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の整備補助の実施をしていきます。

衛生費では、子育て支援対策としまして、ロタウイルスの予防接種補助金制度を新設いたします。母子保健費では、養育医療費と育成医療費が新たに県から事務移譲されます。

環境衛生費では、太陽光発電システム設置費補助金が好調なため、補助件数をふやし、引き続き行ってまいります。

霊園管理では、24年度で実施できませんでしたあがつま霊園用地を購入いたします。また、あづま霊園の区画増設工事を行ってまいります。

農林水産業費では、農業振興費で、緑のふるさと協力隊事業を実施いたします。NPO法人の地球緑化センターから農山村に興味をもつ若者、地域活性化を目指す地方自治体に1年間派遣してもらう事業であります。

畜産振興費では、北榛ファームの畜産基地事業の繰上償還を計上しております。

商工費では、今年度も住宅新築改修等補助金を町民の住環境向上と、町内商工業の活性化を図るために実施をしてまいります。

土木費では、道路維持費や道路改良費で、引き続き町が管理を行ってまいります。

消防費では、2分団2部に消防自動車の購入を予定しております。また、防火水槽につきましては、今年度から町が設置するようにいたします。

教育費では、24年度3月補正でも計上しておりますが、統合中学校の関連事業費を計上しております。

以上が主な内容でございますが、事務事業の見直しや経費節減に努めながら、町民ニーズにできる限りこたえられるような予算とさせていただきました。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条ですが、今回お願いする額は、歳入歳出それぞれ83億3,600万円とするお願いでございます。これは、前年度と比べまして3億9,100万円の増、率にして4.9%の増額でございます。

第2条につきましては、債務負担行為でございます。内容は、第2表のところで説明をさせていただきます。

第3条は地方債ですが、こちらにつきましても第3表のところで説明をさせていただきます。

第4条は一時借入金ですが、昨年度と同様に最高額を8億円と定めるお願いでございます。

第5条は歳出予算の流用についての説明でございます。

以上、第1条から第5条までが、議決をお願いする案件ということになってございます。

次に、詳細に入る前に、本日お手元にお配りした資料について説明をさせていただきます。

3枚紙で両面刷りのものがいつているかと思うんですけれども、これについて簡単に説明させていただきます。

まず1ページでございますが、一般会計当初予算の款別総括表でございまして、対前年度との差し引き及び伸び率並びに構成比の一覧ということになっております。

2ページでございますが、会計別予算額の一覧でございます。

一番下に公営企業会計がありますが、全会計の一覧ということになっておりますので、よろしくをお願いします。

3ページは一般会計における性質別の集計でございます。人件費や物件費、そういった集計をしております。表の見方につきましては、表の下に説明書がありますので、お読みいただきたいというふうに思います。

次に、4ページですけれども、3ページと同様なんですけれども、全会計の集計になっておりますので、よろしくお読みしたいというふうに思います。

5ページは一般会計からの繰出金、補助金の一覧でございます。

最後になりますが、地方債の全会計における残高の一覧でございます。表中の一番下の残高で比較をしていただければ、残高の推移がおわかりいただけるというふうに思っておりますので、よろしくお読みいたします。

それではまた、予算書に戻って説明をさせていただきたいと思います。

2ページをお開き願いたいと思います。

2ページからが第1表ですが、4ページまでが歳入の款項の集計になっております。

5ページから6ページが、歳出の款項の集計でございます。説明は、後ほどさせていただきたいというふうに思います。

7ページ、第2表の債務負担行為でございますが、例年お願いしてあります駅北土地区画整理事業として、損失補償契約の上限を2,000万円とするお願いでございます。

第3表の地方債でございますが、11件、合計で9億5,850万円でございます。詳細につきましては、26ページの町債のところで説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、8ページから事項別明細になりますけれども、8ページ、9ページにつきましては款ごとの合計になっております。

10ページからが歳入歳出の説明になりますので、これからは各課より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

最初に、8ページをごらんいただきたいと思います。

自主財源の柱であります町税につきましては、直近の調定額をもとに徴収率や経済動向などを勘案して計上させていただきました。

総額では、前年度比99.0%の18億1,186万2,000円となり、前年を若干下回りました。

構成比につきましては、予算規模の増加もありましたので、21.7%と前年度を1.3%下回りました。

次に、10ページをお願いいたします。

これからは、税目ごとに説明をさせていただきます。

1款1項の町民税でございます。町民税は、税收全体のおよそ35%を占めております。

1目の個人の町民税でございますが、景気状況等を考慮して個人所得は若干の減少と予測し、現年課税分につきましては、前年度比0.5%減の5億2,802万2,000円を見込みました。滞納繰越分につきましては、50%増を目標に548万6,000円を見込みました。現年分、滞納繰越分合わせて0.1%減の67万6,000円減の5億3,350万8,000円となりました。

2目の町民法人税でございますが、これにつきましても景気動向等を考慮いたしまして、現年課税分の法人税割につきましては前年度比18.5%減の9,542万5,000円を見込み、均等割につきましては直近の収入状況等を勘案し、277法人で6.8%増の3,681万8,000円、滞納繰越分につきましては1.3%増を目標といたしまして37万5,000円、現年分、滞納繰越分合わせて10.3%減の9,580万円となりました。結果、第1項町民税につきましては前年度比1.8%

減の6億2,930万8,000円となりました。

続きまして、2項固定資産税でございますが、固定資産税は、税収全体のおよそ57%と、一番大きな財源でございます。

1目の固定資産税でございますが、昨年の評価替えにより、土地及び家屋につきましては横ばい状態でした。償却資産につきましては若干の設備投資はあったのですが、過疎法に該当する事業所のために減免税額も増加いたしまして、また全体的に減価償却しているために現年課税分につきましては前年度比1.8%減の9億9,845万3,000円を見込み、滞納繰越分につきましては16%増を目標に600万4,000円を見込みました。その結果、1目の固定資産税につきましては1.7%減の10億445万7,000円でございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、交付団体は5団体でございます。いずれも、法で定められた前年の11月30日までに通知された価格等に基づいて税額を算出しております。2,455万4,000円を計上いたしました。所在市町村交付金を含めた固定資産税は1.7%減の10億2,901万1,000円でございます。

次に、3項の軽自動車税でございますが、現年課税分につきましては、直近の登録台数をもとに1.4%増の4,399万9,000円を見込み、滞納繰越分につきましては前年並みの37万8,000円を見込み、合計で1.3%増の4,437万7,000円となりました。

11ページをお願いいたします。

4項たばこ税につきましては、国の税率改正直後、一時売り上げ本数が激減いたしました。が、直近の数字で喫煙本数が若干増加しているようでございます。こうしたことから13.1%増の1億286万6,000円となりました。

最後に、5項入湯税でございますが、町内6業者の宿泊客は16%減の4万2,000人を見込み、1人当たり150円で630万円となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、2款の地方譲与税ですけれども、これから13ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、前年度同様に決算の見込額、それから国からの地方財政計画の概要等を考慮して計上してありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

最初に、2款の地方譲与税ですけれども、これは国税として徴収をして、一定の基準により譲与されるものでございまして、1項の地方揮発油譲与税は、いわゆるガソリン税でござ

いますが3,845万8,000円、2項の自動車重量譲与税は、自動車重量税収入を道路に関する費用に充てるために譲与されるものでございまして、9,143万8,000円を見込んでおります。

3款の利子割交付金でございしますが、ここからは交付金ということになります。利子割交付金は、預金利子等の所得に対して分離課税される税を一定のルールによって交付されるもので、403万2,000円を見込んでおります。

4款配当割交付金ですが、これも利子割交付金と同じように一定のルールによって交付されるもので、190万2,000円を見込んでおります。

12ページの5款株式等譲渡所得割交付金でございしますが、これは特定株式等譲渡所得に対して課税される税をこれも一定のルールによって交付されるもので、前年同額の100万円を見込んでおります。

次の6款の地方消費税交付金でございしますが、県税であります地方消費税の2分の1相当額を市町村に対して人口及び従業者数で案分されて交付されるものでございます。対前年度511万4,000円減の1億4,067万4,000円を見込みました。

7款のゴルフ場利用税交付金ですが、決算見込額から対前年度273万8,000円減の2,214万3,000円を見込んでおります。

8款の自動車取得税交付金ですが、決算見込額から対前年度902万1,000円増の3,600万円を見込んでおります。

9款の地方特例交付金でございしますが、前年度と同額の1,058万2,000円を見込んであります。この交付金でございしますが、恒久的な減税に伴う減収額の一部を補填するために将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、交付されるというものでございます。具体的には、住宅ローン減税による町民・県民税の減収や自動車取得税の減税、いわゆるエコカー減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補填するものとして交付されるというものでございます。

10款の地方交付税でございしますが、国の地方財政計画を踏まえ、7,435万円増の30億3,766万6,000円を見込んでおります。

11款の交通安全対策特別交付金ですが、前年同額の341万円の見込みでございします。

12款の分担金及び負担金ですが、事業によって利益を受けるものに対して徴収されるものであり、1目民生費負担金873万4,000円、2目衛生費負担金5万円、3目農林水産業費負担金1億2,027万2,000円の計上でございます。負担金の内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思います。

13款使用料及び手数料ですが、決算見込みにより計上させていただいております。1目の総務使用料から14ページの9目岩櫃ふれあいの郷使用料まで、合計1億3,756万8,000円でございます。2項の手数料ですが、1目総務手数料から5目の土木手数料まで、合計1,322万6,000円でございます。内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいというふうに思います。

15ページの14款の国庫支出金、1項国庫負担金ですが、1目民生費国庫負担金、2目の衛生費国庫負担金となっております。合計で3,019万8,000円増の2億8,969万6,000円でございます。国庫負担金につきましては、国が共同責任を持つ事業に対して一定割合を給付するというものでございます。

16ページの2項国庫補助金ですが、1目民生費国庫補助金から4目教育費国庫補助金まで、合計で対前年度2,831万6,000円減の7,063万7,000円でございます。国庫補助金につきましては、地方の事業の奨励や財政援助のために給付されるものでございます。一番下の農林水産業費国庫補助金は廃目整理でございます。

3項委託金でございますが、1目総務費委託金から3目土木費委託金まで、合計で対前年度1,414万5,000円減の1,302万5,000円でございます。委託金につきましては、本来、国が行う事業を地方が行ったほうが効率的ということから、国から委託されて行う事業でございます。国庫支出金につきましても、内容は説明欄をごらんいただきたいと思います。一番下の農業水産業費委託金は廃目整理でございます。

17ページの15款県支出金、1項負担金ですが、1目の民生費県負担金と2目衛生費県負担金となっております。対前年度985万2,000円増額の1億8,282万8,000円でございます。これにつきましても、内容は説明欄をごらんいただきたいと思います。

18ページから19ページについて、2項県補助金ですが、1目の総務費補助金から7目農林水産業施設災害復旧費県補助金まで多くの事業が掲載されております。事業につきましては、歳出と関連がございますので、特徴的な事業につきましては各課から歳出の際、説明があるかと思いますが、合計で対前年度4,847万3,000円減の3億3,166万6,000円でございます。

20ページ、第3項委託金でございますが、1目総務費委託金から3目都市計画費委託金まで、合計で対前年度1億724万7,000円増の1億7,365万8,000円でございます。増額の要因といたしましては、3目の都市計画費委託金の街路事業用地買収業務委託金の1億3,368万4,000円によるところでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目の財産貸付収入でございますが、土地建物に対する収入になります。2目の利子及び配当金ですが、基金の利息でございます。合計では前年とほぼ同額の1,781万9,000円でございます。2項の財産売払収入、1目の不動産売払収入、2目の物品売払収入につきましては、それぞれ存目で各節1,000円の計上でございます。

21ページの17款寄附金でございますが、1目一般寄附金、2目民生費寄附金につきましては、存目で1,000円の計上でございます。3目のふるさと応援寄附金は、前年同様30万円の計上でございます。

18款の繰入金ですが、基金からの繰入金でございます。1目が公共施設等整備基金繰入金で、対前年度3,574万7,000円減の5,095万6,000円でございます。2目の財政調整基金繰入金は、対前年度1億円増額の2億円の計上でございます。2項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、存目で1,000円の計上でございます。

19款の繰越金ですが、例年説明していますが、前年度繰越金で2億円、繰越明許費繰り越しで1,000万円見込んでの計上でございます。

20款の諸収入ですが、1項延滞金、加算金及び過料、対前年度100万円増の290万円でございます。2項の町預金利子につきましては、存目的に1,000円の計上でございます。3項の貸付金元利収入につきましては、対前年度10万円減の20万円の計上でございます。4項の受託事業収入ですが、対前年度163万6,000円減の555万1,000円の計上でございます。5項の雑入ですが、1目衛生費徴収金から25ページの9目雑入まででございます。合計で対前年度9,676万4,000円増の3億4,924万円でございます。8目のダム関連事業雑入の対前年度1億806万1,000円の増が合計額の増額の要因でございます。一番下の弁償金は廃目整理でございます。

26ページの21款町債です。詳しくは歳出予算のほうであると思いますので、簡単に説明いたします。1目の総務債でございますが、対前年度1,070万円増の2億2,270万円でございます。2目の民生債につきましては、780万円増で4,280万円でございます。3目の土木債は、1節と2節で対前年度4,630万円増の2億1,070万円でございます。4目の教育債は、1億1,290万円の皆増でございます。5目の臨時財政対策債は、対前年度1,260万円減の3億6,940万円でございます。一番下の農林水産業債は廃目整理でございます。以上、合計で対前年度1億5,250万円増の9億5,850万円の計上でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続いて、歳出につきましては各課より説明をさせていただきますので、よろしく願い

たします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、27ページからの歳出について説明させていただきます。

1款1項1目議会費についてでございますが、9,593万5,000円のお願いでございます。これにつきましては、議員14名分の報酬及び事務局職員の人件費、議会運営に要する経常的な経費と会議録調製印刷製本委託料213万6,000円、会議録音反訳委託料242万5,000円が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費についてでございますが、5億3,767万9,000円のお願いでございます。この目では、庁舎内の一般的な管理経費と特別職報酬審議会委員等24名分の報酬、特別職2名分及び総務課、企画課、税務会計課の会計係、町民課の環境対策係の職員40名分の給料、その他職員共済組合負担金、退職手当組合負担金、社会保険料が主なものでございます。

なお、30ページ、説明欄下段に、庁舎建設検討調査事業といたしまして30万2,000円を計上させていただきました。

続きまして、2目行政振興費でございます。これにつきましては1,736万8,000円のお願いでございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センター増改築事業補助金及び地域振興事業補助金が主なものでございます。

なお、新規事業といたしまして、集会所用地費補助金175万4,000円を計上させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、3目の財政管理費でございますが、これにつきましては、支払いを行いますシステムのレンタル料が主になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 4目の会計管理費でございますが、適正な会計事務を行うための経費でございます。総額632万8,000円で、前年度より58万6,000円増のお願いでございます。

説明欄の会計管理事業でございますが、会計係4名の時間外勤務手当と経常的な経費でございます。中ほどの口座振替手数料でございますが、口座振替手数料が1件10円、郵便局窓

口取扱手数料が1件30円、コンビニ手数料が1件60円で計上いたしております、前年より約50万円増の249万2,000円を見込みました。

事務用品の管理事業につきましては、役場全体の常用消耗品及び各種封筒印刷代でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、5目財産管理費でございます。837万2,000円をお願いでございます。この目では町有施設の一般的な管理費でございます。説明欄の最後でございます廻り目境界復元業務委託料200万円は、町有地売却に伴います境界復元業務委託料でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 6目の公平委員会費でございますが、これにつきましては委員3名分の報酬が主になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 7目の固定資産評価審査委員会費ですが、12万9,000円をお願いでございます。この目では委員3名分の報酬が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、8目の財政調整基金費になりますが、12万9,000円の計上でございます。これは、基金に対する利息の積み立てということになります。

（「金額が違うんじゃないか」と呼ぶ者あり）

○企画課長（佐藤喜知雄君） 失礼いたしました。87万5,000円の積み立てでございます。

続きまして、9目の企画費でございますが、全体で対前年度181万6,000円減の2億3,303万8,000円でございます。説明欄の上から3分の1ぐらいのところに光ケーブル関係が掲載されておりますが、これにつきましては、25ページの雑入の説明欄、そのところのページの3分の1ぐらいのところに光ケーブル使用料として1,672万8,000円の計上がされておりますが、これを財源として充当するものでございます。説明欄下のほうになりますけれども、合併市町村振興基金積立金として前年度と同額の2億円を計上させていただきました。これは、合併後の町の振興のための基金造成でございます。

続きまして、10目の運輸対策費でございますが、対前年度64万1,000円増の3,973万8,000

円の計上でございます。路線バス、鉄道対策事業でございます、内容は前年と同様でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、11目支所費でございます。1億243万3,000円のお願ひでございます。この目では東支所管理事業、改善センター管理事業に伴う経費と地域開発事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、12目簡易郵便局費でございます。591万8,000円のお願ひでございます。2名分の臨時職員の賃金、及び植栗、厚田、本宿の3簡易局の経常経費でございます。

続きまして、13目の交通対策費でございます。1,417万8,000円のお願ひでございます。この目では交通指導員23名分の報酬と出張旅費及び工事請負費としてカーブミラーの設置、外側線工事が主なものでございます。

続きまして、14目登記事務費ですが、53万3,000円のお願ひでございます。この目では町有財産関係の登記委託料が主なものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、15目の電算業務費でございますが、4,154万8,000円の計上でございます。これはシステム機器の保守点検委託料、システム等のリース料、回線使用料等が主になっております。

16目の開発費でございますが、対前年度142万8,000円の増額となっております。これは、現在使用している町管内図は平成18年度に作成したものでありまして、情報等も古くなっていることと在庫も少なくなってきましたので、新しく作成したいというものでございます。サイズは2万5,000分の1と5万分の1をそれぞれ500枚作成したいというふうに考えております。

38ページの17目の広報広聴活動費ですが、対前年度350万9,000円増の723万2,000円でございます。広報につきましては、25年度から毎月カラー表紙での発行を行う計画でございます。また、説明欄一番下に町勢要覧作成委託料として200万円計上させていただきました。これにつきましては、前回の発行が平成20年3月ということでございまして、内容も古くなっておりますので更新も必要と思い、計上させていただきました。

18目の地域活性化対策費ですが、前年と同額でございます。これは団体への補助金でございます。

19目の交流事業推進費ですが、杉並区等の交流推進にかかわる経費でございます。

20目の山村振興対策費ですが、上部団体への負担金が主なものです。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、21目諸費でございますけれども、2,187万8,000円のお願いでございます。この目では弁護士報酬といたしまして60万円、法律顧問委託料として30万円を計上させていただきました。

また、防犯事業では、防犯灯のLED化工事費といたしまして1,377万4,000円を計上させていただきました。ほかに、防犯灯電気料補助金や自衛隊事業の経費が主なものでございます。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 続きまして、2款2項徴税费、1目税務総務費7,346万2,000円のお願いでございますが、これにつきましては、税務部門職員11名分の人件費でございます。

2目の賦課徴収費につきましては、前年度比47.9%の増でございますが、6,468万8,000円のお願いでございます。税を賦課し徴収するための経費となっております。賦課徴収費、住民税の賦課、固定資産税の賦課、収税に分かれております。ことしの特徴的なものとして、まず賦課徴収費の中の備品購入費200万円でございますが、これは自動車の買いかえでございます。現在使用しております自動車が平成9年製で来年16年目となり、損耗等が激しいための買いかえでございます。

次に、住民税の中の備品購入費の115万円でございますが、これにつきましては、申告用のノートパソコン5台分の買いかえでございます。現在使用しておりますノートパソコンのオペレーティングシステムが2001年に発表されましたウィンドウズXPでございまして、マイクロソフト社のサポートが2014年に終了することからの買いかえでございます。

資産税につきましては、公図デジタルデータ作成委託料といたしまして713万5,000円のお願いでございますが、24年12月定例会の際に補正をお願いして、お認めいただきました事業の継続でございます。県の緊急雇用の補助金を利用いたしまして、現在紙ベースで管理しております地籍調査未実施地区の岩島・坂上地区の地籍図をデジタル化するもので、県からの補助率は100%でございます。

続きまして、課税客体調査等の約1,000万円の増額でございますが、例年行っている調査のほか、25年度につきましては3年に一度の地図システムの更新がございまして、その分の

増額と公図管理システムの備品購入費73万5,000円のお願いでございます。

ほかにつきましては、通常の事務的な経費でございまして、前年とほぼ同額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 続きまして、42ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費6,405万円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

職員人件費4,202万9,000円、一般職給料5名分と手当、職員共済組合費でございます。

次に、戸籍関係995万5,000円、主なものは戸籍機器3台の保守及びリース料と、東日本大震災の津波発生により4市町村で戸籍を副本から再生をした状況がございました。この教訓を生かし、戸籍の副本を法務局で保管することになりました。この費用が戸籍副本データ運用委託料336万円、備品購入費として管理システム連携パソコン等166万7,000円でございます。

住民基本台帳540万2,000円、住基ネット・公的個人認証310万2,000円で、システム関係の保守及びリース料でございます。

外国人登録11万5,000円は、経常的な経費でございます。

人権擁護委員は53万7,000円、本年度は教育課と人権啓発活動として人権講座を開催いたします。

次に、旅券発行事務事業でございますが、291万円。パスポート業務が県より移譲された関係で、臨時職員1名分の賃金と旅券交付機購入費並びに事務費等でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 44ページをお願いいたします。

4項1目選挙管理委員会費でございますが、168万6,000円のお願いでございます。主なものは、選挙管理委員及び補充員の報酬と選挙システムリース料など経常的な運営費でございます。

2目の選挙啓発費でございますが、18万9,000円のお願いでございます。この目では、選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰、記念品等が主なものでございます。

3目参議院議員選挙費でございますが、1,173万7,000円のお願いでございます。参議院

議員選挙事務に係る経常経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、45ページの5項統計調査費でございます。1目統計調査総務費でございますが、これは例年同様、経常経費ということでございますので、よろしくお願いいたします。

2目の統計調査費でございますが、説明欄に記載しておりますように、各種調査に係る経費でございますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

次に、6項1目の監査委員費ですが、監査委員2名の報酬と経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 7項1目ダム対策総務費2億4,795万3,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いします。

ダム対策総務費3,515万7,000円は、職員4名分の人件費及び経常的経費、48ページになりますが、ダム関連団体補助金につきましては、各地区ダム対策協議会及び委員会への補助金でございます。

次に、天狗の湯管理運営事業3,678万円は、職員1名分の人件費と臨時職員の賃金、燃料費、光熱水費等施設管理に係る経費で、工事請負費につきましては温泉送湯ポンプ自動制御装置の設置、備品購入につきましては送湯予備ポンプの購入でございます。

次に、ハッ場ダム水源地域整備事業2,451万5,000円は、49ページになりますが、積立金につきましては、松谷・六合村線整備に係る下流都県負担分2,021万3,000円でございます。

次に、公園管理事業1億5,150万1,000円は、ふれあい公園等の整備管理費で公園管理に係る臨時職員の賃金等と、測量・設計・監理委託につきましては、公園整備積算業務及び猿橋の調査設計業務委託等3,077万9,000円、工事請負費につきましては、ふれあい公園東側の遊歩道と便益施設建築費1億1,700万円、増額の分につきましては、こちらの猿橋の調査設計費及び工事請負費の便益施設建築費が主なものになっております。備品購入につきましては公園管理用品20万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） 続きまして、49ページ、2款8項の事業費でございます。

1目の岩櫃ふれあいの郷総務費6,665万7,000円でございます。人件費、一般職員4名、

臨時職員 6 名の人件費が計上してございます。15 節の工事請負費につきましては、空気循環機扇設置工事でございます。床暖房のコスト削減と二酸化炭素排出削減を図ります。

50 ページをお開き願いたいと思います。

17 節の公有財産購入費でございますけれども、駐車場用地購入費の 330 万 3,000 円と保留地の地籍確定による追加分 22 万 3,000 円でございます。

続きまして、2 目福祉センター管理費の 10 万円の経常経費でございます。

続きまして、3 目のコンベンションホール管理費 176 万 5,000 円でございますけれども、これも経常経費でございます。

続きまして、51 ページをお願いしたいと思います。

4 目の健康増進センター管理費につきましては、これも経常経費 184 万 3,000 円でございます。

続きまして、5 目国民宿舎管理費 731 万 1,000 円でございますけれども、12 節として火災保険料 48 万円、14 節として国有林野賃借料 168 万 1,000 円、これと工事請負費として 500 万円のお願いでございます。このうちの 12 節と 14 節は町を経由して支払う関係の費用でございます。合わせて 211 万 6,100 円は雑入として指定管理者納付金として納入される予定でございます。

続きまして、2 款 9 項温泉事業費でございますけれども、1 目桔梗館管理費 1,063 万 4,000 円でございます。12 節の火災保険料 3 万 5,000 円、自動車損害保険料 1 万 5,000 円、14 節土地建物等借上料は、これも町を経由して支払う費用で合計 15 万円ですけれども、雑入として指定管理者納付金として入る予定でございます。

続きまして、13 節の委託料は、指定管理料の 740 万円と町回数券入館者分の精算金 8 万 4,000 円でございます。

続きまして、52 ページをお願いしたいと思います。

15 節の工事請負費につきましては、揚湯ポンプ入れかえ工事とその引き上げた揚湯ポンプのオーバーホールを予定しております。

続きまして、2 目温泉センター管理費でございますけれども、6,813 万 1,000 円のお願いでございます。人件費としては、一般職員 2 名と臨時職員 4 名の人件費が計上してございます。

続きまして、15 節の工事請負費につきましては、ろ過器・ろ過材交換工事でございます。

続きまして、53 ページをお願いしたいと思います。

3目の温泉センター食堂費でございますけれども、3,637万7,000円のお願いでございます。人件費として臨時職員10名分の人件費が計上してございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を14時10分といたします。

（午後 2時00分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 2時10分）

○議長（菅谷光重君） 続いて説明願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、3款の民生費でございます。

1項1目の社会福祉総務費1億1,257万6,000円のお願いです。

説明欄をごらんください。

前年度との違いを中心に説明させていただきます。

最初に、社会福祉事業として1億194万4,000円でございます。最初の委員報酬18万5,000円は、民生委員推薦会委員の報酬です。本年度は3年任期が満了となり、全国一斉改選となりますので、3回分の報酬を計上してございます。54ページをお願いいたします。一般職員8名分の人件費から民生児童委員52名、保護司10名の報償費など、経常的な経費でございます。補助金ですが、社会福祉協議会補助金は、前年度より667万円増の3,767万8,000円を予定しております。新しいものでは、民生委員による3年に一度の研修補助金70万円がございました。また、職員の資質向上のための社会福祉主事資格取得研修の負担金や旅費を前年度に引き続き計上してございます。

55ページの障害福祉事業は1,063万2,000円となります。ここでは、次の障害者自立支援法に基づかない町・県独自の事業であり、知的障害者地域ホーム事業等の委託料や100名分

の特定疾患等患者見舞金などがございます。新規のものはありません。

続きまして、2目の障害児者自立支援費ですが、障害児者自立支援事業として前年度21%増の3億2,766万7,000円のお願いです。本年度からの新しい事業では、下から3つ目に障害児に対する医療的ケア支援事業委託料61万2,000円があります。このサービスは、看護師が配置されていない保育所や幼稚園などにおいて、医療的ケアを必要とする場合に看護師を派遣するというものです。そうすることにより、経管栄養やたんの吸引等の処置を必要とする幼児が地元の幼稚園等を利用できることになります。

それから、障害者虐待防止法に基づき、広域であがつま障害者虐待防止センターを矢倉にあるあがつま相談支援センター内に設置することになりました。その結果、相談員は3人体制となり、その負担金が56ページの障害者自立相談支援事業負担金421万7,000円でございます。本年度の障害福祉サービス給付費は、利用者の増などで20.5%増の2億9,096万4,000円を見込んでおります。市町村は、障害者自立支援法に基づき、障害の種別にかかわらず障害者が必要とするサービスを利用できるよう、一元的にサービスを提供しなければならず、そのための事業費でございます。障害者が福祉サービスを利用した場合の利用負担は、介護保険同様にサービス費用の1割が原則ですが、所得による月額負担上限額を設けて、低所得の方でも利用できるよう配慮しております。その他、金額の増減はありますが、例年とおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく3目国民年金費でございます。33万1,000円のお願いでございます。消耗品等と経常的な経費です。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 4目の老人福祉費3億2,953万6,000円のお願いですが、前年度より2割ほど減少しました。その要因は、補助金が大きく減少したことによるものでございます。

それでは、老人福祉事業3億606万1,000円をごらんください。57ページの中ほどに介護基盤緊急整備事業費補助金3,000万円とその下に介護施設開設準備経費補助金540万円がございます。これは、本年度整備を計画している介護保険の地域密着型介護サービスの一つである、小規模多機能型居宅介護施設に対する補助金です。施設整備は1施設3,000万円、開設準備経費の補助は60万円掛ける入所定員9人で540万円となります。この補助金は、全額が県補助金として交付されるトンネル補助でございます。なお、事業者は公募となります。

そのほかは例年どおりでございます。敬老祝い金対象者は518人、うち100歳到達者は3人です。養護老人ホームへの老人保護措置委託料は2施設、12人分を計上してございます。また、例年計上していた介護慰労手当は、介護保険特別会計から支給していくことになりました。最後にございます2つの特別会計への繰出金2億2,143万6,000円となりますが、それぞれの特別会計予算で説明申し上げます。

次に、地域包括支援センター事業2,347万5,000円のお願いです。現在の地域包括支援センターの職員体制は主任ケアマネと兼務保健師2人ですが、4月からは法令に基づく職員配置を行いますので、そのための経費でございます。一般職員2名の人件費は主任ケアマネと保健師です。58ページにあります派遣受け入れ負担金349万1,000円は、町の社会福祉協議会から社会福祉士を派遣していただきますので、その人件費相当でございます。3人の専任体制とし、介護予防の拠点として住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援していきたいと考えております。センターの場所は、現行どおり保健センター内で変わりはありません。

続きまして、5目の福祉医療費1億6,222万8,000円のお願いでございます。福祉医療につきましては、受給資格者は減少傾向にありますが、医療費総額は前年度と同額の1億5,900万円の見込みです。この福祉医療費の財源ですが、2分の1は県費補助、残りのうち4,280万円は過疎債を充当しております。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目国民健康保険費2億1,682万8,000円のお願いでございます。職員5名分の人件費と国民健康保険特別会計への繰出金1億7,938万1,000円、詳細につきましては、国民健康保険特別会計でご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 7目の社会福祉施設管理費118万8,000円のお願いでございます。本年度は社協事務所の建設等終わりましたので、大幅な減額となりました。工事請負費の100万円は必要最小限度の外構工事を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 59ページをお願いいたします。

8 目後期高齢者医療費 2 億7,594万2,000円のお願いでございます。平成22年度から後期高齢者医療広域連合事務局に職員が 1 名派遣をしておりましたが、24年度をもって終了いたしました。これは、広域連合から示された療養給付費負担金 2 億1,073万7,000円と後期高齢者特別会計へ事務費及び保険基盤安定繰出金6,513万円が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、9 目老人医療費12万2,000円のお願いでございます。平成22年度まで老人保健特別会計でお世話になっておりましたが、老人保健法が平成20年 3 月末で終了し、3 年間の継続も平成22年度で終了したためです。過年度の医療給付金が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、2 項の児童福祉費です。

最初に、1 目の児童措置費 2 億209万3,000円のお願いでございます。まず、子育て支援費 1 億9,991万9,000円ですが、児童手当関連経費と第 3 子以上の出産祝金でございます。児童手当に対する国と地方の費用負担は明確になっておりまして、町負担は15.5%の3,021万円となります。

次の子育て広場98万5,000円は、福祉センター内にあります子育て広場の運営経費でございます。

60ページの児童虐待防止対策緊急強化事業の118万9,000円ですが、前年度同様、乳幼児家庭全戸訪問に使用する軽自動車の更新を予定しております、これらの関連経費でございます。なお、本事業費は100%、県補助となっております。

続きまして、2 目の保育所費 1 億8,673万1,000円のお願いです。4 月当初の園児数は、原町95人、岩島21人、大戸 6 人、あづま35人で合計157人でございますが、その後の途中入所も10人ぐらい見込まれております。新規のものは一つもなく、これら 4 つの保育所の経常的な運営経費でございますが、臨時職員34名の賃金を含む人件費の割合は83%余りとなります。備品購入費の75万円は、パソコン 5 台の更新などでございます。

次に、3 目学童保育費の学童保育事業1,413万6,000円ですが、町内 3 カ所の学童保育所の経費でございます。62ページをお願いいたします。運営形態は三者三様でありまして、委託料665万1,000円は学童保育所ジャンケンポンへ、補助金388万7,000円は原町こどもクラブへ、その他は直営のあづま児童クラブの経費となります。

以上で 3 款 2 項の児童福祉費を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 3 項 1 目災害救助費でございます。4 万7,000円のお願いでございます。災害弔慰金支給事務費負担金及び罹災救助資金積立金が主なものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、4 款の衛生費でございます。1 項 1 目の保健衛生総務費 1 億1,984万6,000円のお願いでございます。

最初の保健総務費 1 億727万円ですが、保健センター職員の人件費と経常的経費並びに負担金補助金でございます。中之条病院健全化補助負担金766万8,000円は前年度同額です。新しい補助金として、不採算地区公的病院等助成金2,805万8,000円がございます。これは、平成23年度から公的病院等に対する財政措置が拡充され、原町日赤病院へ運営費の助成をした場合には特別交付税措置がされることになりました。原町日赤からの要望もありまして、関係 3 町村で協議した結果、現行の医療機器整備補助金にかえて、平成24年度から運営費の助成をしていくことになりました。合意内容ですが、助成費総額は当該年度の特別交付税交付額を上限とする。負担割合は地元東吾妻町が50%、残りを人口割とし、中之条町41%、高山村 9 %とする。助成期間は24年度から 3 年間とし、満了時に継続の有無も含めて協議するというものでございます。これにより平成24年度額を算出しますと、総額5,611万6,000円で、本町が2,805万8,000円、中之条町が2,300万7,000円、高山村が505万1,000円となりますので、本年度も同額を計上させていただきました。当然にこの助成金と同額が特別交付税措置されますので、歳入に計上してございます。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金1,257万6,000円は、特別会計のほうで説明がございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2 目の予防費4,545万4,000円のお願いです。

最初の定期予防接種事業は、予防接種法に基づく定期一類の予防接種で、本年度は3,315万4,000円と前年度比67%増になりました。これは、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種について定期接種化されることになりましたので、その接種委託料が3.5倍と大きく伸びたことによるものです。なお、この経費の 9 割相当は普通交付税措置されることになります。

次の定期外予防接種事業155万円ですが、先ほどの子宮頸がん等ワクチン接種は定期化されますので、大幅な減額となりました。新しくは、ロタウィルスワクチンの接種補助を始め

ます。このロタウィルスワクチンは、乳幼児のロタウィルス感染による胃腸炎を予防するためのワクチンで、一昨年の11月から承認、発売となりました。この接種費用ですが、メーカーにより異なりますが、生後8カ月までに2回または3回接種して3万円ぐらいの経費がかかります。町としては、接種費用の半分の補助したいと考え、75人分、105万円の補助金を計上いたしました。この補助は、県下でもうちだけのようでございます。また、前年度から始めた高齢者肺炎球菌予防接種補助金は100人分、40万円を計上いたしましたので、よろしくお願いいたします。

次のインフルエンザ予防事業1,008万4,000円ですが、65歳以上の72%に当たる3,630人分の高齢者インフルエンザ委託料と、64ページの中学3年及び高校3年相当に対するインフルエンザ予防接種補助金に係る経費でございます。

最後に、狂犬病等予防事業66万6,000円につきましては、狂犬病予防等に係る経費でございます。犬・猫避妊手術等補助金につきましては、事業評価により1世帯につき年間1頭の制限を撤廃いたしましたので、130頭分の39万円を予定しております。

続きまして、3目の母子保健費1,493万3,000円のお願いでございます。

最初の次世代育成支援事業として32万2,000円ですが、乳幼児毎戸訪問事業や子供を対象とした安全講習会、講演会等の経費でございます。

教育相談事業60万9,000円ですが、乳幼児を対象とした各種教室等の経費です。

次の妊婦支援事業896万3,000円ですが、妊娠中の健康診査委託料が主で、85人の妊婦を見込んでおります。また、特定不妊治療費補助金は5人分を計上してございます。

次の健康診査事業276万7,000円は、乳幼児の定期健康診査等に係る経費でございます。

次の歯科健康診査事業90万3,000円は、乳幼児の定期歯科健診に係る経費でございます。

最後の母子医療給付事業136万9,000円は、群馬県からの事務移譲に伴う事業費でございます。2,000グラム以下の未熟児が生まれた場合には、母子保健法の規定により医療費を公費で負担しております。4月からは、その際の事務手続から医療費の給付、さらには退院後の家庭訪問までの一切を市町村が行うこととなります。また、あわせて18歳未満の障害児に対する育成医療も事務移譲となりますので、それらに見込まれる経費でございます。

続きまして、4目の健康増進事業費2,913万円のお願いでございます。

最初は、健康診査事業1,170万5,000円です。ここでは75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査や国保特定健診、骨密度や腎機能などの検査委託料が主でございます。

次のがん検診事業1,657万6,000円でございますが、66ページをお願いします。ここでは、

胃がん、大腸がんを初めとする各種がん検診及び女性特有のがん検診推進事業の経費でございます。

最後の生活習慣病予防対策事業の84万9,000円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などに係る経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、5目の健康推進費24万円でございますが、食生活改善推進協議会への業務委託料などでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 続きまして、6目環境衛生費2,938万8,000円のお願いでございます。吾妻広域圏火葬場運営費負担金2,067万3,000円、本年度は西部火葬場の改修工事が予定しているため、1,300万円ほどの増額となっております。なお、太陽光発電システム設置費補助金800万円が主なものでございます。

続きまして、7目公害対策事業費627万7,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

公害対策事業費67万円、67ページをお願いいたします。大気汚染測定局の電気料15万6,000円、泉沢地区産業廃棄物の不法投棄跡地の水質検査委託料35万7,000円でございます。

除染対策事業560万7,000円、放射性物質汚染対処特措法によるもので、昨年古谷地区において除染作業を行い、現場保管した土砂等を集積し、仮置き場に設置するものでございます。測量設計委託料、工事請負費及び用地購入費が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、8目の保健センター管理費533万9,000円のお願いでございますが、保健センターを管理する上で必要な経費でございます。本年度は屋根の塗装工事と玄関自動ドアの交換工事を予定しております。備品購入費では、パソコン4台とFF式暖房器の更新を予定しております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 68ページをお願いいたします。

9目霊園管理費1,886万5,000円のお願いでございます。霊園の維持管理費及びあがつま霊園増設に伴う測量設計委託料250万円、土地購入費1,000万円、あづま霊園30区画の増設工事費470万円が主なものです。集会所管理費19万4,000円は経常的な経費でございます。

次に、2 項 1 目清掃総務費 2 億 576 万 4,000 円のお願いでございます。主に 19 節吾妻東部衛生施設組合運営費負担金 2 億 457 万 7,000 円で、し尿、可燃物、粗大ごみの処理及び最終処分場施設建設等の負担金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 続きまして、3 項 1 目の簡易水道費でございますが、総額で 1,150 万 9,000 円のお願いでございます。建設事業補助金 225 万円ですが、これは町営以外の簡易水道等の施設改修費に対する補助金です。事業費の 2 分の 1、上限 150 万円までを補助する制度でございます。次の水質検査補助金 15 万 4,000 円は、水道法に基づく全項目検査を実施した場合に検査手数料の 3 分の 1 を補助するものです。簡易水道特別会計への繰出金 910 万 5,000 円につきましては、簡易水道特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

5 款 1 項 1 目労働諸費 120 万円のお願いでございます。勤労者住宅建設資金利子補給金 100 万円、労働者生活資金預託金 20 万円でございます。

続きまして、6 款 1 項 1 目農業委員会費でございます。3,010 万 6,000 円のお願いでございます。主なものは、農業委員 24 名の報酬と農家組合長、班長報酬、それと職員 2 名分の人件費など農業委員会運営に係る経常経費でございます。

続きまして、70 ページ、2 目農業総務費 8,876 万 3,000 円のお願いでございます。2 節給料から 4 節共済費までは、職員 11 名の人件費となっております。そのほかに、農業後継者褒賞事業で 4 万 6,000 円、農政対策事業では 99 万 4,000 円で、主なものが農業振興協議会への活動補助金でございます。

続きまして、71 ページをお願いします。

3 目農業振興費 4,069 万 5,000 円のお願いでございます

説明欄をごらんください。

戸別所得補償制度推進事業では、主なものは地域農業再生協議会へ農業者戸別所得補償推進事業補助金でございます。緑のふるさと協力隊事業では、都会の若者を 1 年間 1 名受け入れるための費用 242 万 5,000 円でございます。青年農業給付金事業では、青年就農支援の交付金 300 万円でございます。農業振興地域整備促進事業では、農業振興地域整備計画作成に伴う委託料が主なものでございます。農業近代化資金等利子補給事業では、近代化資金、総

合農政推進資金、スーパーL資金に対する利子助成でございます。農業振興対策事業では、果樹振興、花卉振興に対する補助及び営農施設等整備事業への建設事業補助金と農業研究会連絡協議会への事業運営費補助金でございます。野生動物による農作物災害対策事業では、電気柵等の補助金でございます。ぐんまのこんにゃく国際競争力強化対策事業では、新技術導入に対する建設事業補助金でございます。中山間地域等直接支払事業では、24集落協定への交付金でございます。

続きまして、74ページ、4目農業経営基盤対策事業費35万4,000円のお願いでございます。認定農業者へ農用地利用集積促進奨励金が主なものでございます。

続きまして、5目畜産振興費2億4,481万9,000円のお願いでございます。主なものは、畜産振興費の事業運営費補助金としまして、畜産協議会の運営補助などがございます。公団営畜産基地負担金事業では、畜産基地建設に伴う6経営体と町の道路負担分、北榛ファームの一括返済分を合わせまして2億4,365万2,000円の建設事業負担金の償還金でございます。

続きまして、6目農地費1億5,384万円のお願いでございます。主なものは、地域自主戦略交付金事業では、ハッ場ダム関連の松谷地区及び細谷地区の区画整理工事及び換地業務となっております。基盤整備事業、萩生川西地区では、県営土地改良事業の一時利用指定業務委託県営事業負担金などとなっております。群馬県中山間地域農業農村整備事業では、本宿上ノ原地区の県営土地改良事業の事業化へ向けた調査や地元調整、及び小泉用水の用水合理化整備計画を予定しております。県単小規模土地改良事業では、工事請負費としまして岩井・下河原地区用水路取水工事、新巻・渥津地区農道舗装工事を計画しております。建設事業補助金としまして、鳥獣害防止対策事業として電気柵の設置を2地区予定しております。町単小規模改良工事では、農道等の維持補修事業としまして、機械借上料及び工事材料、小規模土地改良のための建設事業補助金などがございます。農地・水保全向上活動事業では、共同活動取り組み地区、向上活動取り組み地区への補助金となっております。

続きまして、7目地籍調査費2,665万9,000円のお願いでございます。本年度実施しました郷原地区の地籍測定及び地籍簿作成、それと昨年度の残りの郷原地区の一筆調査を実施いたします。また、坂上地区の公図混乱地区から国土調査に入るための予備調査を実施いたします。

続きまして、77ページ、6款2項1目林業振興費2,690万1,000円のお願いでございます。主なものは、森林整備支援交付金、美しい森林づくり交付金事業、森林整備担い手対策補助金など補助金が主なものでございます。

続きまして、有害鳥獣捕獲事業でございますが、今年度お世話になりました東吾妻町鳥獣被害対策実施隊にかかわります報酬と活動に伴いますわな・轟音玉などの購入費、それと、あがしし君工房運営費負担金及び有害捕獲事業の補助金でございます。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 2 目林業基盤整備費3,388万1,000円のお願いでございます。広域林道開設事業684万3,000円は、吾嬭山線で測量設計業務委託500万円と土地購入費100万円、負担金につきましては、県単応急復旧工事に係る 5 割の町負担分75万円でございます。

次に、治山事業1,003万9,000円は、県単治山事業関係で工事費は県事業対象外となる流末部の整備で、単独費で100万円、負担金は県単事業費の 1 割となる町負担分900万円でございます。

次に、79ページですが、県単林道改良事業1,055万4,000円で、工事請負費は林道坂倉線の舗装工事で1,050万円でございます。

次に、町単林道整備事業644万5,000円は、林道の管理関係で機械借り上げ、原材料費等工事請負費は林道補修50万円、備品購入費はノートパソコンの入れかえ10万円、林道作業道総合整備補助事業につきましては、5 路線の作業道開設に伴う森林組合への補助金360万円でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 続きまして、3 目町有林管理費402万7,000円のお願いでございます。主なものは、町有林森林国営保険料、町有林管理委託料としましては、下刈り、忌避剤の散布を予定しております。

80ページをお願いいたします。

3 項 1 目水産振興費18万円のお願いでございます。事業運営費補助金としまして吾妻漁業協同組合及び吾妻漁協東吾妻支部への補助金でございます。

続きまして、7 款 1 項 1 目商工総務費2,008万5,000円のお願いでございます。職員 3 名分の人件費等経常経費でございます。

2 目商工振興費9,983万9,000円のお願いでございます。主なものは、緊急雇用創出事業補助金を活用しまして情報発信センター運営委託料、町商工会補助金、町商工会街路灯電気料補助金、住宅新築改修等補助金、小口資金保証料補助金、経営振興資金利子補給金、企業誘致奨励金でございます。

次に、3 目観光費でございます。2,692万6,000円のお願いでございます。主なものは、

観光管理費では観光振興事業事務委託料、東吾妻ふるさと祭補助金及び観光協会運営費補助金などでございます。また、来年度は名水百選の箱島湧水駐車場の整備のために、公有財産購入費及び工事請負費を計上しております。観光宣伝事業では、各種観光宣伝のための費用でございます。温川キャンプ場管理事業では、管理人の賃金など運営費のほかに看板設置工事及びキャンプ場内の支障木伐採を計画しております。森林公園管理事業では、管理人賃金など運営費のほかに水道管漏水修繕を計画しております。公共施設等管理事業としまして、天神山公園の支障木伐採を予定しております。日本ロマンチック街道事業では、協会の計画するグルメラリー、ドイツロマンチック街道訪問事業を取り組んでまいります。

4目の消費者行政推進費80万円のお願いでございます。今年度、消費者庁よりお借りしました放射能測定機器の保守点検、及び消費生活センター運営に係る一部事務組合負担金41万6,000円などが主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、8款土木費、1項1目道路橋りょう総務費9,554万1,000円のお願いでございます。職員12名分の人件費、85ページになりますが、道路台帳整備補正業務委託料600万円、備品購入につきましては、道路管理業務用自動車の入れかえで軽ワゴン車1台及びノートパソコンの入れかえ140万円でございます。

2目道路維持費8,527万7,000円のお願いでございます。直営作業班として非常勤職員1名の保険料と賃金等、委託料につきましては、測量等180万円及び町道の除雪・凍結防止対策に461万9,000円、各地区の原材料支給工事費としまして機械借上料460万円、工事材料費2,300万円、工事請負費につきましては、道路修繕工事及び町内一円維持工事費4,360万円でございます。

86ページになりますが、3目道路改良費2億992万4,000円のお願いでございます。道路改良費1億3,890万9,000円で、測量・設計・監理委託料につきましては、鳩ノ湯線ほか7路線の測量・用地調査・設計委託料5,245万円、工事請負費につきましては内野・山田川線ほか5路線の工事費4,575万円、土地購入費685万円と補償金3,286万3,000円につきましては、馬場・手子丸線及び改良5路線の対応でございます。

次に、ダム関連道路費7,101万5,000円は、松谷・六合村線で、県ダムへ工事委託料等5,100万円、土地購入費と補償金それぞれ1,000万円でございます。

87ページになりますが、4目橋りょう維持費1,265万2,000円のお願いでございます。測量・設計・監理委託料として50橋の長寿命化計画策定及び35橋の耐震補強、9橋の耐荷力

照査で1,260万円でございます。

次に、8款2項1目都市計画総務費409万3,000円のお願いでございます。都市計画総務費140万円は、経常経費と負担金が主なものでございます。

次に、広場管理費269万3,000円は、福祉ふれあいロード及びコミュニティ広場の管理経費で、工事請負費につきましては、ふれあいロードカラー舗装の補修工事185万円でございます。

次に、2目土地区画整理費1,278万3,000円のお願いでございます。事業推進管理委託料につきましては、区画整理事業の有資格者である土地区画整理士業務委託1,248万5,000円、組合の借入金利子補給補助金として26万8,000円でございます。

88ページになりますが、3目街路事業整備費1億9,966万円のお願いでございます。土地購入費1,396万9,000円と補償金1億1,677万5,000円につきましては、原町・中通り線ほかについて県からの委託でございます。県営事業負担金につきましては、街路整備事業費の18%で6,582万4,000円でございます。

次に、4目都市公園費65万3,000円のお願いでございます。駅北地区3カ所の公園管理経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 89ページをお願いします。

5目の下水道費でございますが、総額で1億9,586万2,000円のお願いでございます。榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金368万9,000円は、高崎市との協定に基づく負担金でございます。下水道事業特別会計への繰出金1億9,217万3,000円につきましては、下水道事業特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、3項1目公営住宅管理費1,305万5,000円のお願いでございます。管理経費が主なもので、測量・設計・監理委託料は町営住宅の耐震診断委託料129万円でございます。

次に、2目定住促進住宅管理費34万8,000円のお願いでございます。箱島町営住宅の管理費が主なものでございます。

次に、住宅管理費30万円のお願いでございますが、委託料として一般住宅耐震診断者派遣事業で10軒見込んでおります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 90ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目消防費でございますが、3 億3, 073 万1, 000 円をお願いでございます。この目では、消防団員320 名分の報酬及び出動旅費並びに消防施設整備に伴う経費が主なものでございます。なお、備品購入費には消防ポンプ車の購入費等を計上させていただきました。

続きまして、2 目水防費でございますが、消耗品 1 万円を計上させていただきました。

次に、3 目防災費でございます。1, 655 万2, 000 円をお願いでございます。この目では、防災会議委員10 名分の報酬と防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。また、新規に住民向けメール配信サービスシステム使用料49 万2, 000 円を計上させていただきました。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 続きまして、10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 231 万6, 000 円でございますが、教育委員の報酬、委員会の運営経費でございますので、よろしくお願いいたします。

93 ページをお願いいたします。

2 目の事務局費でございますが、お願いいたします額は 1 億7, 416 万6, 000 円で、主なものといたしましては、事務局費では、教育長及び事務局職員の給与等経常的経費で、その他入学祝い金が273 万円ございまして、これにつきましては、小学校入学時祝い金の91 名分でございます。

次に、94 ページをお願いいたします。

中学校統合費でございますが、統合準備に係る経費といたしまして229 万4, 000 円でございます。95 ページをお願いいたします。次の教育施設除染対策事業につきましては407 万4, 000 円で、管内幼・小・中学校の施設、教育施設の放射線量の調査とスポット除染を行うための経費でございます。

続きまして、3 目の教育研究所費74 万4, 000 円でございますが、幼稚園、小学校、中学校の先生方が教育に関する調査研究に要する経費でありまして、例年 3 月に教育研究所の研究発表会を開催しております。

続きまして、4 目の通学バス運営管理費3, 852 万1, 000 円でございますが、岩島地区 2 台、坂上地区 2 台、東地区 1 台のスクールバス運行に係る経費と、小学校陸上記録会や中体連出場に要する借り上げの料金でございます。

続きまして、5 目の給食調理場運営管理費 2 億143 万2, 000 円でございますが、管内の 4

調理場で1日約1,500食を調理していくための施設運営や賄い材料に係る経費でございます。96ページから97ページにかけまして、各調理場ごとの経費を説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、97ページ下段をお願いしたいと思います。

6目外国人青年招致事業990万円でございますが、外国語指導助手2名の報酬等経常経費でございます。25年度には、1名につきましては交代となる予定です。

続きまして、98ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費8,013万7,000円をお願いでございます。町内5小学校の学校運営に必要な経費でございます。主なものにつきましては、7節賃金につきましては、公仕5人、マイタウンティーチャー、特別支援員及び特別非常勤講師として、それぞれ5名分を計上させていただいております。15節工事請負費につきましては、太田小のトイレ改修、原町小のこたばの教室のエアコン設置、FFファンヒーター交換等を計上させていただきました。17節公有財産購入費につきましては、東小学校の校庭の一部を借地しておりますが、この部分につきまして地権者からの要望もあり、土地購入費を計上させていただきました。

100ページから104ページにかけまして、各小学校ごとの経費を説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

104ページをお願いいたします。2目の教育振興費804万円につきましては、教材・教具及び就学援助関係の経費でございます。ことし、新たに各学校6年生を対象に交流事業を計画しておりますので、負担金といたしまして104万円を計上いたしました。その他教育振興費につきましても、説明欄に各小学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

105ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費7,287万9,000円につきましては、町内5中学校の学校運営に必要な経費でございます。主なものは、職員の給与等経常経費と7節賃金につきましては、公仕2名、マイタウンティーチャー、特別支援員及び特別非常勤講師それぞれ5名を計上させていただきました。15節の工事請負費は、東中学校の網戸の交換、原町中学校のFFファンヒーター改修等、岩島中・坂上中の屋外トイレの改修等でございます。その他の学校管理費につきましても、説明欄に各学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、112ページをお願いいたします。

学校管理費の最後となりますが、尾瀬学校がございす。これは、東、太田、原町、坂上中学校で予定している尾瀬の研修に係る経費でございす。

続きまして、2目教育振興費414万2,000円につきましては、教材・教具及び就学援助関係の経費でございす。教育振興費につきましても、説明欄に各中学校ごとの教材・教具、就学援助に要する経費を記載してございすので、よろしくお願いいたします。

次に、113ページをお願いいたします。

3目中学校施設整備費でございすが、統合中学校施設整備事業でございす。25年度予算の2期工事といたしまして計上させていただきました。内訳といたしましては、1階と2階の改修部分と理科室、部室等の増築工事を予定しておりますので、工事請負費、委託料合わせて2億1,242万6,000円でございす。

○議長（菅谷光重君） ここで、途中でございすが、休憩をとります。

再開を15時20分といたします。

（午後 3時05分）

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 3時20分）

○議長（菅谷光重君） 続けて説明願います。

教育課長。

○教育課長（中井 充君） 続きまして、113ページからまたお願いをしたいと思います。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費1億6,285万3,000円でございすが、5園の運営管理費に伴います必要経費でございす。主なものといたしましては、1節報酬468万円は、非常勤職員の園長3名の報酬でございす。7節賃金は、教諭8名、支援員10名、預かり保育1名の臨時職員の賃金でございす。15節工事請負費につきましては、主なものといたしまして坂上幼稚園のトイレ改修がございす。幼稚園費につきましても、114ページから119ページにかけて説明欄に各幼稚園ごとに記載してございすので、後ほどごらんいただ

きたいと存じます。

119ページをお願いいたします。

2目教育振興費につきましては、5園の教材・教具費の経費でございます。よろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費609万6,000円をお願いでございます。主なものにつきましては、社会教育委員報酬を初め、社会教育を進めるための諸経費並びに広域町村圏への各種負担金と文化協会等関係団体への補助金でございます。

次に、120ページをお願いします。

成人式事業につきましては、104万7,000円を計上してございます。

次に、放課後子ども教室推進事業につきましては、75万1,000円をお願いでございます。この事業につきましては、放課後の子供の安全な居場所づくり事業として、国・県の補助事業で新たに今年度から実施するものでございます。

121ページをお願いいたします。

2目公民館費の中央公民館運営費でございますが、1,093万1,000円をお願いでございます。主なものとして、公民館運営審議委員会委員報酬、中央公民館の運営費並びに施設の維持管理費でございます。122ページから125ページまでの説明欄は、各種事業に要する経費及び各地区公民館の維持管理、運営並びに事業費が記載されてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。と存じます。

125ページをお願いいたします。

3目文化財保護費でございますが、文化財保護費といたしまして450万7,000円をお願いでございます。主なものとして、文化財調査委員報酬並びに町指定の文化財実態調査や修繕費補助及び保存育成補助と、大戸、岡崎資料館の維持管理費でございます。

126ページをお願いいたします。

次の岩櫃城跡保存事業につきましては、岩櫃城跡周辺の整備を実施するに当たり、国の指定を受け補助事業等により事業を実施したいので、国指定の史跡に格上げをするため、現地の調査研究に係る費用といたしまして643万円を計上させていただきました。主なものとして、試掘調査や古文書、石仏調査等に係る作業員の賃金でございます。次の国・県指定文化財保護事業から企画展事業までは、各種事業に要する経費でございます。なお、3町合同企画展につきましては、それぞれの町で開催をし、一回りいたしました。25年度につきましては東京にて開催をし、今後の運営等についても協議をすることになっております。

127ページをお願いいたします。

4目青少年対策費の青少年対策費68万1,000円のお願いでございますが、主なものとしたしましては、青少年問題協議会委員報酬と青少年の健全育成に要する経費でございます。次に、杉並・東吾妻わんぱく交流事業69万4,000円につきましては、友好都市であります杉並区の小学生と本町の小学生の野外交流でございます。25年度につきましては、杉並区において2泊3日で開催する予定でございます。

次に、128ページをお願いいたします。

5目の発掘調査費の発掘調査費287万2,000円のお願いでございますが、主なものにつきましては、松谷にあります文化財整理室の維持管理が主なものでございます。次に、試掘調査費116万2,000円のお願いでございます。25年度につきましては、坂上地区で試掘が予定されております。あわせて緊急な試掘依頼のための経費も計上させていただいております。次に、町内遺跡分布調査事業でございますが、457万円のお願いでございます。25年度から5年間の計画で、補助事業により町内の遺跡分布図の整備を実施していくための費用でございます。25年度につきましては、東地区から実施を予定しております。次に、松谷地区発掘調査事業は、ダム関連事業の発掘調査の整理に係る経費でございます。

129ページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費939万9,000円のお願いでございますが、主なものとしたしまして、スポーツ振興審議会委員、スポーツ推進委員報酬、昨年より実施しておりますスポーツフェスティバルなどの体育事業に要する経費、体育協会補助金、スケート場運営補助金、各地区スポーツ事業補助金等がございます。

次に、130ページをお願いいたします。

健康管理対策事業につきましては、管内の10校、5園の健康診断に要する経費でございます。次に、郡民体育祭事業でございますが、52回目となりまして、25年度につきましては中之条町を会場として開催されます。これに参加するための経費でございます。

続きまして、2目学校開放事業費ですが、479万8,000円のお願いでございます。管内小・中学校10校の体育館、校庭を一般町民に開放するための経費となっております。

続きまして、131ページをお願いいたします。

3目施設管理費でございますが、社会体育施設管理事業1,731万3,000円のお願いでございます。これにつきましては、各スポーツ広場や運動場、町民体育館等の維持管理費でございます。次に、公園管理事業227万7,000円のお願いでございます。これにつきましては、

あづま親水公園や岩井親水公園など各種公園等の維持管理費でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 続きまして、11款1項1目農業用施設災害復旧費16万円をお願いでございます。万が一災害が発生した場合、初期対応するための委託料を計上いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林業施設災害復旧費2万2,000円でございます。科目設定のため計上させていただいております。

次に、2項1目河川復旧費3万1,000円につきましても、科目設定のため計上させていただいております。

133ページになりますが、2目道路復旧費114万3,000円は、応急復旧分として機械借上料及び原材料費を計上しております。

3目橋りょう復旧費1万円についても、科目設定のため計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 12款公債費でございますが、元金・利子に関する償還金でございます。9億1,727万1,000円で2目の利子が1億6,098万2,000円、公債諸費につきましては2万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 13款諸支出金でございます。第1項の公営企業費でございますが、水道会計への補助金2,000万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 次の開発公社費でございますが、これは廃項でございます。

14款の予備費につきましては、1,000万円の計上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、135ページですけれども、給与費明細でございます。最初に、特別職の給与明細が載っております。ごらんいただきたいというふうに思います。

続きまして、136ページでございますが、一般職の給与費の明細でございます。本年度、昨年度の比較、職員手当の内訳ということになっておりますので、後ほどお読み取りいただきたいと思っております。

137ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。内容的には給料・職員手当はごらんのようになっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

138ページにつきましては、給料及び職員手当の状況でございます。アのところなんですけれども、職員1人当たりの給料、25年4月1日現在、その下が平成24年4月1日現在、それぞれ比較されておりますのでよろしくお願ひします。イにつきましては、初任給でございます。高卒が一般行政職1級5号給14万100円、大学卒1級25号給17万2,200円でございます。

続きまして、139ページにつきましては、級別職員数でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。これも25年1月1日現在と24年1月1日現在、それぞれ載せておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の140ページですけれども、昇給の状況でございます。本年度と前年度、それぞれ掲載しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、141ページですけれども、オの期末手当、勤勉手当、それぞれの支給期間の支給率、それが25年度と24年度、それと国の制度、これが比較できるように掲載しておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

141ページのカ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当ということで、支給率、その下に国の制度、それぞれ比較できるように掲載されておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。クとして、特殊勤務手当でございます。お読み取りいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

142ページは、その他の手当として扶養手当から管理職員特別勤務手当まで、国の制度との差異、その内訳、それらを記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

143ページが定員管理の状況でございます。アとして、部門別職員の状況、各4月1日現在で平成22年から24年度まで掲載しておりますので、お読み取りいただきたいと思いますというふうに思います。内容的には一般行政部門、特別行政部門、公営企業等会計部門それぞれに分かれておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、その下の平成24年度4月1日現在の職員数の増減の状況でございます。これは23年4月との比較ということでございます。増減につきましては、24年度で△の5名ということでございまして、主な増減理由につきましては、右側の表のところでお読み取りいただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願ひします。

144ページにつきましては、級別職務の分類でございます。区分と一般行政職、それぞれ分類がされておりますので、お読み取りいただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、地方債の現在高の見込みに関する調書ということでございます。それぞれの区分に応じて現在高が掲載されておりますので、お読み取りいただきたいというふうに思います。

以上、簡単ですが、説明とかえさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 以上で大丈夫ですね。

すべての説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第31、議案第2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず事業勘定ですが、予算総額、歳入歳出それぞれ21億1,753万5,000円であります。

歳入の内訳ですが、国民健康保険税4億871万7,000円、国庫支出金4億6,742万1,000円、県支出金1億1,271万5,000円、療養給付費交付金1億2,932万9,000円、前期高齢者交付金4億7,344万5,000円、共同事業交付金2億6,669万8,000円、繰入金1億7,938万2,000円が主なものであります。

次に歳出ですが、保険給付費14億2,174万2,000円、後期高齢者支援金等2億5,362万6,000円、介護納付金1億1,436万円、共同事業拠出金2億3,339万円が主なものであります。

国民健康保険財政は、被用者保険に比べて高齢者が多く、保険税負担能力が低い方々の加入割合が高く、医療の高度化及び調剤費の増加が医療費増大につながり、景気の低迷でます

ます収納率は低下しております。国民健康保険税は、平成18年度に引き上げ、平成22年度に後期高齢者医療制度の導入により引き下げを行い、現在に至っております。平成25年度は、町民皆様に国民健康保険事業の現状を説明し、給付と負担についてご理解をいただき、国保運営協議会で昨年に引き続き、国民健康保険事業運営安定化計画のご協議をお願いする所存でございます。

続きまして、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ9,286万6,000円であります。

歳入は、診療収入7,655万6,000円、繰入金1,457万7,000円が主なものです。歳出は、人件費等の総務費3,971万3,000円、薬品購入等の医業費4,868万2,000円が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事業勘定から事項別明細書により説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

1 総括、歳入ですが、1 国民健康保険税 4 億871万7,000円、これが歳入全体の19.3%で、平成20年度税率改正時の 4 億5,581万5,000円に比べると 5 年間で4,709万9,000円減少、前年に比べ3.3%、約1,400万円ほど減収になっております。3 国庫支出金 4 億6,742万1,000円、前年から補助率が34%から32%に減少いたしました。6 前期高齢者交付金 4 億7,344万5,000円は、全体の22.4%で、歳入の中で一番大きな値となっております。これらが主なものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 保険給付費14億2,174万2,000円は全体の67.1%、平成20年度11億4,355万5,000円と比べ2億7,818万7,000円増加をしております。昨年に比べても9.9%、約1億2,800万円ほどの増加でございます。その他は前年度並みで、歳入歳出合計21億1,753万5,000円で前年より9%ほど増加をしております。

10ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございます。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 3 億7,805万2,000

円、2目退職被保険者等国民健康保険税3,066万5,000円でございます。

説明欄をごらんください。医療給付、後期高齢者支援、介護納付金等、いずれも被保険者1人当たり、1世帯当たりの年税額を掲げてございます。前年より1,400万円ほど減額となっております。これは課税総所得額、被保険者数、世帯数の減少によるものでございます。なお、収納率は95%で見込んでございます。

次に、3款1項国庫負担金、12ページをお願いいたします。3億8,369万5,000円、2項国庫補助金8,372万6,000円、ともに療養給付費、療養費に対する国の支出金関係でございます。

4款1項県負担金1,259万4,000円、2項県補助金、13ページをお願いいたします。1億12万1,000円、ともに昨年より増加となっております。

5款療養給付費交付金1億2,932万9,000円、国保に加入する厚生年金受給者60歳から64歳までの医療費を被用者保険が負担する制度でございます。

6款前期高齢者交付金は4億7,344万5,000円で、国保、被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の不均衡を各保険者の加入数に応じて調整をするものでございます。

8款1項1目共同事業交付金3,897万8,000円は、医療費が月80万円を超える高額療養費に係る交付金であり、2目保険財政共同安定化事業交付金2億2,772万円は、30万円を超え、80万円未満の高額医療費にかかわる交付金であり、ともに各市町村国保からの拠出金を財源として県単位で調整をするもので、連合会の試算値でございます。

9款1項1目一般会計繰入金1億7,938万1,000円、1節保険基盤安定繰入金5,153万5,000円、保険税軽減分、保険者支援分で、ともに国・県・町の補助分でございます。14ページをお願いいたします。2節出産育児一時金繰入金420万円、法定内限度分でございます。3節財政安定支援事業繰入金706万6,000円、市町村に対する地方財政措置で高齢者が多いことによる増嵩分でございます。4節その他一般会計繰入金1億705万2,000円、内訳は、福祉医療波及分705万2,000円、町からの法定外繰入金1億円でございます。5節事務費繰入金952万8,000円、これは総務費相当分でございます。

10款1項1目前年度繰越金7,700万円、11款1項1目一般被保険者延滞金250万円、これ以降は存目措置等でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費563万5,000円、事務費委託料等経常経費でございます。

2 項徴税費525万1,000円、税徴収のための経常経費でございます。

17ページをお願いいたします。

3 項運営協議会費33万円、国保運営協議会に係る経費でございます。

2 款 1 項療養諸費12億2,479万8,000円、昨年に比べ9.9%、額にして8,680万円ほど増加をしております。

18ページをお願いいたします。

2 項高額療養費 1 億8,844万円、昨年より29.8%、額にして4,330万円ほど増加をし、両方で1 億3,000万円となります。

3 項移送費から19ページ、5 項葬祭費まで、24年度の数値をもとに算出をしております。いずれも被保険者の医療費等に係る数値等でございます。

3 款後期高齢者支援金等 2 億5,362万6,000円、4 款前期高齢者納付金等、20ページをお願いいたします。31万7,000円、5 款老人保健拠出金 6 万円、これらは前年度数値を参考に算出しております。

6 款 1 項 1 目介護納付金 1 億1,436万円、介護納付金見込額の数値を参考に算出をしております。

7 款共同事業拠出金、21ページをお願いいたします。2 億3,339万円につきましては、連合会から示された資料数値により算出しております。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費1,445万9,000円でございますが、特定健康診査、保健指導等の経費でございます。なお、本年度は健診の必要性のパンフレットを作成し、受診率の向上を図ります。

2 項保健事業費、22ページをお願いいたします。427万円でございますが、1 目保健衛生普及費につきましては事務的な経費であり、2 目疾病予防費については人間ドックの委託料であり、25年度も人間ドック検診費の助成を検診年齢40歳以上75歳未満までの方々を対象に実施を行います。検診費用は、後期高齢者医療広域連合の助成金額と同額の 1 万6,000円とさせていただきます。

9 款、10款は存目措置でございます。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、23ページをお願いいたします。2,310万円、保険税還付金及び国庫等返納金でございます。

2 項繰出金200万1,000円、施設勘定に繰り出すものでございます。

12款予備費3,887万2,000円、保険給付費の3%相当でございます。

以上、説明を省略させていただいたものにつきましては、継続の事業及び前年度の予算数値に類推するものでございます。ご了解をお願いしたいと思います。

また、新年度予算全体につきまして、それぞれの交付金等が前年実績による推計値ということで組ませていただきました。なお、町長の提案理由にありました町民皆様に国民健康保険事業の現状説明でございますが、広報ひがしあがつま4月号より定期的に掲載し、国保事業の給付と負担についてご理解をしていただく予定でございます。

また、前年度からおつなぎしております国民健康保険事業運営安定化計画につきましては、引き続き国保運営協議会で協議を重ねて策定に向けて努力をいたします。

次に、施設勘定につきまして、24ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

歳入でございますが、1診療収入7,655万6,000円、これは全体の82.4%、これが主なもので、昨年より50万円ほど減少しております。

歳出では、1総務費3,971万3,000円、全体の42.8%、医業費4,868万2,000円、同じく52.4%、歳入歳出合計額は9,286万6,000円、前年度に比べ7.7%、額にして664万円増加をいたしました。

25ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項外来収入7,468万8,000円、2項その他診療収入186万8,000円、診療に係る収入でございます。

飛ばしまして、26ページをお願いいたします。

4款1項他会計繰入金1,257万6,000円は、一般会計からの繰り入れであり、2項事業勘定繰入金200万1,000円でございます。

5款繰越金100万円、前年度繰越金でございます。

6款1項受託事業収入11万3,000円、特定健診及び保健指導等の収入でございます。

2項雑入32万2,000円、容器及び衛生材料等でございます。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費3,971万3,000円、説明欄をお願いいたします。職員人件費3,152万3,000円、職員3名と臨時職員1名分の人件費等でございます。施設管理費819万円、消耗品等経常経費と備品購入費420万円は電子カルテシステム機器購入費で、これによりカルテの作成管理、

医療会計、処方せんの発行、診療情報の提供が可能となります。

29ページをお願いいたします。

2款1項医業費、1目医業管理費57万4,000円、代診医師の旅費並びに負担金等と経常経費でございます。

2目医療用機械器具費338万8,000円、酸素濃縮装置及び携帯用酸素ボンベのリース料でございます。

3目医療用消耗機材費146万4,000円、及び4目医薬品衛生材料費4,200万円につきましては、医療用消耗品、医薬品等でございます。

5目検査費125万6,000円、血液検査等委託料でございます。

30ページをお願いいたします。

3款1項公債費447万1,000円、町起債7件分の元金、利子分でございます。

なお、31ページ以降、給与費明細書、次に37ページに地方債の現在高見込みに関する調書が載っております。今年度中に医師住宅分、医療機械の一部、計2件が満了となります。

以上、概略を説明させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長(菅谷光重君) なお、次の本会議は3月6日午前10時から会議を開きますから、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変にご苦労さまでした。大変にありがとうございました。

(午後 3時57分)

平成25年 3 月 6 日（水曜日）

（第 2 号）

平成25年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成25年3月6日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第 3号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 議案第 4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算
- 第 4 議案第 6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第 5 議案第 7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第 6 議案第 8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第 7 議案第 9号 平成25年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 8 議案第10号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）
- 第 9 議案第46号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）
- 第10 議案第11号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第12号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第13号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第14号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第15号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第40号 東吾妻町職員定員適正化計画について
- 第16 議案第41号 町道路線の廃止について
- 第17 議案第42号 町道路線の認定について
- 第18 議案第43号 東吾妻町土地開発公社の解散について
- 第19 議案第44号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 第20 議案第45号 公の施設（榛名湖温泉ゆうすげ湖畔荘）の廃止に関する協議について
- 第21 請願書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３名）

１番	菅 谷 光 重 君	２番	佐 藤 聡 一 君
４番	樹 下 啓 示 君	５番	山 田 信 行 君
６番	水 出 英 治 君	７番	轟 徳 三 君
８番	茂 木 恒 二 君	９番	金 澤 敏 君
１０番	青 柳 はるみ 君	１１番	須 崎 幸 一 君
１２番	浦 野 政 衛 君	１３番	一 場 明 夫 君
１４番	橋 爪 英 夫 君		

欠席議員（１名）

３番	根 津 光 儀 君
----	-----------

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	小 林 一 喜	議会事務局長 係	水 出 悟
--------	---------	-------------	-------

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

本日は引き続いての本会議でございます。

なお、根津議員につきましては、本日も欠席の届けが出ておりますので、ここに申し添えます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第 1、議案第 3 号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第 3 号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億9,202万3,000円であります。

歳入ですが、後期高齢者医療保険料 1 億2,561万円、一般会計繰入金6,513万円が主なものです。

歳出ですが、群馬県後期高齢者医療広域連合への事務費及び保険料等の負担金 1 億8,817万6,000円が主なものでございます。人間ドックに関しましては、国保と同様、広域連合が全県の後期高齢被保険者を対象に検診費の補助を実施しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

4 ページをお願いいたします。

事項別明細書により説明させていただきます。

1 総括、歳入でございますが、1 後期高齢者医療保険料 1 億2,561万円が全体の65.4%、3 繰入金6,513万円、33.9%が主なものでございます。

歳出におきましては、2 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億8,817万6,000円が全体の98.0%を占め、歳入歳出合計 1 億9,202万3,000円で、前年度より5.9%、額にして1,208万3,000円の減少でございます。

このように、本特別会計は群馬県後期高齢者医療広域連合と連動し、事務を進めております。徴収費関連の総務費以外は、広域連合から試算を受けた数値でございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございますが、1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収分、2 目普通徴収分を合わせ 1 億2,561万円、広域連合試算額により、保険料を見込んでおります。

3 款 1 項一般会計繰入金6,513万円、1 目事務費繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、県の負担金を含めたものでございます。

4 款諸収入、1 目雑入48万円、人間ドック助成金30人分を見込んでおります。後期高齢者医療被保険者を対象に今後もPRを行ってまいります。

6 ページをお願いいたします。

2 項 1 目保険料還付金80万円、過年度分の還付金でございます。

以下は、存目措置等でございます。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費99万1,000円、2 項徴収費207万5,000円、ともに経常経費及び還付金等でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1 億8,817万6,000円は、広域連合への納付金でございます。

8 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目人間ドック助成事業費48万円、検診の委託料でございます。

5 款 1 項 1 目予備費30万円でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件につきましては、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第2、議案第4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度歳入歳出予算は、小規模特別養護老人ホームの開所に伴う介護給付費の大幅な

増加が見込まれることから、前年度比12.4%の増、14億5,069万2,000円となります。

歳入ですが、保険料につきましては、第1号被保険者の自然増のみで1.9%の2億1,358万2,000円を見込みました。国庫支出金3億7,194万6,000円、支払基金交付金4億1,399万1,000円、県支出金2億845万8,000円は、保険給付費等に対する法定負担分でございます。繰入金2億4,218万8,000円は、町の法定負担分と介護給付費準備基金からの繰り入れでございます。

歳出では、冒頭申し上げましたが、小規模特別養護老人ホームの開所に伴う保険給付費が大きく伸びて14億2,450万5,000円で、会計全体の98.2%を占めております。その他、一般事務費などの総務費1,766万5,000円、介護が必要とならないための地域支援事業費704万9,000円などでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

最初に、4ページの事項別明細書、総括をごらんください。

本年度予算は、町長からの提案理由にもありましたように、29人定員の小規模特別養護老人ホームが開所いたしますので、保険給付費の伸びを12.6%見込んだ予算となりました。介護保険につきましては、町の第5期介護保険事業計画の中でも65歳以上高齢者の増加や介護報酬の改定などにより、保険給付費は3年間でおよそ17%ふえると見込まれておりますが、本年度が最大の伸びとなります。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目の第1号被保険者保険料2億1,358万2,000円ですが、これは65歳以上の方の保険料でございます。この保険料につきましては、前年度に大幅な改定をお願いしましたので、本年度は自然増の微増となります。保険給付費に占める割合は15.0%と低下いたします。被保険者数は年金天引きの特別徴収が4,745人で全体の94%、普通徴収は303人を見込んでおります。

続きまして、2款1項1目の負担金ですが、生活支援の短期宿泊事業利用者の負担金で、

1日1,740円で30日分、5万2,000円の計上です。

4款1項1目の介護給付費国庫負担金ですが、歳出2款の保険給付費14億2,450万5,000円に対する法定負担分でございます、在宅サービス分が20%、施設サービス分が15%で合わせて2億5,566万6,000円となります。

4款2項の国庫補助金でございますが、1目の調整交付金は、先ほどの保険給付費の8%を見込みました。

6ページをお願いいたします。

2目、3目の地域支援事業交付金は、歳出5款の地域支援事業費に対する法定負担分でありまして、介護予防事業が25%、包括的支援事業、任意事業は39.5%を計上しました。

5款1項の支払基金交付金ですが、1目の介護給付費交付金4億1,310万7,000円は、40から64歳までの第2号被保険者の保険料でございます、保険給付費の29%の計上となります。

2目の地域支援事業交付金も1目同様、法定の29%分の計上です。

6款1項1目の介護給付費県負担金2億729万8,000円は、国庫負担金同様の法定負担分で、在宅が12.5%、施設は17.5%でございます。

2項の県補助金につきましても、国庫補助金同様に法定負担分を計上してございます。

7款1項の財産運用収入は、介護給付費準備基金の積立金利子2万1,000円です。

8款1項の一般会計繰入金ですが、1項1目の介護給付費繰入金1億7,806万3,000円は、保険給付費に対する町負担分の12.5%でございます。

2目、3目の地域支援事業繰入金も、それぞれの事業に対する法定負担分でございます。

4目の事務費繰入金1,766万5,000円は、保険給付費以外の事務費相当でございます。

2項の基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金ですが、これは介護給付費に充当するものであり4,530万円を予定しております。

8ページをお願いいたします。

9款1項の雑入は存目であります。

10款は繰越金でございます。

続きまして、9ページの歳出をお願いします。

1款の総務費です。

1項1目の一般管理費454万6,000円ですが、介護保険事業運営協議会の委員報酬並びに経常的な経費でございます。

続きまして、2 項の介護認定審査会費でございます。

1 目の認定調査費901万6,000円は、1,500件分の主治医の意見書作成手数料と840件分の認定調査委託料でございます。

2 目の認定審査会委託負担金271万8,000円は、広域の認定審査会への負担金です。
10ページ、お願いします。

3 項の趣旨普及費24万6,000円は、窓口用の介護保険パンフレット等の作成費用です。

4 項 1 目の賦課徴収費113万8,000円ですが、これは介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

続きまして、2 款の保険給付費ですが、最初に申し上げましたように、小規模特養の開所に伴う増加で、12.6%増の14億2,450万5,000円を見込んでおります。この額は予算全体の98.2%を占めております。介護保険サービスを利用しますと、利用者が1割を負担し、残りの9割をこの保険給付費から支払います。この保険給付費の財源は、税金である公費と介護保険料で半分ずつを負担していきます。

1 項の介護サービス等諸費ですが、これは要介護認定を受けた方が利用したサービスに対する給付費で、歳出のメインとなります。

以下、サービス区分ごとに目となっておりますが、いずれも、前年度実績見込みに基づき、利用状況などを加味して見込んでございます。

1 目の居宅介護サービスは、在宅で受けるサービスでホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどです。

2 目の地域密着型介護サービスですが、これが大きく伸びて倍以上となります。理由は最初に申し上げましたように、29人定員のサテライト型の小規模特養が来月にオープンとなるためです。

その他、認知症のデイサービスやグループホームがありますが、いずれも町民が優先的に利用できるサービスでございます。

3 目の施設介護サービスは、特別養護老人ホーム93人、老健施設50人、療養型医療施設7人で、合わせて150人を見込んでおります。

4 目の居宅介護福祉用具購入は、腰かけ便座や入浴補助用具などの購入で年間上限額10万円です。

5 目の居宅介護住宅改修は、段差解消や手すりの設置などで上限20万円です。

6 目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネによるケアプラン作成料で、月平均392

件の見込みです。

2 項の介護予防サービス等諸費は、要支援 1、2 の軽度の方が利用したサービスに対する給付費で、サービス内容等は先ほどの 1 項と全く同じであり、利用対象者が違うだけで、よろしくお願いいたします。

12 ページ、3 項のその他諸費は審査支払手数料 140 万 1,000 円です。介護報酬の点検審査料で 1 件当たり単価が引き下げられまして 69 円となりました。

4 項の高額介護サービス等費は、1 割の自己負担が高額になったときの負担軽減です。

5 項の高額医療合算介護サービス等費は、医療と介護の自己負担額合算後が高額となったときの負担軽減でございます。

13 ページ、6 項の特定入所者介護サービス費は、低所得者対策費です。低所得者については、施設利用費の食費や居住費の自己負担分が低く設定されておりますので、その差額分を事業者へ給付するものです。

3 款 1 項の財政安定化基金拠出金は存目です。

4 款 1 項の基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の利子です。

5 款の地域支援事業費は、介護保険非該当の方を対象に介護が必要とならないための介護予防事業です。

1 項 1 目の介護予防特定高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれが高い特定高齢者を対象とした事業です。

14 ページ、2 目の介護予防一般高齢者施策事業は、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象としております。

2 項の包括的支援事業・任意事業は、地域包括支援センターが中心となり、健康的な生活を持続するための介護予防事業で、1 から 3 目にありますような事業を予定しております。本年度から地域包括支援センターの充実を図り、介護福祉士を含む 3 人の専任体制といたします。これにより、介護を中心とするさまざまな問題に迅速な対応をしていきたいと思えます。3 目にありますように、任意事業では、成年後見制度利用者支援事業を始めるとともに、介護慰労手当についても、本年度からは本特別会計で実施してまいります。

6 款の諸支出金、7 款の予備費もごらんとおりでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(菅谷光重君) 日程第3、議案第5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度歳入歳出予算は、大きな施設改修も見込まれず、前年度並みの2億1,887万円となります。

歳入の主なものは、保険者及び利用者の負担金が1億6,534万円、一般会計繰入金は8%増の2,454万8,000円、利用者の実費負担などの諸収入が2,598万1,000円でございます。

歳出では、サービス提供に要する経費である総務費がほとんどで2億1,837万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(加辺光一君) それでは、事項別明細書4ページの歳入をお願いします。

1款1項1目の負担金1億6,534万円ですが、保険者負担金は介護報酬の9割、被保険者

負担金は、利用者の自己負担分で介護報酬の1割です。入所者50名の平均介護度は4、年間平均利用率を96%と見込んでおります。短期入所につきましては、1日3名、介護度は3、年間利用率50%と見込んでおります。

2款1項の寄附金は存目でございます。

次いで3款の繰入金ですが、先ほどの負担金収入と、さらに利用者が負担する食費や居住費などの実費負担分で不足する分を一般会計から繰り入れるもので、2,454万8,000円をお願いでございます。

4款1項の繰越金は、前年度同額の300万円の計上です。

最後に、5款1項の雑入として2,598万1,000円です。これは介護保険給付対象外サービス利用料ということで、施設利用者の食費と居住費などの実費負担分2,567万7,000円が中心です。

続きまして、6ページの歳出をお願いいたします。

歳出のほとんどを占めるのが、1款1項1目の一般管理費2億1,837万円です。これは介護サービス提供に係る経常的な経費でして、前年度とほぼ同額でございます。そんな中で、臨時職員18名の賃金を含む人件費がおおよそ81%の1億7,642万円となっております。

7ページにいきまして、土地購入費27万2,000円と原町駅北土地区画整理換地分補償金7万3,000円がありますが、これは地積確定に伴う精算によるものでございます。

2款の予備費は、前年同額の50万円でございます。

8ページから11ページには給与明細書がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言するものなし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,919万7,000円でありまして、歳入につきましては、分担金及び負担金25万円、使用料及び手数料541万3,000円、県支出金300万円、財産収入494万3,000円、繰入金9,689万1,000円、繰越金25万円、諸収入1,845万円でございます。

歳出は、事業費7,410万3,000円、公債費5,509万4,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、事項別明細により説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目負担金ですが、情報通信事業施設加入負担金といたしまして5件分、25万円を見込ませていただきました。

次に、2款1項1目使用料でございますが、情報通信事業施設使用料として541万2,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、基本サービス727件分、インターネットサービス350件分となっております。

次に、3款1項1目発電事業費補助金でございますが、小水力発電導入調査支援事業補助金といたしまして300万円を見込ませていただきました。

次に、4款1項1目不動産売払収入でございますが、1区画の売り払い494万円を見込ん

であります。

次に、２項１目利子及び配当金ですが、地域開発基金利子といたしまして、２,０００円を計上させていただいております。

６ページをお願いいたします。

５款１項１目地域開発基金繰入金ですが、７９８万２,０００円を計上させていただきました。

次に、２項１目一般会計繰入金ですが、８,８９０万９,０００円でございます。内訳といたしまして、宅地造成事業として３,４５７万８,０００円、情報通信事業といたしまして５,０２３万１,０００円、発電事業といたしまして４１０万円を計上させていただきました。

次に、６款１項１目繰越金ですが、前年度繰越金として２５万円を計上させていただきました。

次に、７款１項１目雑入でございますが、県道工事に伴います光ケーブル移転補償費として１,７８５万円、光ファイバー芯線の貸付料５０万円、西上武幹線電磁誘導電圧設計料１０万円を計上させていただきました。

続きまして、歳出でございますが、８ページをお願いいたします。

１款１項１目宅地造成事業費ですが、不動産仲介手数料１４万９,０００円、土地開発公社から４区画の宅地購入費３,０００万円、積立金として４７９万５,０００円が主なものでございます。

次に、２項１目情報通信施設事業費ですが、保守点検委託料２２０万５,０００円、電柱共架料２２８万２,０００円、県道拡幅工事に伴いますケーブル移設工事等の工事請負費として２,６４０万３,０００円が主なものでございます。

３項１目発電事業につきましては、新規の事業でございますが、箱島地区に湧水を利用した小水力発電の基本調査及び許認可業務の委託費７００万円が主なものでございます。

次に、２款１項公債費、１目元金ですが、情報通信施設事業として４,４６３万５,０００円、宅地造成事業として６２７万８,０００円、２目利子では、情報通信事業として３９１万７,０００円、宅地造成事業として２６万４,０００円を計上させていただきました。

歳入歳出それぞれ１億２,９１９万７,０００円のお願いでございます。

なお、地方債現在高の見込みに関する調書については、ごらんいただきたいと思います。

以上簡単ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言するものなし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思いますが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度予算の総額は、歳入歳出とも5億9,135万7,000円で、前年度と比較いたしますと243万円の減額となります。

歳入につきましては、分担金及び負担金952万5,000円、使用料及び手数料1億8,951万7,000円、国庫支出金2,482万1,000円、県支出金3,483万6,000円、繰入金2億568万4,000円、繰越金300万円、諸収入137万4,000円、町債1億2,260万円です。

歳出につきましては、総務費3,220万9,000円、建設費1億8,238万8,000円、施設費1億6,052万1,000円、公債費2億1,593万9,000円、予備費30万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、下水道事業債、過疎対策債、資本費平準化債、合わせて1億2,260万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず歳入の1款分担金及び負担金でございます。

1項1目の農業集落排水分担金ですが、箱島岡崎地区で1件、岩下矢倉地区で2件で合わせて67万5,000円を見込んでおります。

2項1目の公共下水道負担金ですが、本年度分30件と滞納繰越分で885万円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、1目の公共下水月額使用料ですが、月平均905件で5,213万5,000円、滞納繰越分40万円を見込んでおります。

次に、2目浄化槽使用料ですが、まず設置時使用料2,427万円につきましては、136基、人槽にして809人槽を見込んでおります。

次に、2節の浄化槽月額使用料7,911万6,000円ですが、月平均1,484基ほどを見込んでおります。

4節の汚泥引き抜き清掃料は、事業所等の21基分でございます。

続きまして、3目の農業集落排水使用料でございますが、箱島岡崎地区が367件、岩下矢倉地区は310件ほどを見込んでおります。

7ページをお願いいたします。

続きまして、3款1項の国庫補助金でございますが、1目の生活排水費国庫補助金2,482万1,000円は、循環型社会形成推進交付金の補助金でございます。

次に、4款1項の県補助金ですが、浄化槽市町村整備費補助金で2,263万6,000円、エコ補助金1,220万円を見込んでおります。

5款1項の繰入金ですが、一般会計繰入金並びに基金繰入金、合わせまして2億568万4,000円のお願いでございます。

6款1項の繰越金は、前年同様300万円を見込んでおります。

7款諸収入、1項の預金利子ですが、基金積立金利子3万9,000円です。

8ページをお願いいたします。

2項の雑入につきましては、ごらんのとおりですが、2目の駐車場等付帯工事費は、35基分の駐車場仕様等の浄化槽付帯工事費108万5,000円を見込んでおります。

続きまして、8款1項の町債でございますが、下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、

合わせまして1億2,260万円を予定しております。

続きまして、9ページの歳出をごらんください。

1款1項の総務管理費ですが、一般管理費3,220万9,000円ということで、職員5名分の人件費と事務的経常経費ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2款1項の建設事業費1億8,238万8,000円のお願いでございます。

これ以降につきましては、各事業ごとに掲載をしてございますので、説明欄をごらんいただければと思います。

最初に、公共下水道事業費の455万5,000円ですが、基本的工事が終了していますので、本年度は舗装の本復旧、町単独事業の取り付け管及び公共ます設置工事などが中心となります。

次に、浄化槽整備事業費1億7,524万7,000円のお願いでございます。昨年度に引き続き省エネ浄化槽を推進するということで、136基の設置を計画しており、この工事請負費1億3,690万1,000円、これに対する整備事業奨励金として1,213万5,000円とエコ補助金として1,220万円を計上させていただいております。奨励金の内訳ですが、136基で809人槽掛ける1万5,000円となります。エコ補助金につきましては、136基の9割の122基掛ける10万円で1,220万円となります。

次に、農業集落排水ですが、箱島岡崎地区で121万円、岩下矢倉地区で137万6,000円のお願いです。ここでは両地区とも新規加入取り付け管工事と道路改良に伴うマンホールの高さ調整工事が主なものでございます。

続きまして、11ページ、3款1項の施設管理費1億6,052万1,000円のお願いでございます。施設管理につきましては、公共下水の処理場は複数年の包括業務委託、農集排の処理場も同じく複数年の包括業務委託をしております。

農集排の管路維持につきましては、5年サイクルで管路清掃とカメラ調査を実施し、悪い箇所は適宜修繕するなど計画的に進めております。また、ポンプ施設の維持管理については、公共、農集の3施設を複数年の一括単価契約とし、経費の節減に努めております。

浄化槽整備事業費は7,972万4,000円ですが、ここでは浄化槽の定期保守点検委託料が主でございます。本年は1,520基の保守点検委託料として6,192万2,000円を計上させていただきました。

続きまして、13ページ、4款1項の公債費でございますが、元金と14ページの利子の合計で2億1,593万9,000円となります。内訳は説明欄のとおりでございますので、よろしく

お願いいたします。

最後に、5款1項の予備費ですが、前年同様30万円計上させていただきました。

15ページからは給与費明細書、18ページが地方債の調書でございますので、よろしく
お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言するものなし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、
その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を
議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について、提
案理由の説明を申し上げます。

平成25年度予算の総額は、歳入歳出とも6,128万3,000円で、前年度と比較いたしますと
1,110万5,000円の増額となります。

歳入につきましては、分担金及び負担金21万円、使用料及び手数料3,916万8,000円、繰
入金910万5,000円、繰越金20万円、諸収入860万円、町債400万円です。

歳出につきましては、簡易水道費4,649万3,000円、公債費1,479万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、簡易水道事業と過疎対策事業合わせて400万円を予定させていただきます。

続きまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款1項の分担金でございますが、新設加入分担金2件で21万円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、水道使用料として1,244戸分、3,709万4,000円、過年度分使用料50万円、合計3,759万4,000円と量水器使用料が1,244戸で156万7,000円、過年度分量水器使用料7,000円、合計157万4,000円ほどを見込んでおります。

3款1項の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金910万5,000円をお願いするものでございます。

4款1項の繰越金ですが、前年度からの繰越金20万円でございます。

5款1項の雑入ですが、ダム関連工事に伴う補償金が350万円、萩生及び松谷地内の土地改良工事に伴う補償金が200万円、萩生地内の道路改良工事に伴う補償金が310万円、合計で860万円でございます。

6ページをお願いいたします。

6款1項町債ですが、簡易水道事業債、過疎債をそれぞれ200万円、計400万円を予定をしております。

続きまして、7ページからの歳出をお願いいたします。

最初に、1款1項の維持管理費4,649万3,000円のお願いでございます。簡易水道は現在17給水区であり、それら施設の維持管理費と職員1名分の人件費でございます。

15節の工事請負費といたしまして、有効検定期間に近づいております検満量水器の交換が76万8,000円、新巻給水区における老朽管布設がえ工事が400万円、ダム関連工事に伴う布設がえが350万円、萩生及び松谷地内の土地改良工事に伴う布設がえが200万円、道路改良工事に伴う布設がえが310万円、平高配水池緊急通報装置設置が370万円、合計で1,706万8,000円を予定をしております。

次に、2款1項の公債費でございますが、元金、利子、合わせて1,479万円を計上させて

いただきました。

9 ページからは給与明細書、11ページ最下段には起債内訳明細書が記載してございますので、ごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言するものなし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いをいたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第9号 平成25年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 平成25年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本年度は給水戸数4,497戸、年間総配水量154万立法メートル、1日平均給水量3,460立法メートルを予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、総額で1億9,988万8,000円となり、前年度比526万円の減額となりますが、これは水道使用料と他会計負担金の減額によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1,800万円、資本的支出1億2,855万3,000円でございます。不足する額1億1,055万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額203万5,000円、過年度分損益勘定留保資金365万4,000円、当年度分損益勘定留保資金8,456万6,000円、減債積立金2,029万8,000円で補てんするものいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、予算書の2ページ、3ページをごらんください。

1条から8条までありますが、本会計の基本的な部分でございます。第3条が収益的収入及び支出、第4条が資本的収入及び支出でございます。

3ページの第7条、他会計からの補助金ですが、一般会計から2,000万円をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

実施計画書でございますが、後ほど見積基礎のところの説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

6ページは資金計画、7ページから9ページは給与費明細書ですので、よろしくお願いいたします。

10ページにつきましては、平成25年度予定貸借対照表でございます。

資産合計は、固定資産と流動資産を合わせて27億5,125万77円です。

11ページにつきましては、負債合計が900万円、負債資本合計は27億5,125万77円となりまして、負債資本合計と10ページの資産合計は同額となります。

次の12ページは、24年度の予定貸借対照表となっております。資産合計といたしまして27億7,246万4,451円、13ページの負債資本合計も同額ですのでよろしくお願いいたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

24年度の予定損益計算書でございますが、現在のところ155万9,667円の純利益が出るのではないかとこの予定でございまして、当年度末処理欠損金は2,068万5,320円の見込みでございます。

続きまして、15ページ、本年度の見積基礎でございます。

まず、収益的収入ですが、水道事業収益の営業収益では、給水収益は前年度より189万3,000円減の1億7,196万9,000円、分担金は210万円、他会計負担金といたしまして420万9,000円、その他営業収益として157万5,000円を見込んでおります。

次の営業外収益では、受取利息及び配当金 3 万 1,000 円、他会計補助金として一般会計から 2,000 万円の補助金をお願いするものでございます。これは企業債償還金利息に充当したいと考えております。消費税還付金、賃借料がそれぞれ 1,000 円でございます。雑収益が 2,000 円でございます。

続きまして、16 ページの収益的支出をお願いいたします。

水道事業に係る費用でございます。

まずは、営業費用の原水及び浄水費といたしまして、228 万 8,000 円、配水および給水費で 2,277 万 6,000 円、総係費で 5,408 万 3,000 円でございます。これらは水道事業に係ります維持管理費及び人件費等でございます。いずれも、経費の節減には努めておりますが、ごらんのとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

次の 18 ページをお願いいたします。

減価償却費で 8,346 万 6,000 円、資産減耗費で 110 万円、その他営業費用で 150 万円の見込みでございます。

続きまして、営業外費用でございますが、消費税 450 万円、支払利息及び企業債取扱諸費で 3,002 万 5,000 円、雑支出として 15 万円でございます。

続きまして、19 ページの資本的収入でございます。

最初の負担金ですが、一般会計負担金として消火栓設置負担金 300 万円、工事負担金としては、ダム関連工事等の負担金といたしまして 1,500 万円を見込んでございます。

続きまして、資本的支出でございます。

建設改良費の送配水設備工事費で 5,911 万円、工事請負費として 5,300 万円を計上し、ごらんの工事を予定しております。概要は小泉地内など 2 カ所、延長 400 メートルの石綿セメント管の布設がえと、県道の橋梁かけかえに伴う布設がえで 2,000 万円、ダム関連土地改良、町道改良などの工事に伴う布設がえで 1,400 万円、消火栓設置、水源フェンス等の改修工事、配水支管新設工事などでございます。

次の機械及び装置につきましては、50 個の量水器の購入費でございます。

次の固定資産購入費の 230 万円でございますが、工事器具等の購入と軽自動車の購入費用でございます。

最後に、企業債償還金といたしまして、6,700 万 2,000 円のお願いでございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言するものなし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

ここで途中ではありますが、休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前 11 時 02 分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

(午前 11 時 10 分)

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第10号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに10億159万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億8,710万2,000円とするものです。また、債務負担行為、繰越明許費及び地方債補正につきましては、追加変更等のお願いでございます。

それでは、歳入の主なものにつきまして申し上げます。

町税は個人町民税給与特別徴収分等が伸び5,400万円の追加、地方交付税は特別地方交付税の公的病院等運営助成2,805万8,000円が含まれ、交付税の確定に伴い1億5,456万8,000円の追加となります。国庫支出金は学校施設環境改善交付金の7,058万円もあり、2,344万9,000円の追加、県支出金は事業費の確定に伴い2,852万8,000円の減額、諸収入につきましては、北榛ファーム償還金5,499万円もあり、6,106万1,000円の追加、町債につきましては、教育費の伸びにより7億2,900万円の追加でございます。

歳出につきましては、庁舎積立基金として1億円、財政調整基金積立金として3億円を追加し、不採算地区公的病院等助成金として2,805万8,000円を計上、除染対策事業工事請負費では、4,100万円の減額にしております。

また、教育費として、町給食センター建築事業には6億1,312万3,000円、統合中学校施設整備事業に1億5,358万円を計上いたしました。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

24年度の一般会計補正予算（第5号）の説明の前に、本日皆様のお手元にお配りしております1枚紙ですけれども、こういった資料がいつているかと思います。右上に予算説明資料こう振ってある資料でございます。A4版1枚紙でございます。ありますでしょうか。

そうすればそちらの資料に基づいて若干資料説明をさせていただきたいというふうに思います。

なお、数字につきましては、資料の一番下に朱書きで記載しておりますが、現時点における最新の数字ということでご理解いただきたいというふうに思います。表が上下に分かれておりますが、地域の元気臨時交付金と補正予算債に分けて説明させていただきたいというふうに思っております。

最初に、表半分上の地域元気臨時交付金のスキームということで説明をさせていただきたいと思います。

これは元気臨時交付金の歳出をわかりやすく表にしたものでございます。

最初に、表の2段目にちょっと文言がありますけれども、交付金算出の概要についてです

が、平成24年度3月補正予算で措置をされる追加公共事業の地方負担分を交付金の枠として、その8割が平成25年度に地域の臨時交付金として交付される、そういったものでございます。

次に、表に基づいて説明をさせていただきます。

表の左側に追加公共事業として給食センター建築事業から原町駅南口街路事業までの4事業がございまして、表中の一番左に国庫補助対象事業費ということで各事業費が記載されておりますが、ここで記載された額は国庫補助対象事業費ということで、補助対象外は含まれていない数字となっております。

また、一番下の原町駅南口街路事業についてですが、全体事業費のうち、18%が町の負担ということになりますので、その額が記載されております。

次に、隣の2つに分かれていますところでございますが、国庫補助対象事業費の内訳となっております。国庫補助金と地方負担額となっております。このうちピンク色になっている地方負担分、いわゆる町負担分の合計の8割が地域元気臨時交付金として、平成25年度に交付されるというものでございます。この表で言いますと、地方負担額の合計につきましては、2億9,077万6,000円が交付金としての枠となり、そのうちの8割、2億3,262万1,000円が交付される、そういった計算でございます。この交付金の充当につきましては、この後に作成をする実施計画に基づいて充当することになります。

また、平成25年度の補正予算でも計画にあれば充当できる、そういったものでございます。また、資料に記載がありますが、平成25年度に基金積み立てをして、最長で平成26年度に充当が可能でございます。この場合においても、実施計画に基金積み立ての目的の明示が必要かと思われます。

ここで特に教育関係の事業についてですが、若干補足させていただきたいと思っております。

国におきましては、本年1月15日、平成24年度の補正予算が閣議決定をされ、公立学校施設整備につきましては、耐震化、老朽化対策、その他の施設整備全般について、地方公共団体が平成25年度に計画している事業を前倒して対応するため、1,884億円が計上されたところでございます。

一方、平成25年度の予算編成作業がおくれているため、成立が4月以降になる可能性があるということから、平成25年度に予定している事業については、前倒しを検討していただくよう、そういった依頼の通知が来ております。そのような背景もあるということもつけ加えさせていただきます。

次に、補正予算債の地方交付税措置についてでございます。

表中の一番左側が補正予算債額でございまして、これはわかりやすく言いますと、地方債を借りるわけでございます。これはそれぞれの事業の起債を申請する財源計画に基づいて算出をされた数字でございます。表の上から給食センター建設事業から奥田社会体育館耐震補強事業、この3事業は合併特例債事業として国の補正予算（第1号）を申請していますので、右側のやや青みがかった部分の公債費の算入のところにつきましては、いわゆる交付税算入については、通常どおりの70%算入ということでございます。一番下の原町駅南口街路事業につきましては、公債費算入は50%ということでございます。すぐ右に単独費の部分がありますが、上から3段目までが30%、一番下が50%の単独費でございます。この単独費を残余分として単位費用算入できるというものでございます。

単位費用というのは、交付税を算定する際に用いる用語で、説明というのが難しいんですけれども、公債費算入分の右の単独費、この30%を残余分として単位費用算入され、交付税措置がされるというものでございます。これによって一番右のところと言いますと、単独費がゼロになる。こういった非常に有利な財政措置であります。

また、この関係につきましては、後年度負担いわゆる返済については、100%交付税措置がされますので、実質公債費比率、将来負担比率に影響はございません。そういったことで非常に有利な財政措置であるということでもありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、補正予算の第5号の説明に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、1ページをお開き願ひたいと思います。

補正予算第5号でございます。

第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ10億159万7,000円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ91億8,710万2,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

第3条は、繰越明許費の補正でございます。

第4条は、地方債の補正でございます。

以上、第1条から第4条まで、その分につきまして、今回補正予算の議決をお願いする案件でございます。

次に、詳細について説明させていただきます。

最初に、2ページをお願いいたします。

第1表の歳入ですけれども、1款の町税ですが、決算見込みによる6,178万5,000円の追

加でございます。

10款の地方交付税ですが、普通交付税がほぼ確定されたのと特別地方交付税で不採算地区公的病院等運営助成の交付が2,805万8,000円交付されています。これは具体的には原町日赤病院ということになりますが、これらもありまして1億5,456万8,000円の追加でございます。

12款分担金及び負担金ですが、萩生川西地区の基盤整備事業の工事費に伴う2,092万8,000円の追加でございます。

14款の国庫支出金ですが、事業費の確定及び給食調理場建設、統合中学校改修工事等によりトータル2,344万9,000円の増額でございます。

15款の県支出金ですが、これにつきましても事業費のほぼ確定に伴う2,852万8,000円の減額でございます。

18款の繰入金でございますが、公共施設等整備基金繰入金の2,566万6,000円の減額でございます。

20款の諸収入でございますが、北榛ファームからの債権収入等により6,606万1,000円の追加でございます。

21款の町債でございますが、国の補正予算債を財源とした統合中学校整備事業、町給食センター建築事業等により7億2,900万円の追加でございます。

これにつきましては、後年度負担、いわゆる返済については、100%交付税されるというものです。先ほど話をしましたけれども、実質公債費比率及び将来負担比率に影響を及ぼすことはありません。かつ地方負担額の80%が平成25年度に地域の臨時交付金として交付され、交付金につきましては、これから作成する実施計画に基づいた事業に充当できる、そういった大変有利な措置でございます。

以上、全体で10億159万7,000円を追加するお願いでございます。どうかよろしくお願いいたします。

次に、3ページから4ページの歳出でございますが、額の確定及び事業確定に伴う補正と歳入のところで説明をしましたが、統合中学校施設整備事業、町給食センター建設事業等により、全体で10億159万7,000円を追加するお願いでございます。

第2表の債務負担行為の補正でございますが、例年お願いしてあります土地開発公社残地販売事業の損失補填のための3,000万円を計上させていただいております。

5ページの第3表の繰越明許費の補正でございます。

第2款総務費、7項ダム対策費から最後の10款教育費、6項保健体育費の社会体育施設整備事業債まででございますが、積雪に伴う工事のおくれや補正予算債による事業のための補正でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

6ページの地方債の補正でございますが、最初に地方債の追加でございます。地方債の追加につきましては、記載のとおり補正予算債の追加が主でございます。

次に、地方債の変更でございますが、主に事業確定に伴う地方債の限度額の変更でございます。右の表が補正後の限度額になります。

以上が第1条から第4条までの説明ということになります。

続きまして、歳入歳出の詳細説明につきましては、各課で説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

まず、私のほうから町税のみ概要と税目別にご説明したいと思います。

町税につきましては、全体で3.4%の増、額にして6,178万5,000円の増収を見込みまして合計で18億9,145万1,000円といたしました。うち、現年課税分につきましては5,428万5,000円、滞納繰越分につきましては、750万円の増額でございます。

それでは、8ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、町民税でございますが、個人分、法人分合わせて5,400万円の増額でございます。

1目個人分、1節現年課税分につきましては、給与所得者の落ち込みが当初予算で見込んだほどではなかったようでございまして、直近の収入状況等を勘案した結果、4,300万円の増額となりました。

2節滞納繰越分につきましては、差し押さえや県税事務所との合同催告等を行った結果、300万円の増額となり、現年分滞繰分合わせて4,600万円の増額となりました。

2目の法人につきましては、若干の業績の回復がうかがわれ、直近の収入状況等を勘案し、現年課税分法人税割500万円、均等割300万円、合わせて800万円の増額となりました。

次に、第2項の固定資産税でございますが、1目1節の固定資産税現年課税分につきましては、24年度の評価替えにより、土地の課税標準額が若干上昇したこと、償却資産の申告が予想以上に伸びたことによりまして、現年課税分400万円、増額となりました。

2節の滞納繰越分につきましては、差し押さえ財産の公売を予定していた大口滞納者から全額納付されたこともあり、450万円の増額となり現年滞繰分合わせて850万円の増額とな

りました。国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、1万5,000円の減額となりました。

3項軽自動車税につきましては、登録台数の増加や直近の収入状況等を勘案し、現年課税分80万円の増額でございます。

5項入湯税につきましては、客足の減少により直近の収入状況から勘案し、150万円の減となりました。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、9ページの第10款地方交付税でございますが、普通交付税が1億2,651万円の追加、特別交付税といたしまして、原町病院分になりますけれども、2,805万8,000円の交付がありまして計1億5,456万8,000円の追加でございます。

12款の分担金及び負担金ですが、萩生川西地区の基盤整備事業に対する受益者負担金2,092万8,000円の追加でございます。

14款の国庫支出金、1項国庫負担金ですが、子ども手当から児童手当への制度改正及び確定による組み替えで124万9,000円の追加でございます。

2項の国庫補助金ですが、事業確定による減額と学校施設環境改善交付金の7,058万円の追加で、差し引き3,129万9,000円の追加でございます。

3項の委託金ですが、事業の減により909万9,000円の減額でございます。

15款県支出金、1項県負担金ですが、額の確定に伴う714万円の減額でございます。

2項県補助金でございますが、これも額確定に伴い差し引きで1,772万8,000円の追加でございます。

3項の委託金でございますが、街路事業用地買収業務委託等の減によって3,911万6,000円の減額でございます。

18款の繰入金ですが、松谷・六合村繰起債償還分繰入額の2,566万6,000円の減額でございます。

20款の諸収入、1項延滞金、加算金及び科料でございますが、決算見込額により個人住民税及び固定資産税の延滞金500万円の追加でございます。

5項の雑入ですが、ダム関連事業や北榛ファームの債権収入等で6,106万1,000円の追加でございます。

21款の町債ですが、2目民生費で過疎債の追加、これは福祉医療費に充当しますが、

3,110万円の追加や6目の教育費で補正予算債を財源として奥田社会体育館耐震補強事業、統合中学校建設事業、町給食センター建設事業に7億130万円の追加でございます。

どうかよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、歳出について説明させていただきます。

13ページでございますが、1款1項1目議会費につきましては、98万円の減額でございます。これにつきましては、研修旅費、会議録調製印刷製本委託料、会議録音反訳委託料の減額が主なものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費についてでございますが、説明欄をごらんいただきたいと思います。

通信運搬費200万円の減額、宿直用シーツクリーニング代及び退職手当組合負担金の追加、また庁舎積立基金1億円の追加のお願いでございます。

2目行政振興費でございますが、地域振興事業補助金100万円の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続いて、8目の財政調整基金費ですが、財政調整基金への積み立てを3億円追加をし、3億73万2,000円にするというものでございます。財政調整基金の目安は標準財政規模の15%が適当との指針があります。それによると、昨年も説明していると思いますけれども、当町におきましては、8億円から9億円ということになると思います。この積み立てにより約17億5,700万円ぐらいになりますので、この指針からいきますと、クリアはしているということになるというふうに思っております。

次に、9目の企画費でございますが、吾妻広域圏一般経費負担金31万2,000円の追加でございます。

10款の運輸対策費でございますが、乗合バス等事業運行補助金の減額でございます。この補助金は23年度の決算額で算定することになっておりまして、実績に基づく減額ということになります。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、21目諸費でございますが、防犯灯工事費600万円の減額でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 14ページをお願いいたします。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料31万4,000円減額のお願いでございます。
これは住基法の改正によりますところの改修業務委託金の差金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 7項1目ダム対策費1,214万6,000円の減額につきましては、松谷・六合村線用地調査のおくれによる現年分事業費減と県委託費、来年度への繰り越しによる下流都県負担分の減に伴う積立金の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 3款の民生費でございます。

1項1目の老人福祉費ですが、差し引きで14万6,000円追加のお願いとなります。

まず、老人福祉事業では292万6,000円の追加となります。ごらんのように、事業の終了や確定したものは減額です。介護基盤緊急整備事業費補助金は、小規模特別養護老人ホームの開設準備経費に対する補助金で、補助単価を14万円アップして60万円としますので、その差額406万円の追加となります。この補助金の全額は県費補助となります。

次に、15ページの地域包括支援センター事業278万円の減額でございます。これは業務量の確定に伴う減額でございます。

続いて、5目の福祉医療費2,618万円の減額ですが、これは今年度の見込みによる不用額でございます。財源内訳をごらんください。地方債欄にありますように、3,110万円の過疎債を充当いたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目国民健康保険費、28節繰出金323万4,000円の減額のお願いでございます。国庫負担金等が確定したことによります減額分でございます。

同じく8目後期高齢医療費2,277万円の減額のお願いでございます。

19節負担金、補助及び交付金1,966万1,000円減額、療養給付費負担金の実績によるものでございます。

28節繰出金310万9,000円減額、保険基盤安定繰出金等の確定によるものでございます。

同じく9目老人医療費120万2,000円減額のお願いでございます。老人保健法は平成20年

4月1日をもって後期高齢者医療制度に移行されました。特別会計で3年間の継続がなされ、一般会計で2年目を迎えました。今年度は該当がなかったため、全てにおいて減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、3款2項の児童福祉費でございます。

1目の児童措置費は、子育て支援費749万5,000円減額です。本年度当初から子ども手当が児童手当と改正されましたので、組み替えを行うとともに、システムの改修費をお願いするものです。

なお、システム改修費は全額が県補助となります。

16ページをお願いいたします。

3目の学童保育費ですが、これも組み替えで増減なしでございます。原町こどもクラブへの委託料を補助金としていくものです。

続きまして、4款の衛生費でございます。

1項1目の保健衛生総務費3,055万8,000円の追加のお願いでございます。最初の保健総務費2,821万円の追加ですが、人件費の追加と原町日赤病院への運営費助成金でございます。この日赤病院の助成金につきましては、昨日の平成25年度予算のところで説明しましたように、その年の特別交付税措置額を関係3町村で助成していくことになりましたので、今回のお願いとなりました。今年度の助成額2,805万8,000円は、平成24年度特別交付税12月分交付額内訳で示された算定額でございまして、歳入にも同額が計上されております。

次の国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金234万8,000円の追加は、後ほど特別会計で説明がございますので、よろしくお願いいたします。

続いて2目の予防費は、インフルエンザ予防事業の確定見込みによる79万円の減額です。

3目の母子保健費も妊婦支援事業の妊産婦健診委託の対象者が65人とほぼ確定しましたので、233万円の減額となります。

4目の健康増進事業費もがん検診が終了いたしましたので、その委託料150万円を減額するものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 17ページをお願いいたします。

同じく、6目環境衛生費96万3,000円追加のお願いでございます。

18節備品購入費 3 万7, 000円減額、19節負担金、補助及び交付金100万円追加、太陽光発電システム設置費補助金で、今年度既に53件の申し込みがあり、あと 7 件の申請が予定されているための追加でございます。

同じく、7 目公害対策事業費3, 983万6, 000円の減額をお願いでございます。まず、通常分ですが、11需用費 1 万5, 000円追加をお願いでございます。これは原町中学校に設置されております大気汚染測定局の電気代の不足によるものでございます。

次に、除染対策事業3, 895万1, 000円減額をお願いでございます。放射性物質汚染対処特措法によるもので、古谷地区が対象となり事業の実績によるものでございます。消耗品、放射線量測定業務委託料につきましては、実施を行い、除染工事につきましては、直営工事で実施をしたため、工事請負費4, 100万円の減額になります。同じく緊急雇用90万円減額、昨年 4 月より半年を単位に 3 名の雇用を実施した実績によるものでございます。

同じく 9 目霊園管理費1, 253万9, 000円減額をお願いでございます。

13節委託料250万円、17節公有財産購入費1, 000万円減額につきましては、あがつま共同霊園に関係するもので、今年度は用地購入ができなかったためでございます。

15節工事請負費 3 万9, 000円減額は、あづま共同霊園造成工事、これが 1 区画7. 5平米を29区画工事の入札差金でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

同じく 2 項 1 目清掃総務費、11節需用費、庁用車燃料費 7 万5, 000円追加をお願いでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） お世話になります。

続きまして、6 款 1 項 3 目の農業振興費では94万9, 000円の減額でございます。

説明欄をごらんください。戸別所得補償制度推進事業の事業確定に伴う補助金165万円の減額と平成25年度から行います緑のふるさと協力隊の住居に伴う需用費及び備品購入費の70万1, 000円の増額をお願いでございます。

続きまして、6 目農地費でございます。基盤整備事業萩生川西地区の事業確定に伴う810万1, 000円、農業体質強化基盤整備事業植栗山根地区の前倒しに伴います1, 127万9, 000円の増額でございます。

続きまして、19ページ、6 款 2 項 1 目林業振興費では、事業費確定に伴う負担金、補助及

び交付金の92万3,000円の減額と有害鳥獣捕獲事業では、猟期中の捕獲に対する補助金の25万円の増額のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林業基盤整備費60万円の減額につきましては、吾嬭山線県応急復旧工事の確定による町負担分の減額でございます。よろしく願いします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 同じく3目町有林管理費でございます。森林獣害対策委託金の100万円の減額でございます。

続きまして、7款1項2目商工振興費では、524万1,000円の増額のお願いでございます。街路灯電気料補助、小口資金保証料補助金、企業誘致奨励金及び小口資金損失補償金につきましては、事業費確定によるものでございます。住宅新築改修等補助金につきましては、利用者が多いための増額のお願いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、8款土木費になります。

1項2目道路維持費191万2,000円の減額につきましては、国の補正による道路舗装の調査費国庫補助300万円の追加に伴う事業費520万円の追加と工事確定による減額、負担金につきましては、辻・古谷線の工事確定による工事負担金の減額でございます。

20ページをお願いします。

3目道路改良費4,621万円の減額につきましては、委託料では馬場・手子丸線ほか2路線、工事請負費では、岩下・川中線ほか1路線、用地及び補償金は、馬場・手子丸線ほか2路線の事業確定による減額でございます。

次に、ダム関連道路費は、松谷・六合村線で県への委託事業費確定及び用地調査のおくれによる用地費補償金の減額でございます。

次に、2項2目土地区画整理費120万円の減額につきましては、土地区画整理費業務委託の確定による減額でございます。

次に、3目街路事業整備費3,301万8,000円の減額につきましては、県委託事業に含まれた社会福祉協議会に関して、県と町の直接契約による委託料、用地費補償金減額と県事業費追加補正に伴う県事業負担金の補足分の追加でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金803万3,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 21ページになりますが、3項3目住宅管理費118万円の減額につきましては、委託料で緊急輸送道路沿線建物調査及び一般住宅耐震診断事業費確定による減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9款1項1目消防費でございますが、広域の負担金確定によります384万8,000円の追加でございます。

続きまして、3目の防災費でございますが、土砂災害防止法説明会等に係る職員の時間外勤務手当の追加でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） お世話になります。

続きまして、10款1項教育総務費になります。説明の欄において説明させていただきます。事務局費につきましては、賃金と祝い金で61万円の減額と除染事業につきましては、賃金、借上料で189万7,000円の減額のお願いでございます。

次に、5目給食調理場運営管理費になりますが、社会保険料と備品購入費の減額、電気料の追加で、合計75万2,000円の減額と東給食センター、原町給食共同調理場、太田給食共同調理場、次に22ページをお願いいたします。坂上給食共同調理場につきましては、燃料費の値上がりに伴う燃料費の追加でございます。

次に、町給食センター建築事業につきましては、国において平成25年度に計画している事業について前倒しで対応するため、平成24年度補正予算が閣議決定されたということであり、これを受けまして、町といたしましても、矢倉地区に予定する給食センターの建設に伴う事業費を計上いたしました。

事業費の内訳といたしましては、手数料といたしまして建築確認申請手数料の50万円、委託料といたしまして、建築工事監理業務委託料の840万円、工事請負費といたしましてセンター建築費と旧施設の取り壊しで4億9,738万1,000円、備品購入費といたしまして1億581万9,000円、負担金といたしまして、上水道加入と農業集落排水の加入負担金で102万3,000円、合計で6億1,312万3,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費になりますが、電気料金の追加と備品購入費の減額で合計123万円の追加と、原町小学校、岩島小学校、坂上小学校、東小学校につきましては、燃料費の値上げに伴う燃料費の追加のお願いでございます。

次に、2目教育振興費になります。教育振興費（事務局費）につきましては、特別支援教育奨励費の56万4,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費につきましては、社会保険料と工事請負費と備品購入費で1,509万3,000円の減額と料金改定による電気料40万円の追加で、合計1,469万3,000円の減額と坂上中学校につきましては、燃料費の値上げに伴う燃料費9万4,000円の追加のお願いでございます。

次に、3目中学校施設整備費になります。

統合中学校の施設整備事業につきましては、給食センター建設で申し上げましたとおり、24年度補正の前倒しをいたしまして、平成25年度中に施工できる部分の施設整備事業費を計上させていただきました。

内訳といたしましては、手数料といたしまして建築確認申請の50万円、委託料といたしまして、校舎改修増築工事監理委託業務委託料の273万円、工事請負費といたしまして校舎改修1期工事で1億5,035円で、合計1億5,358万円の追加のお願いでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費になりますが、これにつきましては、時間外手当と職員共済組合負担金と電気料金で113万9,000円の追加、社会保険料と賃金、備品購入費で542万7,000円の減額で、合計で428万8,000円の減額のお願いとなります。

続きまして、24ページをお願いいたします。

5項社会教育費、3目文化財保護費になりますが、企画展事業につきましては、時間外手当とリース料金合計35万6,000円の減額のお願いでございます。

次に、4目青少年対策費につきましては、杉並・東吾妻わんぱく交流事業につきましては、時間外と食糧費、備品購入費合計で41万8,000円の減額のお願いとなります。

続きまして、6項保健体育費、2目学校開放事業の学校開放でございますが、工事請負費36万円の減額のお願いになります。

次に、3目施設管理費、社会体育施設管理事業でございますが、賃金と測量・設計・監理委託料で合計1,475万5,000円の減額と社会体育施設整備事業でございますが、奥田社会体育館耐震補強工事でございます。給食センターと校舎改修で申し上げましたとおり、平成24

年度補正の前倒しで行う予定で計上させていただきました。

内訳といたしまして、測量・設計・監理業務委託料で186万円、耐震補強工事請負費4,057万6,000円、合計4,243万6,000円の追加のお願いとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明はすべて終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

途中ではありますが、ここで休憩をとります。

再開を13時といたします。よろしくお願いいたします。

（午前 11時56分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 1時00分）

◎議案第46号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第46号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第46号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,427万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億138万円とするものです。

また、繰越明許費補正につきましては、追加のお願いでございます。

それでは、歳入につきまして普通交付税額の決定に伴う1,365万9,000円の追加及び国の

補正予算に伴う社会資本整備総合交付金61万9,000円の追加でございます。

次に、歳出ですが、職員共済組合負担金の1,298万8,000円の追加と公営住宅管理に伴う測量・設計・監理委託料129万円の追加でございます。

詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いしたいと思います。

今回補正をお願いいたしますのは、歳入歳出それぞれ1,427万8,000円を追加をし、総額をそれぞれ92億138万円とするものでございます。

2ページをお願いしたいと思います。

第1表ですけれども、10款の地方交付税ですが、普通交付税の決定に伴い1,365万9,000円の追加でございます。

14款の国庫支出金ですが、国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金61万9,000円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、2款総務費につきましては、職員共済組合負担金1,298万8,000円の追加でございます。

8款土木費は、町営住宅耐震診断業務の設計監理委託料として129万円の追加でございます。

2表につきましては、繰越明許費の補正でございまして、町営住宅耐震診断業務を次年度に繰り越すというものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

事項別明細による説明でございます。

歳入第10款の地方交付税につきましては、1,365万9,000円の追加でございます。

14款の国庫支出金でございますが、社会資本整備総合交付金の61万9,000円の追加でございますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、歳出について説明させていただきます。

2 款 1 項 1 目一般管理費の 4 節共済費でございますが、基礎年金拠出金に係る公的負担率の改正が平成25年 2 月18日付総務省告示第49号により、今までの27.7%から36.5%に改正となり、平成24年 4 月からの遡及差額分1,298万8,000円の追加のお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 8 款土木費でございます。

3 項 1 目公営住宅管理費129万円の追加のお願いでございます。委託料で町営住宅の耐震診断を25年度当初で国庫補助要求をしておりましたが、今回の大型補正に伴い前倒しとなり、国庫補助61万9,000円を含む24年度補正として追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3 月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 1 1 号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第11号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定、歳入歳出それぞれ8,196万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,132万9,000円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税1,896万1,000円減額、国庫支出金381万2,000円追加、療養給付費交付金661万7,000円追加、前期高齢者交付金129万3,000円追加、県支出金2,631万7,000円追加、共同事業交付金6,611万9,000円追加、繰入金323万4,000円の減額です。

歳出では、保険給付費8,038万円追加、諸支出金219万7,000円減額、予備費378万円の追加です。

次に、施設勘定、歳入歳出それぞれ75万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,688万8,000円とするものです。

歳入では、診療収入71万1,000円減額、県支出金219万7,000円減額、繰入金15万1,000円追加、繰越金337万2,000円追加、諸収入14万円の追加です。

歳出では、総務費70万6,000円減額、医業費146万1,000円の追加です。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事業勘定から事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税1,896万1,000円減額をお願いでございます。内訳は、1目一般被保険者国民健康保険税401万4,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税1,494万7,000円減額で、被保険者数の減少並びに課税基準総所得金額の低下によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

3款1項国庫負担金1,321万8,000円追加をお願いでございます。それぞれ負担金の額の確定によるものでございます。

同じく、2項国庫補助金940万6,000円減額でございますが、これも交付金、補助金等の確定によるものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金661万7,000円追加、退職者医療交付金の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

5款1項1目前期高齢者交付金129万3,000円追加、6款1項1目財政健全化補助金2,630万7,000円追加、福祉医療波及分補助及び財政調整交付金の確定によるものでございます。

2項県負担金1万円の追加、1目、2目ともに負担金の額の確定によるものでございます。

8款1項共同事業交付金6,611万9,000円の追加、1目、2目とも額の確定によるものでございます。

9 款 1 項他会計繰入金323万4,000円の減額ですが、1 節保険基盤安定繰入金53万3,000円減額から 9 ページをお願いいたします。

2 節出産育児一時金繰入金252万円の減、3 節財政安定支援事業繰入金127万7,000円の減額で額の確定によるものでございます。

4 節その他一般会計繰入金109万6,000円追加、療養給付費等の増加によるものでございます。

続いて、10ページ以降、歳出をお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費4,247万円追加、1 目の一般被保険者につきましては、一月当たり300万円ほど、2 目の退職被保険者は一月当たり47万円ほど増加をしております。

2 項高額療養費4,169万円追加、これは一月当たり 1 目で330万円、2 目で14万円ほど増加でございます。

4 項出産育児諸費378万円減額、9 人分の減少でございます。

11ページをお願いいたします。

11款 2 項 1 目直営施設勘定繰出金219万7,000円減額、国保診療所への繰出金の減額でございます。

12款 1 項 1 目予備費378万円追加でございますが、インフルエンザの流行が県内では 2 月中旬に終息が発表されましたが、一時期、全国 2 位の流行とのこともあり、少額ではありますが、予備費に追加するものでございます。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、1 款 1 項外来収入71万1,000円減額ですが、社会保険診療報酬収入と一部負担金収入、これが窓口の支払いになりますが、減額によるものでございます。

3 款 1 項 1 目国保施設費県補助金219万7,000円減額、額の確定によるものでございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金234万8,000円追加、同じく 2 項 1 目事業勘定繰入金219万7,000円減額、県のへき地運営費補助金の確定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目繰越金337万2,000円追加、前年度繰越金でございます。

6 款 1 項 1 目雑入14万円追加。容器及び衛生材料等の追加によるものでございます。

次に、歳出でございますが、15ページをお願いします

1 款 1 項 1 目一般管理費70万6,000円減額、職員人件費43万5,000円、施設管理費27万1,000円の減額でございます。

2 款 1 項医業費146万1,000円追加、1 目医業管理費 2 万9,000円、手数料等の追加、2 目医療用機械器具費38万7,000円減額、これは酸素濃縮装置及び携帯用酸素ボンベの減少によるものでございます。

3 目医療用消耗機材費29万2,000円追加、注射針等消耗品の増加によるものでございます。
16ページをお願いいたします。

同じく 4 目医薬品衛生材料費152万7,000円、医薬材料費の追加でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3 月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第12号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ822万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億9,588万4,000円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料738万6,000円の減額、繰入金310万9,000円減額、諸収入38万4,000円減額、繰越金265万7,000円の追加です。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金783万8,000円減額、保険給付事業費38万4,000円の減額です。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください。

ますようよろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事項別明細書により説明させていただきます。

まず歳入でございますが、4ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料738万6,000円減額、1目後期高齢者医療特別徴収保険料422万5,000円減額、同じく2目後期高齢者医療普通徴収保険料316万1,000円の減額、内訳は現年度分331万2,000円減額、滞納繰越分15万1,000円追加で、ともに確定見込みによるものでございます。

3款1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金310万9,000円減額、額の確定によるものでございます。

4款1項雑入38万4,000円減額、人間ドック受診者が24名減少したためでございます。

5款1項1目繰越金265万7,000円追加、前年度繰越金でございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金783万8,000円減額、広域連合納付金の確定によるものでございます。

3款1項1目人間ドック助成事業費38万4,000円減額、受診者の減少によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第13号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末へ来て保険給付費の不足が懸念されますので、1,118万1,000円を追加するなど、差し引き897万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億471万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳入です。

介護保険の財源は法定負担となっておりまして、それぞれの負担割合が明確になっておりますので、それに基づき歳入を見込んでおります。

最初に、1款1項の介護保険料ですが、年金天引きの特別徴収保険料が44万3,000円の減額となります。

3款1項の国庫負担金は、介護給付費負担金でございまして、歳出2款の保険給付費1,118万1,000円に対する法定負担分の220万6,000円です。

3款2項の国庫補助金、1目の調整交付金は、先ほどの保険給付費の8%を見込んでおります。

2目の地域支援事業交付金は、歳出5款の地域支援事業費マイナス221万7,000円に対する法定負担分25%で、55万5,000円の減額です。

4款1項の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金は、介護給付費に対する法定負担分29%で、324万2,000円の追加です。

2目の地域支援事業交付金は、先ほどの地域支援事業費に対する法定負担分29%で、66万5,000円の減額です。

5款1項の県負担金は、介護給付費負担金で保険給付費に対する法定負担分の142万8,000円の追加でございます。

6ページをお願いします。

5款2項の県補助金は、地域支援事業交付金で地域支援事業費に対する法定負担分

12.5%の27万7,000円の減額です。

7款1項の一般会計繰入金ですが、1目の介護給付費繰入金は、保険給付費に対する町の負担分12.5%で139万8,000円の追加です。

2目の地域支援事業繰入金も、地域支援事業費に対する町の負担分12.5%で、27万7,000円の減額です。

2項の基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰り入れでございます。

10款1項の手数料は、過年度分の督促手数料です。

7ページの歳出をお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費は、事務費です。

2款の保険給付費ですが、介護サービス給付費等の不足が見込まれますので、1,057万1,000円の追加をお願いするものでございます。

1項2目の地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム入居者の増加、6目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成件数の増加によるものです。

次の6項1目の特定入所者介護サービス費は、実費負担軽減対象者の増加によるものです。

最後の地域支援事業費は、生活機能評価方法の変更により不用となりましたので、221万7,000円を減額いたします。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第14号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算

(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,488万3,000円を減額して、総額をそれぞれ1億1,784万4,000円とするものでございます。

内容は情報通信施設事業費として、ケーブルテレビ事業の移設工事費等の確定による工事請負費の減額が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款1項1目地域開発基金繰入金ですが、歳出減による326万8,000円の減額でございます。

6款1項1目雑入でございますが、光ケーブル移転補償費2,161万5,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、1款2項1目情報通信施設事業費で2,488万3,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、光ケーブル移設工事費等がほぼ確定したことによるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第15号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第

4号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,396万7,000円を減額して、総額をそれぞれ5億5,107万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、使用料の1,337万円、県補助金の1,135万7,000円、町債の3,520万円の減額でございます。

歳出の主なものは、建設事業費の5,581万3,000円、施設管理費1,791万1,000円の減額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお願いいたします。

これは地方債の補正でございます。下水道事業1,750万円、過疎対策事業1,770万円合わせて3,520万円の減額になっております。

続きまして、5ページの歳入をごらんください。

事項別明細書でございます。

1款2項1目の公共下水道負担金672万3,000円の減額、2款1項の使用料ですが、公共下水使用料184万円、浄化槽使用料852万2,000円、農業集落排水使用料300万8,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、4款1項1目の県補助金1,135万7,000円の減額でございます。これは公共下水道県補助金の追加と浄化槽市町村整備費県補助金、エコ補助金の補助対象額の確定によるものでございます。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金803万3,000円の減額ですが、事業量の確定に伴うものでございます。

7款2項の雑入ですが、浄化槽の駐車場等付帯設備工事費71万6,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

8款1項の町債ですが、1目の下水道事業債で1,750万円、2目の過疎債で1,770万円合計で3,520万円の減額でございます。

続きまして、7ページの歳出をごらんください。

1 款 1 項 1 目の一般管理費でございますが、人件費等の減額は24万3,000円でございます。

2 款 1 項 1 目の建設事業費5,581万3,000円の減額でございますが、事業の確定による工事請負費の減額が主なものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目の施設管理費1,791万1,000円の減額でございますが、公共下水道の備品等修繕料と施設管理業務委託料の減額と浄化槽保守点検委託料の減額が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第40号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第40号 東吾妻町職員定員適正化計画についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第40号 東吾妻町職員定員適正化計画について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町におきましては、行政改革大綱の中で定員、給与の適正化を重点項目の一つと位置づけ、削減目標を立て職員数の適正化に努めてまいりました。地方分権の取り組みが進む中で、新たな第2次行政改革大綱においても、定員、給与の適正化を重点項目と位置づけたところであり、複雑多様化する行財政課題に的確かつ迅速に対応するため、定員管理の具体的指針となる基本計画を策定するものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 東吾妻町職員定員適正化計画につきましては、行政改革大綱の中で、定員、給与の適正化の中で重点項目の一つとして位置づけ、今後ますます複雑、多様化する行政課題に的確かつ迅速に対応するため、定員管理の具体的指針となる基本計画であります。

この計画の基本的な考え方は、職員採用の平準化でございまして、その方法といたしまして、計画的な職員採用、新しい行政ニーズに応えられる職員間の協力と迅速かつ効果的な体制の検討等事務改善及び町民から信頼される職員の育成と適材適所の配置でございます。

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度の5年間でございます。また、計画の目標は総職員数を平成23年度の224人を基準とし、5年後の平成28年度に8.9%、20人削減した204人を目標としております。

なお、定員適正化計画の進捗状況につきましては、広報及びホームページ等で公表していきたいと考えております。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第41号、議案第42号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、
採決

○議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第41号 町道路線の廃止について、及び日程第17、議案第42号 町道路線の認定について一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第41号 町道路線の廃止について、議案第42号 町道路線の認定について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

廃止及び認定の議決をお願いする路線は、土地改良及び区画整理事業の道路建設に伴う町道路線の変更であります。主には旧道路線を一たん廃止をお願いし、新たな路線で再度認定

をお願いするものでございます。

今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

今回の町道路線廃止及び認定につきましては、土地改良事業及び区画整理事業によるつけかえ、新設等に伴い廃止、認定するものであります。

初めに、議案第41号、廃止路線について説明させていただきます。

資料の調書記載の12路線であります。調書の次に位置図がありますが、赤書きで示してあります路線が廃止の路線であります。中ほどに町道新井・横谷・松谷線が東西に位置しています。この地区はダム関連事業で、この道路の北側につきましては、上郷土地改良の地区で、南側につきましては、三西第二土地改良の地区であります。

調書にあります整理番号3の4003号線、4の4004号線、7の4007号線が上郷土地改良の地区であります。整理番号1の4001号線、2の4002号線、5の4005号線、6の4006号線、8の4008号線、9の4219号線、これらが三島西部第二土地改良の地区になります。

続きまして、位置図の2枚目になりますが、こちらは駅北地区土地区画整理事業の地区であります。同じく調書にあります整理番号10の5048号線、11の5056号線、12の5095号線が該当になります。

起終点の位置及び延長につきましては、調書に記載のとおりであります。

次に、議案第42号、認定路線であります。

調書記載の45路線になります。

次の1枚目に地図がありますが、同じく赤書きしてあります上郷土地改良及び三島西部第二地区土地改良の地区で、調書の整理番号は1の4241号線から裏面になりますが、39の4279号線までが該当になります。

2枚目の位置図にも赤書きしてありますが、こちらは県単小規模土地改良本宿本丸地区の調書の整理番号40の4280号線が該当となります。

3枚目の位置図にも赤書きしてありますが、こちらは駅北地区土地区画整理事業地区で、調書の整理番号41の5048号線から45の5329号線が該当になります。

なお、この土地区画整理事業区内では、県道下沢渡線の一部として県で管理していた部分を町道として、また都市計画道路稲荷城・金井線の一部につきましては、県道下沢渡線として県の管理としてつけかえになります。

起終点の位置及び道路の延長については、調書に記載のとおりであります。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。どうぞ。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） これ議長、認定のほうでもよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 一括です。

○14番（橋爪英夫君） 図面の2枚目のところのこれ本宿でしょうか、このところは小規模土地改良でここへ認定の新しい道路ができるのかと思うんですが、過去には古い道路はなかった、廃止はなかった、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 土地改良後に開設されたというふうになっております。土地改良時に開設されたと、町道として旧道はありませんでした。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

（発言するものなし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言するものなし）

○議長（菅谷光重君） 自由討議、特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言するものなし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。最初に、議案第41号 町道路線の廃止についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第42号 町道路線の認定についての採決を行います。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第18、議案第43号 東吾妻町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第43号 東吾妻町土地開発公社の解散について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年3月23日に開催をされました平成23年度東吾妻町土地開発公社第3回理事会において、東吾妻町土地開発公社定款第25条の規定により、解散について理事会の同意を得たため、議会に土地開発公社の解散を提案いたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、簡単に説明させていただきます。

東吾妻町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律により、町の過疎対策と定住促進を目的として昭和60年4月に設立されました。町村合併により名称を変更しております。設立以来、8団地、74区画を住宅用地として分譲し、70区画が売却となっております。売れ残っている田野原団地、舞台団地の4区画につきましては、近年の不況などにより販売が進まず公社の経営としては、理事会運営経費などを費やすのみとなっております。

このような中で、公社の存続意義についても話し合わせ、平成24年3月23日に開催され

た土地開発公社理事会において解散に向けて進めるということで同意をいただきましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、土地開発公社を解散することの議決をお願いするものでございます。

なお、売れ残っている4区画につきましては、地域開発事業特別会計で買い取り、引き続き販売促進に努めていきたいと考えております。

簡単ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第44号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第19、議案第44号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第44号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の組合規約の一部改正は、次のとおりの4項目であります。

1項目目として、第3条の共同処理する事務に第16号を追加する改正です。

内容は、平成24年の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正に伴い、障害者虐待防止センターの体制整備と障害者相談支援の強化が図られました。これに伴い、郡内町村の障害者虐待防止支援センターの業務を社会福祉法人に委託する事務を追加するものです。

2項目目として、第7条の改正で、内容は関係町村長で組織する理事会が執行機関であることを明記することとしたものです。

3項目目として、第8条第2項の改正で、会計管理者の任免について、理事長の属する関係町村の会計管理者の職にある者をもって充てると限定するのではなく、広く関係町村の会

計管理者から任免できることとし、事務の簡素化・効率化が図れる体制とするため、臨機応変に対応できることを目的としたものです。

4項目目として、第10条、第12条及び第13条の改正で、内容は第10条第1項教育委員会の「委員5名」を「委員6名」に、第12条第2項中、「任命」を「任免」に、第13条中、「賦課金」を削る改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

最初に、第3条の共同処理する事務に、第16号を追加するものでございます。

平成24年の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正に伴って、障害者虐待防止センターの体制整備と障害者相談支援の強化が図られました。これに伴いまして、郡内町村の障害者虐待支援センターの業務を社会福祉法人に委託する事務を吾妻広域町村圏振興整備組合が実施するための改正ということになります。

具体的には、吾妻相談支援センターに新たな障害者虐待相談員1名を配置をし、相談員2名を3名体制にするものでございます。これによりまして、専門的できめ細かな相談事業が期待される、そういったものでございます。

次に、第7条の改正でございます。

7条では、関係町村で組織する理事会が執行機関であることを明記したものでございます。

なお、理事会の運営に当たりましては、吾妻広域町村圏振興整備組合理事会規定で必要事項を定め、運営いたしていきます。

地方自治法では、吾妻広域のように、複合的一部組合の執行機関は管理者のかわりに理事会を設置することができるとしておりますので、吾妻広域もこれにより理事会を設置するものでございます。

次に、第8条第2項の改正でございますが、会計管理者の任免についてでございます。

理事長の属する関係町村の会計管理者の職にある者を充てると限定するのではなく、広く関係町村の会計管理者から任免できることと改めるものでございます。

次に、第10条第1項中の委員を「5名」から「6名」に改正するものでございます。吾妻

広域の教育委員会は中之条町の教育委員会をお願いをしてあります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条のただし書きにより、中之条町では委員を5名から6名としましたので、それに伴う改正でございます。

第2条第2項中の「任命」を「任免」に改めるものにつきましては、字句の整理でございます。

新旧対照表の裏になりますが、第13条中の「賦課金」を削る改正は吾妻広域圏の収入には賦課金はなく、今後も発生しないために削るものでございます。

説明は以上でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第20、議案第45号 公の施設（榛名湖温泉ゆうすげ湖畔荘）の廃止に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第45号 公の施設（榛名湖温泉ゆうすげ湖畔荘）の廃止に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年8月より高崎市、旧榛名町の施設として、当町区域内に設置していた榛名湖温泉ゆうすげ湖畔荘について、契約終了により高崎市から板橋区へ返却することになったため、公の施設の区域外設置の終了について、地方自治法第244条の3の規定により、協議を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでございますが、高崎市は板橋区が榛名湖畔に設置しております施設を榛名湖温泉ゆうすげ湖畔荘として、平成18年8月24日より公の施設として利用してまいりました。しかし、板橋区との契約が平成25年3月31日をもって終了するのに伴いまして、施設を返却するため、関係町村であります東吾妻町との協議が必要になりましたので、議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。どうぞ。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 高崎市が借りて板橋の施設を使っていたけれども、その契約が切れたので、板橋に返しますよという説明でよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） そのとおりでございます。ことし3月31日をもって板橋区との契約が切れますので、それをもって高崎市としては公の施設から外したいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） そうすると、板橋区はその施設をそのまま存続するという……

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） どういうふうにするかは伺ってはいないんですけれども、町にも買っていただけないかというようなお話はありましたが、町では今のところ買うことはできないというふうにはなっております。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） わかりました。なかなか今こういう時代に、たとえ景観のいい榛名湖畔であっても難しい事情があるかなと思うので、それはそれとして、またあれなんです。そうすると、板橋が今後どういうあれをしていくのかですけれども、税金関係だ何だというのは、その辺のところはどういう特環下水とか、いろいろ関係すると思うんですが、その辺のところの細かいあれは全く……

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 税務会計課長ですけれども、私の知っている限り平成25年3月31日まで高崎市が利用するというので、固定資産税の交付金ですか、そちらは25年度

予算措置はさせていただきました。ただ、板橋区のほうから4月1日以降は使用しないので、来年度は交付金はいれませんかという話を聞いています。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 板橋が固定資産税は出ませんよということで、使っていないからということで、そういうことを話したのかもしれませんが、今後どうなっていくのか私わかりませんが、当町にやっぱり特環下水の負担金の関係もいろいろ絡んでくるのかなと思うので、その辺のところも含めて今の現在がわからなければ今後また状況によって教えていただければ結構ですけれども、その辺が知りたかったということでございます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほどもちょっと話したんですけれども、板橋区がその施設をどのように使うかによって、いろいろ変わってくると思いますので、まだ決まっていないというふうに聞いておりますので、それを含めて協議をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） どうぞ。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 今休んでいる旧東村の施設がありますよね。あれはもう使用していませんからあれですけれども、これら等は特環下水との関係はどういうあれになっているのでしょうか。負担金を出すのにどういうあれをしているのかちょっとわからないので。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 榛名湖特環の負担金ですが、高崎市と協議をしまして、使用量割とあと面積割、そういうことで協議をして負担金を決めていますので、まだその辺のところの協議はされておられません。今ある旧東の施設のことに関しては、まだ協議はしていません。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） できれば民間のどなたか買っていていただいて、あのような施設を運営していただければ固定資産税も入るし、町は今後ああいうものをどうするか、使えるかどうかちょっとその辺も不安でありますけれども。ただ、特環下水が休んでいるからといっても負担金の関係は一切減ってもいないという状況であれば、それは休んでいるということになれば、受益者数の何か試算があるんだと思うので、そういうものを含めて検討すべきかなと

私は感じたわけで質問をさせていただきました。この廃止の協議書については、特に私は異論はありませんけれども、以上です。

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言するものなし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言するものなし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書の処理について

○議長（菅谷光重君） 日程第21、請願書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書は、お手元に配付した請願文書表のとおり、総務建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の各常任委員会に付託しますので、その審査を3月13日までに終了するようお願いいたします。

以上で、請願書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分な調査、審査

をくださるよう申し添えます。

なお、次の本会議は3月14日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 2時08分)

平成25年 3 月 14 日（木曜日）

（第 3 号）

平成25年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成25年3月14日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第16号 東吾妻町災害時における相互支援に関する条例について
- 第 2 議案第17号 東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 3 議案第18号 東吾妻町新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 第 4 議案第19号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並
びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第 5 議案第20号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関す
る基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 第 6 議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 7 議案第22号 東吾妻町在宅高齢者等介護予防・生活支援事業費用徴収条例の一部を
改正する条例について
- 第 8 議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例について
- 第 9 議案第24号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活
性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第10 議案第25号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第26号 東吾妻町町営住宅等整備基準条例について
- 第12 議案第27号 東吾妻町道路構造条例について
- 第13 議案第28号 東吾妻町道路標識条例について
- 第14 議案第29号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定め
る条例について
- 第15 議案第30号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基
準を定める条例について

- 第 1 6 議案第 3 1 号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 3 2 号 東吾妻町温泉開発基金条例を廃止する条例について
- 第 1 8 議案第 3 3 号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について
- 第 1 9 議案第 3 4 号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 3 5 号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 3 6 号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 3 7 号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 3 8 号 岩櫃城跡保存整備委員会条例について
- 第 2 4 議案第 3 9 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 1 号 平成 2 5 年度東吾妻町一般会計予算
- 第 2 6 議案第 2 号 平成 2 5 年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第 2 7 議案第 3 号 平成 2 5 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 8 議案第 4 号 平成 2 5 年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第 2 9 議案第 5 号 平成 2 5 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算
- 第 3 0 議案第 6 号 平成 2 5 年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第 3 1 議案第 7 号 平成 2 5 年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第 3 2 議案第 8 号 平成 2 5 年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第 3 3 議案第 9 号 平成 2 5 年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 3 4 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 3 5 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 3 6 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 7 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 8 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 9 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 0 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

- 第４１ 議案第４０号 東吾妻町職員定員適正化計画について
- 第４２ 議案第４３号 東吾妻町土地開発公社の解散について
- 第４３ 議案第４４号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 第４４ 請願書の委員会審査報告
- 第４５ 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第４６ 町政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第４０まで

出席議員（１４名）

１番	菅 谷 光 重 君	２番	佐 藤 聡 一 君
３番	根 津 光 儀 君	４番	樹 下 啓 示 君
５番	山 田 信 行 君	６番	水 出 英 治 君
７番	轟 徳 三 君	８番	茂 木 恒 二 君
９番	金 澤 敏 君	１０番	青 柳 はるみ 君
１１番	須 崎 幸 一 君	１２番	浦 野 政 衛 君
１３番	一 場 明 夫 君	１４番	橋 爪 英 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 小 林 一 喜

議 会 事 務 局 長
議 係

水 出 悟

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

連日、お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出がありました。これを許可いたします。

傍聴される皆さんに申し上げますが、受け付けの際にお渡しをしました傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴なさいますよう、よろしくお願いをいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、あわせてお願いを申し上げます。

日程第 1 に入る前に、産業課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

産業課長。

○産業課長（丸山和政君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第 24 号につきまして間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

議案第 24 号をお願いいたします。

議案第 24 号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の 6 行目及び新旧対照表第 1 条中、「基本同意計画」とございますが、「同意基本計画」に訂正をお願いいたします。

もう一度申し上げます。「基本同意計画」を「同意基本計画」に訂正をお願いいたします。

なお、正誤表につきましては、別に配付をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で終わります。

なお、本日の本定例会の採決におきまして、根津議員より、採決に当たっての意思の表示は、体調によりまして挙手で行いたいという申し出がありましたので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

本定例会の根津議員の採決に当たっての意思の表示は、挙手によって行います。

なお、質疑などがある場合も、着座にて行うことをご了承のほどをお願いをいたします。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第1、議案第16号 東吾妻町災害時における相互支援に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

ここで討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第 17 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第 2、議案第17号 東吾妻町共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 5 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

皆さんの発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第 18 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第 3、議案第18号 東吾妻町新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 5 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

ここで討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第19号、議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第19号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、及び日程第5、議案第20号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてを一括議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

ここで討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。最初に、議案第19号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についての

採決を行います。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

次に、議案第20号 東吾妻町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についての採決を行います。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第22号 東吾妻町在宅高齢者等介護予防・生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第23号 東吾妻町企業立地促進条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） この間、お聞きしたりしたんですが、ちょっと理解できないところがあるので、確認をちょっとしたいんですが、優遇措置がありますけれども、事業の用地取得の補助金、事業所等の関連施設整備補助金、これについては上限があるんですけれども、施設設置奨励金、この上限が全くないんですよ。これについて、この間もちょっと指摘したんですが、すごい過大な投資が、大きい投資があった企業が来たときに、町の財政上、カバーしきれないような状況が生じるんじゃないかという不安が正直言っているんです。これは、町長、絶対大丈夫ですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 奨励金に上限を設けていないかというご質問かと思います。

今回の条例の全部改正に当たりまして、町に固定資産税の特例に関する条例が3つございます。具体的には、東吾妻町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例、2つ目が、東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税の課税の特例に関する条例、3点目としまして、東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例、この3つがございまして、この3つの条例につきましても上限を設けてございません。そのために、この3つの条例と整合性を合わせるためにも、奨励金の上限を規定してきておりません。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のご心配の点ということでございますけれども、これにつきましては、固定資産税相当額の多い企業は、町の産業振興、それから雇用機会の拡大に寄与するということが望まれております。額的なものは、現在のところ心配ないだろうという結論でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 現在のところというただし書きがございましたけれども、これは将来にわたってずっと続くんですよ。町の財政って、これが変わっていかないという保証は全くないんですよ。前にも申し上げたとおり、自主財源である固定資産税が入ることによって、単に入っただけを出すだけだという考え方ではなくて、自主財源がふえたことによって、その額の、この間の説明だと、多分75%ぐらいは交付税が減ってくるという回答をしているので、これは町も当然押えてる話なんだと思うんです。そうすると、3年限定で相当な額の負担が、町に影響が出るんですけれども、今のところという程度の判断だとちょっと心配なん

ですけれども、将来にわたって、それも承知の上で大丈夫だと、ここでその辺についてちょっと話していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 交付税の算入に影響が出るということでございます。

しかし、町の産業振興と雇用機会の拡大のための条例でございます。また特別交付税の算定基礎にもなる大変重要な施策でございますので、これにつきましては、ぜひともこのような形で推進をしてみたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと聞かないことを言っていたいてるんで。決して、この企業立地促進条例に反対しているわけじゃないんですよ。ちょっと不安があるんで聞いているだけなんですよ。

この間、産業課長に聞いて、ほかの条例とかほかの法律とかの縛りの中で、全く心配はないんですかという話も聞きました。それについては大丈夫ですと。町としては、専門家に一応ある程度相談しているというニュアンスの答えをいただいたんですけども、本当に大丈夫かどうかって、よくわからないんですよ、私たちに。一説によると、入った税をそのまま奨励金でくれるのは、税の還付に当たるから問題があるんだという意見等も、実は聞かれるわけです。そういったことを考えていくと、本当に大丈夫なのかというのは前の議会でも指摘したとおりなんですけれども、それらを踏まえて、町長としては大丈夫だと判断したというふうに理解しておけばよろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） じゃ、町長が保証をしてくれたというふうに理解しましょう。

もう一つだけ、これは条例の全部改正という、今回行為になりますけれども、前の条例があったものに対しての、条例がそこに移行するようになるんだと思いますけれども、それを処理したことにするみなし規定みたいなものは全くないですけれども、これは町長、問題ないですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましても問題ないということでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。一応専門家に確認した結果、問題ないというふうに理解したんで、町長いいですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのとおりでございます。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

ここで討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第24号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

ここで討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第25号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

続いて討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第２６号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第26号 東吾妻町町営住宅等整備基準条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑も特にないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第２７号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第27号 東吾妻町道路構造条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第28号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第28号 東吾妻町道路標識条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

続いて討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第29号、議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第29号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について、及び日程第15、議案第30号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてを一括議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。最初に、議案第29号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例についての採決を行います。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

続いて、議案第30号 東吾妻町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についての採決を行います。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第31号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第31号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第32号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第32号 東吾妻町温泉開発基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

続いて討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第33号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第18、議案第33号 東吾妻町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第34号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第19、議案第34号 東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第35号の閉会中の継続審査

○議長（菅谷光重君） 日程第20、議案第35号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、中学校統合等対策特別委員会にその審査を付託してあります。

議案第35号については、中学校統合等対策特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き次期定例会までの閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

◎議案第36号、議案第37号の閉会中の継続審査

○議長（菅谷光重君） 日程第21、議案第36号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第22、議案第37号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第36号及び議案第37号については、去る3月5日、中学校統合等対策特別委員会にその審査を付託してあります。

議案第36号及び議案第37号については、中学校統合等対策特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き次期定例会までの閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。最初に、議案第36号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、議案第37号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎議案第38号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第23、議案第38号 岩櫃城跡保存整備委員会条例についてを議

題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第３９号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第24、議案第39号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第25、議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
12番、浦野議員。

○12番（浦野政衛君） 町長に伺いますけれども、今までこの議案が、ほとんど条例関係がずっと審議されてきましたけれども、今回、幾つかの議案については継続というふうな結果が出てますけれども、この25年度の当初予算並びに24年度の補正予算の中に、その継続になった予算も含まれているわけですが、町長に伺いますけれども、条例主義ですか。これは例えばですけれども、予算を認めないと条例が通っていないわけですから、結果が出ていないわけですから、事業執行できないんでしょうか、その点をちょっと伺いますけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 継続審査になっておるものがあるわけでございますけれども、これにつきましてはその意図を重く受けとめましていきたいと考えておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 12番、浦野議員。

○12番（浦野政衛君） 今の町長さんの回答では、非常にわかりにくい。やはり、条例をはっきり認めてもらった上で事業に踏み切るという回答をいただけるのか、そうでなければ、予算を認めていただければ、条例はさておいて事業に踏み切ると、そのどちらかだと思うんですね。はっきり答えをいただきたいと思うんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この3つのものにつきまして、それぞれの状況を判断をして、その都

度的確なる判断のもとに行ってまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 12番、浦野議員。

○12番（浦野政衛君） 的確な判断ということは、条例をじゃ通してから事業執行に踏み切るというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 条例が通っておらなくても予算関係の執行ができるということでございますけれども、それぞれの状況をつぶさに判断をしながら、これに当たっていきいたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 12番、浦野議員。

○12番（浦野政衛君） やはり、どうもはっきり回答をもらえないと、この後、賛成か反対かというふうなことで結果を出さなくちゃならないわけですね。法律に反するような、順序を踏んでいくと、条例を認めた上で事業執行に取り組んでもらうのが、今まで審議してきた、条例のいろんな議案がありましたけれども、それに同等するようなことだと思いますので、ぜひともその条例を認めてもらってから事業に踏み切ってもらいたいというふうを考えておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見のことにつきましては、そのように努力をしてまいりますけれども、やはり町民の福祉、利益のためにどう判断するかということが究極のものであるというふうに考えております。その点につきましても、慎重に判断をしていくところでございます。

○議長（菅谷光重君） 途中でございますが、ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前10時58分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午前11時10分）

○議長（菅谷光重君） 続いて、質疑を行います。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 先ほどの浦野議員の質問と関連するんですけれども、私も当初から申し上げてことは、議会制民主主義、言わずもがななことだと思いますけれども、町民が町民の代表として議員を選んで、議員で議会を構成して、地方公共団体すなわち東吾妻町の意味決定機関として存在すると。そういう中で、大きなものの中で、条例の制定・改廃があると。今回、統合問題については、当初からそのところはしっかりしないで進めてきていると。もう執行に近いレベルまで来ているというふうに申しあげましたけれども、当然大きな事業をやるときは、事前の調査というのを必ず必要だと思います。そういう中で、まだ条例がしっかり可決されていないという段階で予算が認められれば事業執行できるということになると、議会の存在そのものを否定することになるというふうに私は考えているわけなんですけれども、町長も町民の皆さんから選ばれた代表ではあります。ただ、議会と執行部の関係は、議会はあくまでも地方公共団体の意思決定機関であるということを踏まえると、条例の改正をしっかりとしないで事業を執行するということは、意思決定機関たる議会を否定することになる、これは私は最初から申し上げていることなんですけれども、その点に関して、町長はいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議会の皆さんと町当局といたしましては、お互いに力を合わせて、町民のために、町の発展のために仕事をしていく立場だということは、皆さんご理解だと思います。そのようなことから、その一致点を見つけるために、お互いに協議をしながら進めているわけでございます。多少いろんな話の違いで行き違いがあったりすることがありますけれども、それらを乗り越えて、お互いに町民のために仕事をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） そもそも中学校統合という大事業は、意見交換を通して、住民の皆さんと町との合意形成を得て、そういう手順を踏んで、その後、いろいろな手続を粛々と進めるというのが正しいやり方だと思いますけれども、議会としてお願いしたアンケートについては執行部はやらないということを受けて、議会として、特別委員会として住民の皆さんにアンケートをお願いしたと。昨日、集計作業を行いましたけれども、5,000ちょっとの対象

戸数のうちで、4,300幾つの回収がありました。回収率83%ということで、まだ中身については分析をしておりません。時間がないので、きのうは封筒から開けたという。そういう中で、住民の意向もしっかりまだわかりません。27年4月をよしとするという答えが、あるいはもしかして多いかもしれません。あるいは、違う時期がわからないというのが多いかもしれません。それはこれからの結果なんで、こういう状況の中で、どんどんどんどん既成事実を積み重ねていくような事業執行をしていく中で、もし条例が否決されたらもう壊すんですかという話がありますけれども、引き返せない段階になっているんじゃないんですか、事実的には。ということは、しっかりした手続を踏まないで事業を執行しているということなんですよ、引き返せないというのは。

ですから、そういう意味で言うと、何度も言いますけれども、町の意味決定機関である議会そのものの存在意義を否定すると、否定しているということに私は受けとめております。ですから、統合そのものに賛成・反対という、その以前の話なんです。統合そのものを純粋に反対・賛成という意見の中で言っている中じゃなくて、民主主義は手続ですから、手続を踏まない中でこのように執行は絶対だめだというのが私の考え方なので、それは何度も申し上げているんですけれども、ご理解をいただいていないようなので、今回も、条例が可決されなくても、予算が認められれば執行できるというふうに私は受けとめましたけれども、その辺、もう一度、しつこいようなんですけれども、確認をしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、町と議会、これが協働して町民の福祉、町民の利益、公益のために働いていくというのが基本でございます。多少行き違いがあったにしても、それは最後は一致していくんだというふうに考えております。

統合問題につきましても、町といたしまして、各地域における説明会等を実施をしてまいったところでございます。各地域の状況というものを把握したわけでございます。その中で、統合、これはもうしなければならない状況にあるということだというふうに考えております。

引き返せないというのは、統合を実施しなければならない教育状況にあるんだということだと思っております。そのようなことから、これから議会の皆さんとお互いに意見を交換しながら、協議をしながら、町民のために、それから町の子供たちのためにお互いに努力をしてまいりたいと考えております。お互いのちょっとした行き違いからそのようなことができないということは非常に悔いを残すことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 目的は同じです、議会も執行部も。いかに町をよくするか。それから、統合については、生徒数の推移を見れば必要であるというふうに考えるのが当然というか、自然だと思います。

そういう中で、今の進め方で、果たして混乱しないのか、子供たちによりよい教育環境を提供できるのか。そういうところに疑問があるから、私は言ってるんです。統合そのものを反対と言ったことは一度もありません。子供たちのためにによりよい教育環境を整えるにはどうしたらいいのか、住民の皆さんの意見にしっかり耳を傾けて、それから執行部と議会がお互いに誠意を持って協議する中でよりよい形をつくるのが、私は役割だと思うんです。

ですから、反対のための反対ということは不毛な議論ですから、それはしてはいけないと思っていますので、そういう中で、残念ながら、誠意を持ってお互いが胸を開いて、胸襟を開いて、子供たちのために何がいいのかという、本当に純粋な統合の議論があまりなされていないんですよ。正直なところ、一番したいのはその議論なんです。その以前でとまっちゃっているということで、町民の皆さん、きょうは傍聴の方も見えましたが、本当に子供たちのために何がいいのかという議論が聞かれないのが非常に残念だと思っています、皆さんは。それは、執行部も議会も、同じいろいろな重要な役割があるんで、そういう前提のもとで進めていただきたいと。当然、議会も、私は反対のための反対をするつもりはありませんから、お互いに誠意を持って協議しないとよりよい形はできません。一番の当事者である子供たちにとって何がいいのかという前提で、私は話を進めてほしいなというふうに思いますので、それには父兄の皆さんも含めて、たとえ少数意見であろうが、意見にしっかり真剣に耳を傾けて、そういった上でそういう手順を踏んで決断するのが行政じゃないんですか。反対意見を一方的に排除するというのは民主主義じゃないんですよ。そういう意見に真摯に耳を傾けて、その上で最終的な決断をする。その手順を踏んでないがために、今の混乱を招いてるわけなんでしょう。そういうところなんですよ。それは個々によって認識が違ふと思いますから、私は正常な議論に戻してほしい、統合問題を。そういうふうに思いますので、意見として申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町といたしましても、先ほど申しあげましたように、各地で説明会を行ってまいりました。ある地区におきましては、これ以上、統合を延ばさないでほしいという切実な要望もいただきました。また、ある地区におきましては、当初のとおり、平成26年4月に統合できたんじゃないかというふうな問いかけもいただいたところでございます。そ

のような説明会を行いまして、一部に反対するご意見もございますけれども、そのような町の状況を把握した上でのものでございますので、その点につきましては、議会の皆さんも毎回説明会においでになって、状況を聞いていただいているわけでございますので、その点は十分にご理解いただけるというふうに考えております。決して反対意見を封じ込めていると、そういうことではございませんので、よろしくお願いいたします。議会も町も協働して、お互いに力を合わせて、町民のために、町の子供たちのためによい状況をつくっていかねばならないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 今のお話し聞いてると、私も説明会、ずっと出ていますけれども、町長と同じような受けとめ方はしてないんです。ということは、個人差があるんですよ、同じ状況でも。だから、議員が14人いるんじゃないですか、いろいろ受けとめ方があるんで。

ですから、ちょっと失礼だったら訂正しますけれども、自分の都合のいいような意見のほうが入りやすいというのは当たり前の話なんですけれども、ここのところは自分の考えと違う意見を勇気を持って聞くべきなんじゃないですか。その姿勢がないと、この議論はずっと平行線です。最後にそれだけ一言申し上げて、回答がもしあれだったら。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見の点でございますけれども、先ほども申し上げましたように、説明会も段階を踏んでいっておるわけでございまして、最終段階の説明におきましては、概ね全般的に合意を得ているというふうに感じておるわけでございます。それは、皆様方も同様にお感じになってるというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 住民の意思の確認、意向調査というのは、説明会でいろいろ受けとめ方が各自違うというのはお話ししましたが、それができてないから、議会はアンケート調査をしたわけなんですよ。そもそもそれができていれば、アンケート調査をする必要はなかったんです。

ただ、結果については。どういう結果が出るかわかりません。それも一つの重大な参考データということでありますけれども、そういう何をもって住民の意向が町長のおっしゃるものなのかということがわからないがためにアンケートしたんですよ。町にお願いしたんですよ。反対意見もあるわけですから、賛否両論あるわけですから、でかい問題ですから。あるいは、中間の意見もあるわけですから、そういうことを何で確認したんですかというところ

の議論でアンケートになったわけですが、これは幾ら申し上げても平行線だと思いますのでお答えは結構ですが、その認識、基本的な最初の2つの認識がちょっと違うような気がするんで、そうするとこの議論はお互いに誠意を持ってやりましょうといっても、基本認識が違っていると、幾らやっても時間の無駄になってしまうと思います。だから、基本的なところを、しっかり共通の認識を持ちながら進めないと、あくまでも平行線のままで時間だけがたっていくという形になっちゃうと思いますので、私の思いですので、お答えは結構ですから、私はそう思っていますね。意見として述べさせていただきました。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） よき将来を見つめて平行線というふうなこともおっしゃいますけれども、お互いに努力を続けていくことが必要だというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 本当に、今二人の同僚議員から、条例主義と予算のことについて質問しているのに、なかなか明確に答えないで、条例が認められなくても予算を執行していくんだと、できるんだというような感じの答えがあったんですけれども、本当にそれでやっていけるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お答えを申し上げましたように、町民の皆さん、また教育関係につきましては、町の子供たちのために事業を行うのが究極のものでございます。その目標に向かって、議員の皆さんと町もお互いに一致点を見出しながら、今後進めてまいりたいと考えております。

○9番（金澤 敏君） 明確に教えてください。条例と予算の関係。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 予算は、条例云々の話にかかわらず執行ができるものだというふうに考えておりますけれども、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、議員の皆さんとお互いに、町当局と一致点を見出しながら、町民のために、町の子供たちのために事業を執行していくというのが基本でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 一致点を見出していきたいんだということでありまして、まず一番最初に町長がおっしゃったように、条例が通っていなくても予算が執行できるんだとい

うことは明確に答えたと思うんですけれども、こういうことは、もしこのまま進んで、住民監査請求とか出てきたときも、それに耐えられるということを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 条例と予算、条件を満たさなかった場合ということでございますけれども、やはり条例が成立しない段階というものは、議員の皆様とお互いに協議をしながら、一致点を見出しながら、町民の皆さんのために事業を執行するために、協議をしながら、お互いに一致点を見出して執行してまいらねばならないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 一致点を見出してということを何度も何度もおっしゃってますけれども、昨年の10月、11月ぐらいに住民説明会を、統合について、執行部側、教育委員会が行いました。その結果、26年4月という目標を27年4月と、1年延伸したということを発表したわけですね。また、1月になってから、15日からでしたか、地域の住民説明会をまた5地区行った。それで町長は、これでもう住民にある程度理解してもらったというようなことで、きっとこの条例案と一般会計を出してきたと思うんですけれども、その12月議会の中でも、じゃいつ頃予算とか出すのか、条例を出すのかといったときに、3月議会には出すよということをおっしゃって、心配した議員から、そんなに早く出して大丈夫ですか、6月でも9月でもいいんじゃないですかというような、1年延ばしたんですから、そのくらい延ばしても大丈夫なんだから、そのほうがよろしいんじゃないですかというような意見も出していたのに、この3月議会に提出したという、住民にどれだけ理解してもらったかという、その根拠が、どうも私、茂木議員もおっしゃったんですが、捉え方が違うんですね。26年4月だってできたんじゃないかというようなことを言った方は、後でちょっと聞いてみると、説明会に最初出なかったからわからなかったけれども、出てみたら、こんなんじゃ、26年4月にできるわけじゃないというような答えももらっているんで、本当にみんな捉え方が違うんだなと思います。そういうことを考えれば、本当にこの3月議会に提出したという、その根拠をもう一回聞かせてほしいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、段階的に各地で町民の皆さんと説明会を開いた状況から判断をしているわけでございます。昨日、中学校の卒業式が行われました。そこでも、はっきりと私は認識をしております。また、同席をされた皆さんもおっしゃっております。ある学校では17人しか卒業生がいなかった、ある学校では23人しか卒業生

がいなかった。そういうものをつぶさにごらんになって、町民の皆さんも、やはりこれは統合を早くしなきゃならない。1年延伸したけれども、27年4月には必ずやらしてもらわなきゃならないというご意見もちょうだいをしているところでございます。そのような現実を踏まえた上で、議会の皆様もこれについてしっかりと判断してもらいたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 私も、中学校統合に関しては、これはもう致し方ないことなのかなと思っております、これだけ人数が減っておりますので。

ただ、私も、民主主義は手続がしっかりしていないと、目的のためにどんな手段をとってもいいと、そんなことは思っておりません。住民がそれなりに納得してもらえる、そういうものを出さなければ、絶対後でいろいろな問題が起きてしまう。特に、これは人間を扱う学校現場の問題ですから、ものすごく丁寧に、丁寧にやっていかなきゃいけないことなんではないかなと思っております。そういう点では、1月になってから、東地区で27年4月に延伸するという説明会を行った、あの現場で住民に納得してもらったと町長が判断したと、私がまた判断してよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 何度も申しますけれども、東吾妻町全域、各地区の説明会を経た段階で判断をしているわけでございます。今回の統合につきましては、町民があのかきやっておけばよかったというふうな後悔を持たないような判断を議会の皆様にもお願いをしたいと思っております。時間を引き戻すということはできませんので、その点につきましては、町民の皆様がよかったと思えるような、将来のために、皆様のご判断をお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） すみません、一般会計の中でこんなに話ししてしまっていてあれなんですけれども、町長は何度も議会と意見交換しながら、協議しながら行っていくということをおっしゃいましたけれども、今後の予定というか、それとあと住民に対するまた説明等、そういうものがあるようでしたらお知らせいただきたいんですけれども、今の話を聞いていると、説明会を開いて、全体的には27年4月でいいと思ったから提出したということであるならば、あの全体的に私も説明会に出て、ああそういう論法でいくんだったら、東地区だけを切り捨てるんだなという、そういう考えに陥るんですけれども、2点についてお答えください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 切り捨てるとかという、そういう表現はあまり適切ではないというふ

うに思っております。東地区の皆様からも統合に関しては、東地区も一緒にしてもらわなきゃ困るというふうな要望も入ってきているわけございまして、そのような点につきまして、やはり東吾妻町は一体となってこの教育問題に取り組んでいかなきゃならないというふうに考えております。

今後の予定というものは、いついつかというふうなものは、ちょっと現在持ち合わせておりませんが、その点につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） ほかに。どうぞ。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 日赤の関係でちょっとお伺いしたいんですが、63ページの関係で、不採算地区公的病院等助成金ということで2,800万円、覚書の中で、うちが50%、中之条町41%、高山村が9%、トータルで5,600万円入ってきます。これは、国から入って、素通りで日赤へ行くというお金なわけですが、去年まで医療機器ということで、3町村で、23年度だと6,500万円のうちの2分の1を3町村で分けて、うちの町が1,600万円、24年度の予算が1,100万円、一応うちの分は町で予算化していますが、今後はこの辺の、要は国の金だから、自分の財布は痛まない部分のとりあえずお金と、日赤の今までの流れの中で、この地区の本当に中核病院の部分の考えると、やっぱりお医者さんの確保だとか、いろんな部分で、多少町としてこの辺の予算をつける意思があるかどうか、要はうちの町として今まで払った分の予算は、もう一たん別として、独自の予算として確保する意思があるか、町長にお伺いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、医療機器に対する補助ということで行ってまいりました。平成24年度も当初予算に計上して、日赤としてもそれを当てに医療活動を行ってきているわけございまして、平成25年度につきましては、運営費に関するお金が2,800万円ほど町から支出をする、国から来るものでもございますけれども、というふうになっております。25年度につきましても、また、日赤で今後、どのような要望が出てくるか、あるいは医療機材の導入についてどのような動向になるか、そこら辺がはっきりしておりません。日赤の動向を見ながら、また要望がもし出てくるならば、また検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） この前、院長さんまで見えて陳情された内容というのは、私のイメー

ジだと、今まで2回、要望書が出てきて、この予算のほかにつけてくださいという話なのかなと思ってたんだけど、予算書の中にはそういう部分は盛り込んでいないと。その辺の話がどういう形で日赤とされているというか、この前の要望をどういうふうに取り扱っているかという部分も、ちょっとわからない部分があるので、基本的には、うちの町というか、今の日赤をどういう形で存続というか、なるべく多少のところは入れてもしょうがない部分があるのかなと、特にお医者さんの部分の経費。医療機器という形もあるんでしょうけれども、そのほかにそういう形の部分の援助もあるのかなと。あと、他町村との連携をどういうふうにとっていくんだかな、その辺もちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 医療機器補助につきましては、高山村、中之条町、東吾妻町、3町村で協議し、共同して行ってきたわけでございます。他の町村も、平成24年度で終わるということで表明している、態度をあらわしておりますので、その点につきましては、やるとすれば、町単独ということになるんだというふうに考えております。それに代わるものが運営費補助だということで、ほかの町村は考えております。ですから、やるとすれば、町単独というふうになると思います。病院としては、赤字が出ている状況でございますので、当然金額は大きいほうがいいというふうに考えております。そのようなことで、我々としても、この地域で非常に大切な基幹的な病院でございますので、これを充実していくことが町民の皆さんの福祉にとってもいいことでございますので、これからもそういう方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） こういう公的補助の関係で、今の話を聞くと、中之条町、高山村はそれを入れるから、今まで払った分はもう払わないということという解釈になった場合に、これに関しては国の関係で、たまたま、多分これは日赤が算段したのかなという感じはするんですけども、今まで地域医療としての日赤、これは民間病院との絡みも出るんでしょうけれども、ただこれは日赤という認識でくくると、西部の、あの西吾妻と同じ扱いで、やっぱり必要性の部分で言えば、3町村である程度入れていくというか、協議をしていく必要性というのは感じるんですが、今の話だと、もう中之条町、高山村はそのお金は入れませんと、こちらのお金で義務は果たしたという解釈になっちゃうということですよね。うちの町としても、今の段階で予算を盛っていないということは、これで義務を果たしているという解釈でよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、3町村で協議した結果を、他町村は新たなお金が入っているわけだから、今までのものはその任務を果たしたということでございます。しかし、東吾妻町は所在の町でございますので、その点が違うというふうに考えております。その点を今後、どう考えていくかだというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） じゃぶじゃぶ入れるということは、私も反対なんですが、地域の医療を守っていくという部分も含めると、どうも状況は日赤さんも、この決算書を見ててもどんどん悪くなっている部分と、お医者さんが少なくなっている。今後、群大があの地域の、群馬県の地域指定でしたか、お医者さんの確保、5人だか10人だか、たしか別枠を持っていたと思うんですけれども、そういう枠の人が日赤に来ていただければいいんでしょうけれども、どうも若いお医者さんは前橋市近辺、要はこちらに通うことを嫌っているみたいな話も聞くので、できればそういうところにも補助を入れてこっちへ来てもらうような話、特にお医者さんが一番肝要かなと思うんで、ぜひそういうことに対して検討をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 特に、お医者さんが山間地域にはなかなか行きたがらないで、医師不足になっているというお話は大分聞いております。そのようなことから、お医者様に対する待遇をより厚くすることも、医師を招き入れるための一つの方法だというふうには考えております。今後も、日赤病院と地元の東吾妻町は十分にお互いに協議を重ねながら、医療の改善に向けて進んでいきたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 私も佐藤議員と同じ考えなんですけれども、議会に院長さんを初め、全部で5名の方が見えて、その前にも陳情書も出ていると。今回は、ちょっと私の理解不足かもしれませんが、国のほうからお金が来るんだよと、だから今までやってたやつはいいよねと、町のやつはと。お話を聞くと、ハードとソフトがあって、町の医療機器の補助は主にハード面に使っていると、だから同じ金額でも用途が違うんですよというふうな説明だったと私は思うんですけれども、医師不足で、同僚の議員の中にも何とか医師を呼び込もうと、それを考えて一生懸命やっている方もいるし、あるいは医療従事者である看護師の皆

さんをどうやったら町として、政策としてできるんだろうねと、そういう真剣に考えている人がいるわけですね。

ですから、地域医療というのはいろいろ難しい問題があると思いますけれども、町の財政が苦しいと言いながらも、やはりそこをしっかりと、言葉が適当かどうかわかりませんが、町全体として誠意を持って日赤病院でいろいろ取り組んでいると。それが、具体的に言えば、言葉ではなくて、1億円ぐらいの赤字ですか、もし間違っていたら申しわけないんですけれども、そういう中で2,500万円というのはすごい大金なんで、できる範囲で、最大限の努力をして日赤病院を支えるという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、いろいろな形で町が支援していくと、そういう姿勢は絶対私は必要だと思うんで、今回の対応というのは、私は非常に不満足な思いをしております。町長、もしお答えがあったら。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 医療機器補助につきましては、先ほども申し上げましたように、3町村で協議しながら合意を得て、お互いに共同して行ってきた事業でございます。その関係から、2町村がこれで終わるということでございますので、平成24年度までということで一たん区切りをつけたということでございます。

今後につきましても、先ほども申しましたように、日赤病院と密接な協議を続けながら、さまざまな方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

5番、山田議員。

○5番（山田信行君） ちょっとぶり返して申しわけないんですが、私自身、今、はっきりと採決に向かっているわけなんですけれども、自分の中で条例と予算、この辺の兼ね合いがはっきり認識が持てないんですけれども、両方それぞれ大事だと思うんですけれども、ここでしっかり判断を迫られるわけなんですけれども、その辺で、町長のさっきのお答えがはっきり聞き取れなかったんですけれども、条例を重要視するのか予算を優先するのか、その辺の話をもう一度確認をして採決に臨みたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、条例は重要視しているわけでございます。当然でございます。条件を満たさない状況になった時の話で、先ほどいろんな議論があったわけでございます。そのような中で、やはり究極のものは、町民あるいは町の子供

たちのためになる、結果を得るように努力してまいるとというのが、お互いの立場だというふうに考えております。そのような中から、お互いに一致点を見出しながら、今後協議を続けながら、町と町の子供たちのために、お互いに努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 町長のおっしゃる、町民の意向を尊重してやっていこうと。執行部も議会とともに、同じいい町をつくろうという気持ちは一緒だと思います。

しかし、今特別委員会を設置されて、7回いろいろ審議した中で、その中では継続ということで話が決まりました。遅かれ早かれ、近いうちに、特別委員会の中でも結論を出していかなくちゃいけないと思います。それはスピーディにすべきだと思います。その中で、やはりその結果を待たずというのも、その辺をもう一回お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 時間的な問題というものもございます。予算成立後の予算執行の時期というものもございますし、議会の開催という時期もございます。そのような点から、条件を満たさない状況がどこまで続くのかという問題だと、結果的には思います。

そのような中で、やはり先ほども申し上げたように、子供たちがよかったと思えるようなことを、結果的には我々は求めているわけございまして、小異で長々といろんなことを取り上げ、へつらいながら議論をしても、なかなか一致点が見つからないということございまして。やはり、最後は子供たち、町のためにお互いに協議しながら、一致点を見出して努力していかなくちゃならないというのが皆さんのお立場でもあり、我々の立場であるというふうに思いますので、その点は皆さん、しっかり認識してもらいたいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと午前中には終わらないかもしれませんが、幾つかお聞きしたいと思います。新年度予算、町長、そればかり言ってもあれなんで、ほかのところから言いますね。

総務管理費の一般管理費、交際費が50万円増額されたというふうな状況になっているんだと思いますけれども、課長の説明を聞いてもちょっとよく理解できなかったんですが、町長、何でこれは50万円を増額したんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、総務課長のほうから説明させます。

○13番（一場明夫君） それでわからないんで、もう一度……。

○議長（菅谷光重君） では、町長お願いします。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、社会参加費、説明があったと思いますけれども、それがふえたということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 社会参加費って何ですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは既に群馬県で実施をしているものでございまして、外部の団体等とのために、おつき合いがいろいろあるわけでございますね。いろんな団体の総会ですとか協議会ですとか研究会ですか、そのようなところで職員も呼ばれるわけございまして、そのような中で会費というものが出てくるわけでございます。そのことから、やはりそういうふうなおつき合いをするということも一つの大きな行政の要因だと、行政推進のための要因だというふうに考えておるところでございます。そのようなことで、一つの行政活動の費用だというふうに考えております。そのようなことから、相手方の団体の皆さんと町との信頼関係とか、そういう儀礼的なものですか、そういうものを損なわないような、社会通念上の範囲内で適正に執行して、行政効率をさらに高めていきたいと考えておるものが社会参加費でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） これは、職員組合とか、そういうところからの要請に基づいて出てきたものですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうものではございません。やはり、県の行政執行の段階で、非常に有効に活用されているというふうな事例がかなり見られるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 支払の根拠はどこにあるんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の、一般的に語句とすれば、交際費になると思うんですけれども、交際費の取り扱い基準をつくって、これに当たってまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 総務課長に聞いたら、支払の規程的なものをつくって対応するんだというような趣旨の話をされていたと思いますけれども、先にそれができていない段階でこれをつけて、どうやって支払うのか、町長にお聞きしたいんですよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 執行につきましては、当然新年度からというものでございますので、それに間に合わせるように、この基準をつくってまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 今まではどういうふう処理していたんですか、その部分は。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今までは、これに当たるものはございませんでしたので、課長さんが呼ばれれば、自腹でその会費を払っていたというのが現状でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 課長なら、ある程度管理職手当があるというようなことがあって理解できるんですけども、職員の場合は明らかに自腹で行っているんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、課長が呼ばれることが多いので課長と言ったんですが、職員全体がそうでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 自腹で行っているということは、公務じゃないんですよ。いいですか、公務で出ているのであれば、ちゃんと行くだけの費用、旅費も含めて、負担金という形でもそうですし宿泊料もそうですし、そういう形で処理がされているはずなんですね。今の話を聞いてると、公務以外のものと聞こえますけれども、それに間違いはないですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 公務でございますけれども、飲食が伴うようなものは、公費として今までは払っていけなかったものでございますので、当然私のお金が出ていたわけでございます。そのようなことがないようにするのが、今回の措置でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 払っていけないものを払っていたというふうに聞こえましたけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君）　ですから、役場としては払っていないわけで、その面を個人的にお出しになっていたというのが現状でございます。

○議長（菅谷光重君）　13番、一場議員。

○13番（一場明夫君）　現状はそういうことなんだと思いますよね。ですから、公務であれば、ちゃんと公費から払われるんですよ。出れば、時間外手当が払われるんです。その範囲で、本来やるべきなんだと思います。出すのが悪いと言うかどうかというのは、また別の問題として。

過去に、例えば県等で旅費を水増し請求しておいて、それをプールしておいて、ほかの案もあったんですけども、それで問題になった事例がありましたよね。そこからそういうものを補填していく、現実はそのようなことがあったんだと思います。それは、だけど、オンブズマンとかに指摘されて、やめましたよね。

今、町長が言ってるのは、県がやっているんだからいいんだという論法に聞こえましたけれども、私は絶対に違うんだと思いますよ、それは。1つは、町から補助金を出してる団体のところへ行って会食をしてくるというのは、見方によっては接待と受け取られかねない可能性が出てくるんですよ。そういったことも含めて慎重に対応しなくちゃいけない。これは当然のことなんだと思いますけれども、そういうものをちゃんと斟酌して、最終判断をして支出するというか、仮に予算が通った場合には、議会も納得するような形で、それを示してやっていただく、これが筋だと思うわけですがけれども、町長いかがですか。

○議長（菅谷光重君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　県がやっているからいいというふうな発想ではございませんので、よろしく願いいたします。

これにつきまして、今、ご意見の点につきまして、そのために基準をつくって、適正に執行していくというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　13番、一場議員。

○13番（一場明夫君）　さっきの条例主義かどうかという話になりますけれども、基準が先にできてなくて、予算を認めろという話ですよ。いいかわからない、同じなんだと思いますよ。ただ、規程的なものでやるんだということになると、町長が独自に決められますから、私たちにそこに入る余地がなくなる。ただし、予算そのものはこちらで議決する、そういうことがありますので、必ず執行前に、議会にこれについてはこういう形でどうかというのを示していただきたいと。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この社会参加費につきましては、大変に、先ほども申し上げましたように、行政活動をより円滑に進めるものでございますので、今後、基準等の作成には、ご意見の面を取り入れながら行ってまいりたいと考えております。

○13番（一場明夫君） 事前に……。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては 当然でき上がった段階でお示しをしたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 質疑の本当に途中でございますが、ここで休憩をとります。
再開を午後1時といたします。

（午後 零時02分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（菅谷光重君） 続いて、質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 途中だったんですけれども、社会参加費の関係は、大体話はわかったんですが、先ほど言ったように、公費から飲食代を支出するようなことになるということは、もうある意味明白ですので、慎重な扱いが必要だと思いますし、最後に一言だけ言っておきますけれども、交際費に含ませてとるようなまねというか、そういう形でなく、それが必要なのであれば、社会参加費として堂々ととるべきだと思います。これだけは申し上げておきます。町長、それをもう一度回答していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 性格として交際費の中に入ることでございますので、そのように処理をしているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 支出前に、ちゃんと規程等できた場合には示していただくということなので、そこでまた判断したいと思います。

次に、行政振興費に集会所用地費補助金、これは聞いたんですけれども、175万円計上されているんですけれども、この間、ちょっと確認しましたけれども、防火水槽地代、こういったものを対象にというようなお願いというか、話をしましたが、当然それって考えてもらえるというふうに思っていていいんですか、町長。できれば補正でという話になるんだと思いますが、それも含めて回答をお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 内容につきましては、事務的なものですので、総務課長から答えさせます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 防火水槽の用地につきましては、今年度、この予算の中で防火水槽の調査等を行うという予算も入っております。それを見ながら、用地代金等も、当然集会所の用地費と同じように、補正等でできればお願いしていきたいというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町長もそういう考え方でよろしいということですよ。

町で防火水槽等をこれからつくって管理していくという方針が出ている以上は、やっぱりそれが筋だと思いますので、ぜひそれを考えていただきたいと思います。

それで、次に行きます。社会福祉費の国民健康保険費、国保会計に1億8,000万円近く繰り出すようになっていきます。2年連続で、去年のほうは少し少なかったですかね、1億7,000万円ぐらいだったと思います。同じ程度の繰り出しをしているんですけれども、これがどうしても理解できないので、町長、この前も聞きましたけれども、明解な回答をいただけなかったもので、ここで、本会議の席で明解に、何でこれを繰り入れるのかというのを説明していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 保険税につきましては、12月議会でご理解が得られなかったということでございますので、そういったことから計上しているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 12月議会では保険税率のアップを出したけれども、否決されたので、

今回は一般会計からの繰り入れで対応するという説明だったですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのとおりです。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） その論理ですと、非常に矛盾が残るんですよ。あのとき、私は否決という立場に回りましたけれども、安定化計画があって、それは受益者負担を原則にするけれども、25から29年については段階的に激変を避ける措置を講じるべきだという記述があったということで、そのときは段階的に上げるべきだという主張をしたつもりです。それで、わかりませんけれども、皆さんがそういう判断をしたのかわかりませんが、否決になりました。それで、その原案でいいよということで、その賛成に回った人たちは、当然税率を上げるべきだという判断をしていたわけですよ。そういうふうにと考えると、議会は、税率の上げ幅の大きさがあるにしても、やっぱり受益者負担の原則があるんだから、一定程度上げるべきだという判断がそこにある程度あったんだと思いますけれども、この考え方だと、全くその考え方というのは無視されて、否決されたんだから、どんどん一般会計から入れればいいんだというふうに言っているように聞こえますから、そうするとその責任者である、一般会計も含めて、その上の責任者である町長として、あまりにも短絡的な判断じゃないですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 12月議会に提出をした税率アップの件につきましては、当町の国保運営協議会のご審議を経て決定をした事項でございまして、そのようなことから、否決というふうなご判断がなされた上は、また国保運営協議会でご判断を、協議をしていただきながら、また次の税率アップなりのものをお出しをいただくということになろうかと思います。やはり、国保運営協議会、国保税法に定められたものでございまして、全国の自治体が、全てこの運営協議会の審議を経て、全て行われていくということから、これを、この段階を踏まないと、なかなかこれはうまくないということでございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） じゃ、なおさらあれじゃないですか。もう一度、何で12月に出した議案を出さないんですか、ここで。それが筋でしょう、町長として。おかしくないですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議会が否決したということから、その内容についてご理解いただき、またその段階的などというご意見も出された人もおるわけでございますので、そういうものを審議をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） だから、税率アップはしないで、一般会計から繰り入れていいという論理にはならないと思いますが、もう一度ちゃんと説明してください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申し上げましたように、国保運営協議会でご審議をいただきながら進めている事項でございますので、議会の皆様のご判断で否決されたということでございます。そのような中で、さまざま否決のご意見もあろうかと思いますが、そういうものもくみ上げながら、そしてまたそれを運営協議会でご審議をいただきながら、今後の方針というものをご決定をいただかなければならないというふうに考えておるところでございます、その点につきましてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そういうときには、国保運営協議会にという話で逃げるんですかね。最終的に、幾ら国保運営協議会が答申をしたとしても、それを受けて判断するのは町長なんですよ。統合もそうでしょう。町長が判断したんでしょう。同じですよ。そうじゃないですか。だとしたら、受益者負担が原則ですから、これだけ上げましょうというふうに出したんでしょう。その筋を通さなきゃおかしいじゃないですか。国保運営協議会の意思を無視していませんか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のご意見はそのようなものだというふうには理解できますけれども、やはり行政機関としての国保の運営協議会、こういうものを経なければならないというのがありますので、その点につきましては、その経過を踏みながら行っていくというのが正当なものだというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 12月のときの話にちょっと戻りますが、あのときに上げたいと言ったのは、24、25年度の税額を計算して、足りないんで、七千数百万円、たしか税率を上げたいという計算をしたものが出てきましたよね。簡単に言うと、2年間の足したものが税額アップをしたいというふうに出てきたというふうに私は理解しているんですけども、それ

で間違いないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民課長に答えさせます。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 今の議員からのお尋ねの件でございますが、2年間とも言えないかと思いますが、やはり療養給付費につきましては、22年から23年にかけて1億円ほどアップした、また23年度から24年度にかけて、今まだすべてが終わっていないのですが、やはり1億円ほどアップするというような状況がありますと、やはり税率の見直しもどうしても必要ではないかと思われて、税務会計課のほうに頼んだということがございます。

また、運協の関係におきましても、やはり12月の議会で否決ということに関しまして、大変重たいものがありましたものですから、当然運協の席でも、町が出した関係につきましては否決をされて、大変申しわけなかったということで謝った中で、当然新年度につきましては、再度運協の中でちゃんと、ちゃんとというよりは細かく丁寧に丁寧にということで、午前中にも言葉が出たんですが、そのようなことでやっていこうということで、2月の運営協議会の中で話してきたという経過がございますので、よろしくお願いいたします。

○13番（一場明夫君） 今、2年を根拠に……。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） やはり、国保税につきましては、医療費が値上がりしているという状況がございまして、2年間を見たわけではございません。一年一年で考えておるところでございます。

ただ、やはり値上げにつきましては、安定化計画の中で、毎年毎年上げるのではなくて、2年ぐらいをめでにやっていこうという内容でございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。要するに、2年をある程度見越して上げたいと言ったんですね。だから、私たちが半分ずつでも段階的に上げたいというのは、そんなに筋が通らない話ではなかったんだと思いますけれども、それは過去の話です。

町長はどういう認識でいるのかわかりませんが、私は前に説明を受けたときに、医療費が急に23年度にふえて出ちゃったんで、基金がそこからつぎ込んだら終わっちゃったというふうに聞いているように記憶してるんですけども、実際はそうではないみたいなんですけれ

ども、町長はどういうふうに理解しているんですか、どういう報告を受けているんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、医療費ですね。最近は高度医療を求める方が多いということ
でございまして、また投薬につきましてもかなりのものがあるということでございます。そ
のようなことが重なって、非常に医療費が上がっておるということだというふうに考えてお
ります

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 多分、そんなような答えかなと思いました。多分、正しく伝わって
いないんだと思います。

ここにメモがあります。21年度の前期高齢者交付金の確定（精算割）、1億1,533万
4,787円の返済とありましたから、多分還付だと思いますけれども、返済が生じたため、そ
れに基金を充てたんで基金がなくなっただと、これが現実なんだと思います。だから、私たち
が認識したのと少し違うんですよ。要するに、どこかで何かの手違いがあって、一たんもら
ったものを返しているんですね。それが原因で、ある日突然、ある日突然と言ったら失礼で
すね、23年度末に国保会計が異常事態になったんだと思います。この認識は、町長は持って
いますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、国保制度の中の一つの仕組みだというふうに考
えておりまして、それは致し方ないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町長は私たちに提案しているんですから、投げやりな言い方じゃな
くて、ちゃんとわかるように説明をしてほしいんですけれども。私たちのほうが、経験とい
うか、内容がよくわからないんですよ、町長より、データもないんで。もうちょっとしっか
り答えていただきたいんですが、今国保会計の基金が1,070万8,000円、ある意味でほとん
どないような状態ですけれども、そういう状態であれば、やはり、12月も言いましたけれど
も、最低でも、次の定例会でも間に合うから、ちゃんと再検討して出せませんかというこ
とを、ここへ議事録、私持っていますけれども、言っているんですけれども、そういったもの
の考慮というのは全くなされていないんですけれども、そういう意識で一定額を、原則に沿
って税額で上げていくという考え方って、当然町長ならすべきなんだろうと思うんですけれど、
何でしないのか理解できないんですよ。もう一回お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうものも含めまして、今後運営協議会でご審議をいただいて、方針を固めていきたいと思っております。

○13番（一場明夫君） 何でしないかということ聞いているんです。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 何でしないかということは、今お答えしたようなことでございまして、運営協議会、この審議を経ていくのが正当な手続だというふうに思っております。

○13番（一場明夫君） 答申はでている……。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 12月議会で否決をされたということ自体、振り出しに戻っているわけでございますので、それからまた積み上げるというのが正当な手続だというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） じゃ、再度諮問をしているんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、先日の運営協議会から、またご審議をいただいているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町長が本当にする気がないんなら、私たちが考えるしかないんですけども、要するに議員が政策提言的に出すしかない話になるんですけども、今の話で、なぜ町長がそういうふうに言えるかという、いいや、一般会計から繰り入れればいいやという、それがあるからなんです。私たちは、決して一般会計からどんどん繰り入れていいなんて、だれも言っていないでしょう。言ってる意味、わかりますか。財政的に、これだけ、そんなに楽じゃない町なんです。そういう判断をどうしてするのが私には理解できないので、聞いているんですよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、国保の制度上に、国保運営協議会というものの位置づけを理解をしていただかないと、議員の皆様にもいただかないと困るわけでございまして、運営協議会の審議というものが大もとの中にあるということをご理解をいただきたいと思います。その上で、町は判断をしているところでございますので、皆様方のご審議は、運営協議会と

いうものをご理解いただいた上でお願いをしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それの判断をもとに町長が出したものを判断するのは、私たちなんです。そんなに自慢げに話しすることないんです、そんなことは。いいですか、さっきの話と同じですよ。否決した議員が悪いと、そんな噂がいろいろ飛んでいるようですけれども、そんなことって決してないと思いますよ。先ほど言ったような状況があるのであれば、とりあえずじゃ1期分だけ、1年分だけ段階的に上げて、また後で考えましょうという論理はそんなに間違っている話じゃないでしょう。だとしたら、もうちゃんと謙虚に受けとめて、町長がそういうふうにしませんか。今回出ていないんで、私、もう一回我慢しますよ。町長が6月にそれを検討して、考えますと言ってくれるんなら、そんなアクションは起こしませんよ。どうですか、町長。私たちにそんなことをされたら、また町長、面子つぶれますよ。よく考えてくれますか。

○町長（中澤恒喜君） 議論が大変にかみ合っていないんですけれども、やはり我々の立場とすると、運営協議会の審議というものが大もとになるわけでございまして、それからまた差し戻して行っていかなければならないわけでございます。それを、高飛びのようにポンと飛んでいくわけにはいかないということでございます。その時間がある程度必要だというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 税率改正というのを考えているんだと思いますけれども、当然12月に出したぐらいですから、何でこの予算に組み込まなかったんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 何度も申し上げますけれども、そういうふうな運営協議会での協議と、その運営協議会の判断というものをいただかないと、それは計上できないものでございますので、今後も運営協議会とよくご協議をいただきながら、その点については前向きに、やはり最重要な問題として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 12月には、たしか議会の条例を改正しておかないとという話だったような気がしたんですけれども、論理的にはそうなんです。だから、この3月に出しませんかということになるじゃないですか。運営協議会が決めれば、それで通るんじゃないんですよ、さっきから言っているように。だとしたら、しっかりこの段階で出して、まだ間に合

いますから、予算措置を講ずるべきだったんじゃないんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のお考えというのはよくわかりましたけれども、我々行政運営をする立場の者といたしまして、そういう一段階を飛び越えながらやるということはなかなか難しいものがあるということでございます。やはり、運営協議会の委員の皆さんのご審議、こういうものを経なければ成り立つものではございませんので、その点はまた、何回も申しますけれども、ご理解をいただきたいと思います

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町民課長にお聞きます。

運営協議会で否決をされたという報告をしたときに、税率を、そのまま、やはり上げるべきだという意見というのはなくて、一般会計から組み込んでいいという意見が主流だったというふうに町長が言っているのを、話を聞いていると聞こえてしまいますが、それはどうだったんですか。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 運協の中におきましては、やはり議会で否決をされたということは大変重たいものがあるということで、その中において、住民の皆さんも、また被保険者の皆さんに、今度はわかってもらうような形の協議をして、また再度税率アップを目指そうということで、2月の運協の中では決まってまいりました。別に一般会計から入れるとかそういうことは言っておりません。

ただ、特別会計でございますので、予算的になくなるということになりますと、国保の事業自体が終わってしまうというようなことになりますもんですから、そのときは一般会計にお願いするしかないのかなとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） その報告で間違いはないですね。その場で、じゃ、次にこういうのが否決されたからどうするんですか、もう一度諮問しますんでといって諮問したんですか。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） やはり、一度否決されたものにつきまして、すぐまた諮問をして答申をいただくというようなことはできない。できないというより、時間的なものがあるかと思うんですが、やはり否決されたからには、我々としても何が悪かったのかということ、やはり突き詰めて、それを直してから再度上げるのがいいのではないかなというような判断に

基づきまして、運営協議会の中では再度お願いするというようなことで、2月の運協につきましては終わりました、その場におきまして、4月からは広報を通じまして、今の国保の状況をいろいろ挙げさせてもらって、やはり被保険者の方にわかりやすいような形で考えていきたいというようなことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そこで正式に諮問したんですかと、確認したんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） その場では諮問はしておりません。また、再度お願いするというような話でございました。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 先ほど町長は諮問したとおっしゃったように思いますけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 申しておりません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、前の諮問が生きているんでしょう、ですよね。だから、私は言っているんです。いいですか。一般会計から繰り入れる、この状況まで来て無理があるのはわかりますよ。でも、予算を否決したら大変な状況になる。それはわかります。でも、今の論理でいくと、どうしてもちゃんと理解できないんですよ。ですから、一般会計から入れるといっても、今年度中にどこかできちんと税率を上げていきますよと、段階的でもいいから。前に言っていた、とりあえず単年度分で、半分だけでも上げましょうという論理というか、そういうものも私たちは持っているんですよ。町長がしないなら、それを私たちがぶつけてもいいですけども、それじゃあまりにも町長の面子が立たないだろうから、せめて、じゃこれから運協にかけますんで、町長、いいですか、大事ですよ。その辺を含めて相談していただいて、方向が出たら、6月なりにもきちっと議会でそういう議論ができて、一定額を、受益者負担等、その一般会計とのバランスも含めながら考えていくというようなことをここで言うっていただけませんか。そうでないと、私は非常に厳しい判断をせざるを得ないんですよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、一場議員のほうからそういうご提案でございます。そういうものも含めまして、運営協議会でご審議をいただくことにいたします。その上で、時期的なもの

をはっきりとここで言えるわけではございませんので、審議の状況等から判断をしていく以外にないわけでございますけれども、そのようなものを踏んでいきたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひそれだけをお願いしたいと思います。私たちも、安易に予算を否決したくて言っているわけじゃないんで、そういう意味でいくと、ちゃんと筋の通る説明をしてほしいんです。受益者負担の原則だと言っているながら、どんどんどんどん先延ばしして、1億円なら1億円、1億円ってどんどん繰り入れていく。これって、やっぱり国保の運営協議会の人たちも、文教厚生常任委員会の方たちも、単純にそんなことがいいと言っているわけじゃないんだと思いますよ。そういう意見をぜひ参考にさせていただいて、6月に一定の方向が出たものを、場合によったらぜひ議会に、条例改正も含めて提案していただくということで、ぜひこれはお願いしたいと思います。町長はそういう意向で対応してくれるそうですから、期待したいと思います。これはもういいですよ。時間がないんでいいです。

最後にもう一つ、中学校建設整備費2億1,200万円ほど計上になっていきますけれども、先ほどから問題になっていますが、学校設置条例の改正ができなければ事業実施というのはできないと、私は思っております。なぜなら、今まであったものをこうに変えようとしているんですから、これは絶対条件だと思います。野村さんという方が、議会運営の実践というんで、その議会図書にこんな何冊も含めて本を書いている人ですけれども、当然だれが考えても条例が先なんです。それから予算なんです。そんなことは当たり前の話なんです。ですから、先ほどの皆さんが言っているのが、それを優先されているんだと、非常に立つ材料、立つ材料というのは失礼ですね、予算を認めていいかどうかというのに非常に困惑しているんですよ、議員が。町長、それについて、条例が第一ですよ、間違いなく。そういうふうにちゃんと話をして、それを通してから、やるんならやるという答えをちゃんとしてください。そうでないと、私も本当に厳しい判断をしなくちゃならないので。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 条例の考え方につきましては、さまざまな意見もございます。やはり、これにつきましては一般的な解釈というものがございます。その方向に沿って行うのがいいのかなというふうに考えております。

しかし、町の重要な課題に対しまして、やはり事業を早急に進めて、町民の福祉なり、さらなる町の発展のために必要なものであれば、その点は事業を優先させるようなこともかつてはあったというふうに考えております。そのようなことも認められてきたわけございま

すますので、その点につきましては条例の解釈、成立、あるいは改正の解釈の違いだというふうを考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 一般的な解釈だと、先ほど言ったのが、だれが考えてもそうなんです。そのとおりにやっていただけますね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のはご意見であろうかというふうに考えております。やはり、そういうものを取り入れて、その場その場で町の発展のために、正確に適正に判断をしていかなければならないというふうに考えております。やはり、議会と町が協働して町の発展のために事業を行っていくというのが原則でございますので、その点につきましてはよろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町長は行政経験があるんだと思ったんですが、では違う方に聞きます。教育長、40年以上、多分経験があると思いますが、条例と予算の議決と、どちらが先ですか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） その辺の部分につきましては、学者の間でも分かれてるという部分が実際ございます。どちらが先、どちらが後というような部分でなくて、基本的に、設置条例ですと、設置して、実際にするまでに条例ができれば、これは別に構わないわけでありまして、一般的な部分というの、ほかの町村なんか聞いた部分でも、設置条例ができてから予算計上するということではなくて、予算を計上をして、実際に、例えばその行政財産としてなるまでに条例の設置管理条例はすればいいという部分でございまして、これも法律の会社、行政の出版会社等でちょっと問い合わせをしてみたんですが、その中でもどちらがどちらかという部分というのは、一概には議論的な中でも言い切れないというような回答が来ておりますので、私がどちらが先ですかと言っても、私も気分的には、ある意味状況、状況、また実際によって違う場合があるのかというふうに認識をしています。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 同じ質問、副町長、教えてください。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 私も、条例は、公に供するということということで判断しております。

す。ただし、町民に早く理解を得るためには、その数カ月前とかという部分もあろうかと思
いますけれども、公に供するときというのが条例の制定時期という解釈であります。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 全く、多分考え方としてはおかしいと思いますが、そういう解釈し
ているんだから、そういう論理がこちらにぶつけられるんですよね。じゃ、後で条例が出た
ときに、否決されたら、町長はどういうふうに責任をとるんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 仮定の話でございますけれども、そういうことにならぬよう、皆様
ご理解をいただいています。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 仮定のものを出されても、そういうことのないように、お互いに協議
をしながら進んでいくというのがいいかと思っています。

○13番（一場明夫君） 自信を持って言っているのしょうから、はっきり教えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） はっきり答えております。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから、仮定のお話でございますので、そういう点につきましては、
そのようなことのないように、お互いに努力をしていくということだと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） どんなに建物を建てちゃっても、納得できなかったら、否決したり
することはあり得るでしょう。だから、聞いているんですよ。仮定の話と言いますが、
だから先にやらないで、条例改正を先にしておけば、そういう問題ないじゃないですか。そ
ういうふうに考えないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、今条例云々の解釈の問題も出ております。手法
の問題、手法の取り方の問題だというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、
町民の福祉のためにやっていくことでございますので、その点につきましては、今後ともお
互いに協議しながら、町の将来のために努力をしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 仮定の話じゃなくて、ちょっと違う話になります。

たまたま給食をつくる話が出ています。補正で出ています。当然、社会体育施設をそれから外す条例が出ています。今、継続審査になっております。その論理でいくと、先にどんどん壊して給食センターをつくって、予算が認められれば、つくってどんどんやっちゃって、後で条例改正を出すという意味でとれますけれども、町長、そういうことですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩島第一小の体育館のことですが、非常に老朽化をしております。そのような面からも、これをどうするかの問題だというふうに思いますけれども、やはり今後のためにも壊すということが、次の事業、施策なりのもとになるわけでございますので、そのようなことから壊すことが先決問題だというふうに考えておるわけでございます。その次に給食センターの建設というものが出てくるのかなというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 条例改正しない前に壊すと言ったんですね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのようには言っておりません。

○13番（一場明夫君） じゃ、壊さないの。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 老朽化をしている体育館でございますので、これにつきましては、これを解体していくことが、まず町として一つの施策だというふうに考えております。

○13番（一場明夫君） 条例改正する前に壊すということもあり得ると言っているんでしょう。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、特別委員会等でご審議をいただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 特別委員会で審議をするんです。ですから、それを待つ、その結果で動く、これだけはっきり言ってください、最後に。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご審議の状況はどうするかということでございますけれども、やはり

町の将来のために、老朽化した体育館というものは解体していくことが一つの手順だと、将来のために一つの手順であるというふうに考えております。そのようなことから、議会の皆様にもご理解を得てご判断をいただきたいと考えておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 1カ月か1カ月半ぐらいの話ですよ。待つか待たないか、はっきり言ってください。そうでないと、私、判断困るんですよ。私、本当に真剣に考えているから、こんなことを言っているんです。ほかの方もみんな一緒ですよ。さっきから言っているのは、当初予算なんかは、だれも否決したりはしたくはないんですよ。だから、それだけ答えてください。ノーと言われれば、それは私も考えますから。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 特別委員会でご審議いただいている間は、その点につきましては解体をするというふうなことはできないというふうに考えております。

○13番（一場明夫君） 校舎も同じですよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 校舎の話というのは、どこの校舎のお話なんでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の将来のために大変に重要な課題でございますので、卵が先か鶏が先かというふうな話で混乱をするのはなかなかよくないことだというふうに思っております。目的は一つなんだというふうに考えます。そのようなことから、お互いにこれから協議を重ねながら、皆さんの納得いくような形で、お互いにこの事業を進めていきたいと考えております。

○13番（一場明夫君） 一番大事なことを言っていないんです。待つ、待たないを聞いているんです。待つのでいいんですね。みなさん判断に困ると思いますよ。たかが1カ月やそこらじゃないですか。特別委員会だって早目に出すって言っているんですよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 申し上げるように、ご審議をいただいているところでございますので、その間は当然手がつけれないということでございますので。

○議長（菅谷光重君） はい、ほかに。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 私、ちょっと話が変わるかと思うんですが、25年度の予算編成について、初日に町長から提案されて、説明がありましたけれども、25年度予算の基本方針として、総合計画の基本理念にのっとり行うということで、予算方針の中に記載されております。83億3,600万円、前年度対比で言うと104.9%ということで、3億9,000万円でしょうか、ふえておりますけれども、この予算の総合計画のローリング等を含めて、またハツ場ダムの関連事業等を含めて、83億3,600万円の予算が組まれたわけでありまして、多分九十何億円か、100億円に近い予算の要求というか、各課のあれが出てきたんだと思うんですが、そういう中でいろいろな精査をした中でこの金額におさめたという、私は解釈をしておりますけれども、総体的に見て、この予算がそういう中でどうであるか、町長のご感想というか、一言お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 25年度以降、町の課題として、事業を起こして執行していかなきゃならない課題がかなりあるのでございます。そのことから、100億円程度のものが要望として出てきたものを、何とか83億円まで圧縮をしながら、町の将来のために、これが町の発展のために第一歩を示すということになるような、この予算として考えておるところでございます。これから、非常に東吾妻町、将来明るくなるようなことで、この予算をもとにして、我々は努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） そこで、この中にもありますように、通年予算ということで、決算重視、成果の重視の観点で、実施可能な通年予算として編成するために、安易な補正予算を、要求を見込んだ当初予算ということにならないようにということで、ここに掲げられております。これらの点について、どんな査定の中で検討されたか、お聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） なかなか町民の皆さんの要望というものも、かなり大きなものもございます。しかし、財政的な問題もございますので、この点から申しまして、やはり着実に実行できるものからということでございまして、補正予算というものも、当然国や県の事業の関係から発生するものでございます。そういうものは最低限のものとして受けとめているところでございますので、この当初予算をまず基本として進めてまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 今、この町でも少子化対策、少子化がもう大変急速に進んでいる、

これはこの町ばかりではありません。全国的なことでもあります。

そこで、予算書の中の64ページですね、次世代育成支援事業というのが掲げられております。平成17年に少子化対策推進法が国で定められて、国、地方公共団体は少子化対策にこれから真剣に取り組んでいかなければ、日本の将来のために大変であるということで、あるような内容が少子化対策推進法に書かれております。そういう中で、さてその少子化の問題を、今度は実際どう動かしていくかという中では、次世代育成対策推進法案と、関連するような法案でありますけれども、実際、じゃ町がそれを動かすにはどんな方法でやったらいいかということで、その中を見ますと、町の若者の定住化とか若者が働きやすい場所とか、そういうものの提供をあわせて、やはり将来、若者が住める町づくりをするんだというのが次世代対策推進法ということでありました。この町では、今現在は予防接種を初め、子供のいろいろな問題を掲げられておりますけれども、この予算は予算として、その辺の考え方を、若者のための支援対策というのを、町長、どんなことを考えておるか、この予算の中で何かそういうものが入っているか、お聞きいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一口に若者ということでございますけれども、やはり若いご夫婦が子供を持ったときに、その養育に対しまして、町として適切な支援を行っていくというのが必要かと思っております。そのようなことから、平成23年には女子中学生を対象とした子宮頸がんワクチン、小さい子供さん用のヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、これを3種類無償で接種する事業を始めたところでございます。それに引き続き、インフルエンザの補助事業等も行っておりまして、また町内3つ目になります学童保育所を原町の大宮神社に開設をすることで、町といたしましても普請を行ってまいりました。また、今年度、25年度予算におきましては、県内で初めての幼児の生後数カ月後に接種しなければならないロタウイルスの接種の補助事業というものを計上しているわけでございます。そのようなことで、若いご夫婦が東吾妻町で子供を育てやすいような状況をつくり上げて、若者たちがここに住んでもらって、そして町内の事業所に働いていただくというふうなことを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 今、町長、町内の事業所にということでお話しがありましたけれども、この次世代対策推進法の中には、やはりそういう事業所の理解やら、そういうものをこれから求めていかないと、なかなか働く環境も厳しいんだということもあるわけでありす

ので、そういうものを含めて、若い者がまず住宅を持てるような環境、そういうものを町が考えていくということで、この問題はすぐ人口がふえるというわけにはいきませんが、やっぱりそういう基礎的なものを積み上げていかないと、そういうものが達成できないと思いますので、ぜひともこれから考えていただきたいと思います。

次に、大変地味な質問をして申しわけありませんけれども、76ページに国土調査があります。簡単に言うと、国調、国調と言っていますけれども、境界線を明確にするものでありますけれども、これも国の補助金をもらって進めている段階であります、この町でもまだ国調が済んでいない地域が多々あるように聞いております。そんなことで、総合計画の中にもその推進を図っていきたいということが記載されておりますので、その辺の今の現状の、国調の町全体の中からの進捗状況なり、そういう数字を聞かせていただければ、教えてください。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 国土調査の進行状況でございますけれども、旧東村につきましては、すべて完了しております。旧吾妻町につきましては、太田地区、原町地区が済みまして、岩島地区が今年度から入っております。面積割でいきますと、35.94%になっております。25年度につきましては、岩島地区が2年目、それと今回の予算でお願いをしております公図混乱地区の解消で、須賀尾地区を予定しておりますが、公図混乱地区の予備調査が済みしましたら、順調にいけば26年度から坂上地区からも国土調査を始めて、2カ所で国土調査を始めて、早めに終わるように進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） ありがとうございます。地味な事業でありますけれども、ぜひ町が100%になるように努力をしていただければありがたいと思っております。

もう一点は、土地改良についてお聞きをしたいんですが、これも土地改良事業は地権者の同意というかご意見というか、そういうものが集約されないとなかなかできないんでしょうけれども、おかげさまで旧東地区はほとんど土地改良が済んでいる状況であります。また、岩島のダムの下の地域においては、あのよう立派な土地改良がダム関連で進められておると。なおかつ、萩生でも大きな事業、小さな土地改良事業が進められているように聞いておりますし、太田でも、大分植栗・小泉の辺ですか、進んでいるようであります。都市計画の関係で、岩井地区は今の現状でありますけれども、これは都市計画の関係があります。

から、なかなか大変かと思うんですが、やっぱり土地改良事業によって、道路の改良から、いろいろそれに関連するものもありますので、ぜひ町としてもまだまだ進んでいない地域の土地改良の推進をぜひお願いしたいと。今の町全体の中の土地改良の進捗状況というか、それをお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 町の土地改良の状況でございますが、進捗率といいますと、対象面積のとらえ方が非常に難しいんですけれども、単純に耕地面積から割り戻しますと、土地改良が済んでおるのは約6％になります。議員、今お話がありましたとおり、土地改良をするのには受益者負担がありますので、地権者の方の合意が必要でございます。25年度につきましては、本宿、上ノ原地区で約40ヘクタールの県営土地改良を予定しておりますので、現在地元と調整中でございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） これで、途中でございますが、休憩をとります。

再開を2時10分といたします。

（午後 2時00分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 2時10分）

○議長（菅谷光重君） 続けて、質疑をお願いいたします。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 先ほど子育て支援の中で、ロタウイルスの関係について、町長、お話がありましたけれども、県下ではこの町が最先端を切っていくということですが、これらの周知はどんな方法でやるのか、教えてください。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） ロタウイルスにつきましては、生後6カ月ぐらいの間に2回

ないし3回接種というか、飲むんですね。飲むワクチンでございます。ですから、広報はもちろんですけれども、保健センターにおきまして、母子手帳や健診のときに限なく周知したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 金額的に、結構お金がかかる。その2分の1を補助ということでありましてけれども、今の時代は金銭的にどうこうというんじゃなくて、やっぱり100%に近いような成果を得られる、予測でありますけれども、課長、今の時点でお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） この接種はあくまでも任意でございます。補助率を2分の1相当ということで、1万5,000円の補助ということで決めました。ですから、これは全額補助であれば、接種率はかなり上がるかと思いますが、あくまでも任意でございますので、半額は自己負担が当然生じますので、その辺は何とも言えませんが、極力必要性を訴えたり、周知をして、最悪の場合には死にも至る胃腸炎でございますので、その辺は健康被害等も訴えながら接種率を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 休憩をとらせていただいたら、ちょっとあっちへ行ったりこっちへ行ったり、申しわけありません。

先ほど、国土調査、農地関係では、土地改良事業の質問をさせていただきましたけれども、総合計画の中を見ますと、まだまだ細い道もあったり、消防車が行かないような地域もあるんだということが記載されております。そういうものを含めて、やっぱりどの地域に行っても安心・安全という面からも、こういう事業が地道に進んでいくことがこの町の将来のためじゃないかなということで質問をさせていただいたわけでありまして。どうぞ、地道でありますけれども、計画性を持って、今後も進めていただければありがたいと思っております。

ちぐはぐな質問をしましたけれども、もう一点だけ、申しわけありません。

先ほど、町長、中学校の特別委員会の関係で、ほかの議員さんから質問がありましたけれども、1カ月か1カ月半ですけどということでありましたけれども、その辺の確認を、それでよろしいんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それは私の発言ではないんでございますけれども、それは特別委員会の継続審査が終わる時期ということなんではないでしょうか、それが1カ月半というんですかね。

○14番（橋爪英夫君） そのぐらいの目途でということだから、町長、どうですかというような質問です。

○町長（中澤恒喜君） 申しましたように、特別委員会のご審議が終了するということを私も申し上げましたので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） それまで言葉、何と表現していいかわからないんですが、待つてくれるということを信じて、信じてじゃなくて、お約束して、私は質問を終わりたいと思うんですが、お二人さん、笑ってるけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 何か質問だか何だかわからないんですけども、信じていただければ私どもは光栄でございます。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

時間が少し残っているようですので、有効に使ってください、じゃ。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） お尋ねします。

当定例会の前に執行部のほうからいただいた資料なんですけれども、予算関係資料ということで、平成25年度の会計別地方債現在高調書というのを、ナンバー6ということでいただいておりますけれども、町の財政ということになると、町債残高が多いんだぜと、厳しいんだぜという話が必ず出るわけなんです、これを見ますと、24年度末現在高が、149億2,705万4,000円というのが町債の残高であると。大ざっぱに言うと、一般会計で約100億円、一般会計以外で50億円ということだと思います。

25年度中、増減見込の中で、25年度中起債見込みが18億2,310万円、それから25年度中償還見込みが12億263万円、起債が18億円で、返してるのが12億円ということなんで、差し引きすると、6億円町債がふえるということになるわけなんですけれども、そうすると町債というのは、長期のものとか、いろいろあると思いますけれども、ちょっと表現が適当かどうか分かりませんが、いつになったらこのトンネルから抜け出せるんだろうかなというのがあって、要するに聞きたいのは、長期的な、あるいは中長期的な町債削減計画みたいなのを立てられているのかどうか、これをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） ご質問の長期的な計画でございますが、これについては、当然計画は考えてございます。それで、25年度の残高につきましては、先ほどご指摘をされたように、借りる額のほうが返還するよりも多い、そういった実情が今現在でございます。

ただ、この後のことを考えますと、26年で榛名吾妻荘の償還も終わります。それが1億円ちょっとありますので、そういったことを踏まえると、ほかにも償還が終わるものがあるかもしれません。そうすると、その分だけでもかなり減ると、そういった見込みはございます。以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） そうすると、計画があるということであれば、例えば親から引き継いだ借金を、現在苦勞しながら返していると。ただ、そういう中で、次代に引き継ぐためには、少しでも、1円でも減らさなくちゃいけないわけなんですよ。また同じ重いものを押しつけるわけにはいかないと。そういう考えに立っていろいろされているんですけども、計画があるということであれば、具体的に出ないかもしれませんが、20年ぐらいたてば、そういう言い方はあれかもしれない、長い時間かかりますけれども、それに向けて地道な努力を積み重ねていくということなんでしょうけれども、大ざっぱに言えないかもしれませんが、例えば10年とか20年たてば、県下の中で実質公債費比率、将来負担比率がワースト3から脱出できるよと。真ん中ぐらい行くんじゃないですかねという見通しというのは、ちょっと答えにくいかもしれませんが、企画課長のほうから、大ざっぱで結構ですから、お話しいただければ。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これについては、将来負担比率ですか、そういったものについては、明確な答えは、正直言って、ここで言えることはできません。

起債なんですけれども、必要な事業があれば、当然起債を借りてやっていかなきゃならない部分もあります。それから、起債そのものが、結構20年とか30年、長いものがありますので、一概にこの時期になればかなり劇的に好転するですとか、そういったことは現状の中では言えないというのが実情でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 予算書の63ページ、下のほうの高齢者インフルエンザ予防、これは老人会から要望されまして、何年前でしたか、入れていただきました。だんだんこの額が

ふえてきたのを非常に喜んでおりますが、やはり一回、インフルエンザになると、1人5万円かかると、保険料にしたら大変な額です。

そして、ロタワクチン、今橋爪議員もおっしゃいましたが、県下で初めてです。なかなかこのワクチンを入れる、高いワクチンですので、入れられる町村がなくて、これは本当に誇るべきだと思います。これは、お母さん方が非常に心配している病気です。あのちっちゃい体の赤ちゃんですから、胃腸炎になって、たちまち衰弱していくということで、若いお母さんたちは非常に怖い病気だと知っております。町長、ぜひこれを定着させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のご意見でございます。そのように、町といたしましても、子育て支援でございますので、しっかりとやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 先ほどの質疑の中ではちょっと時間が足りなかった部分があったりして、ちょっと端的な言い方になったかもしれませんが、失礼があったらおわびしたいと思っております。

そういった中で、最終的に中学校の校舎改修等についても、特別委員会の判断を待つというような、町長からお話をいただきました。また、私が指摘というか、お話をしました国保会計、これについても一応国保運営協議会ですか、そちら等に諮っていただいて、次期定例会までには何らかの方向性を出していただけるかなというような感じを持ちました。そういったことを考えますと、ほかに細かい部分で、少し不本意な部分もありますけれども、全体的には概ね適正な予算かなというようなふうに感じています。

私の自由討議にさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 自由討議です。ほかにどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに自由討議はないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立、2番、3番、4番、5番、6番、10番、11番、13番、14番。
起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第26、議案第2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、文教厚生常任委員会から、付託議案について報告いたします。

国保事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ21億1,753万5,000円です。

歳入ですが、健康保険税は、医療給付分2億4,330万円、後期高齢者支援分8,736万円、介護納付金分3,763万6,000円、退職被保険者も合わせて4億871万7,000円の保険料です。ここへ、国保事業に対し、国から、県から交付金が入ります。歳出の7割を占める保険給付費は、被保険者が減少したにもかかわらず、1人当たりの給付費が増加しているため、ふえ続けています。また、医療分は、自分たちの努力では改善が見込まれますが、後期高齢者支援分と介護分は国の数字で決まってしまう。そこで、町では国保運営協議会で、国保安

定のための諮問をしました。国保運営協議会は、国民健康保険法第11条において、その設置が定められておりますが、本年は2月11日に開かれ、安定化計画に向け、町民に丁寧な説明をするとの報告を受けました。

町は、税収の不足を補うために、一般会計から基準外繰入金として1億円を投入するとなりました。これに対し委員会では、特別会計である以上、独立採算であるべきとし、一般会計からの繰り入れは町の財政運営に大きな影響を与え、国保の被保険者以外の町民にも負担を強いることになるとの懸念が出されました。

平成21年の前期高齢者分が、平成23年に交付分の返還が生じて、基金を投入し、1,070万円の残金になってしまいました。担当課には、1年ごとに必要額と決算を、さらに中期にわたっても見直すことを要求し、町長にはすぐ手を打たなかったことの見直しを求めました。5年間、税率改正しなく、基金で補ってきたが、基本的には国保が受益者負担だけでは回っていかなかったということだから、町民に理解してもらうよう、周知徹底して改正し、独立採算の形をとるべきとの意見が出ました。

現実、税率改定がなされない今、町民が安心して医療を受けられる国保制度を維持していくためには、法定外繰り入れもやむを得ないとの判断になりました。町長は、福祉目的もあり、法定外繰り入れするとの決断でありました。医療のセーフティネットである国保は、被用者保険に属さないすべての人を対象とすることで、国民皆保険体制の最後のとりです。社会情勢の影響を受けやすい層の人が多くいます。

委員会では、次のことを強く要望しました。保険料を値上げせざるを得ないこと、独立採算を目指し、税率改定していく中で、国保運営協議会ほかで審議過程や動向、変化を、議会に丁寧な説明をしていくことを執行部に要請しました。どうやったら医療費を削減できるか、町部局では努力が見られますが、さらに工夫を願いたいと思います。一般会計から繰り入れることで、値上がりに対し緩和できるが、痛みを伴う改革であっても、町民の皆保険を守るため、不測の事態に対応できるだけの基金も視野に入れながら、安定化を審議してもらいたい。

以上、委員会で調査、審議しました。当文教厚生常任委員会では、安定化計画をしっかりとつくることを進言し、平成25年度国保特別会計予算を可決としましたので、本会議においてもお計らいをお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（菅谷光重君） 起立、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決をいたしました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第27、議案第3号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、文教厚生常任委員会報告をいたします。

平成25年度後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算は、それぞれ1億9,202万3,000円です。

歳入のうち、医療保険料は1億2,561万円で、昨年比305万円減です。

歳出の主なものは、広域連合納付金で1億8,817万円です。徴収はよくできていますが、一般会計からの繰入金も6,513万円です。保健指導、包括支援センター、福祉協議会などの努力により健康寿命を延ばして、元気高齢者が多く、自立した生活をされています。さらなる指導をお願いしたいと思います。

以上、文教厚生常任委員会では可決としました。本会議においても、お計らいをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特になさうでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特になさうでございますので、討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第28、議案第4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) それでは、議案第4号 平成25年度介護保険特別会計予算について審査しました報告をいたします。

総額は、歳入歳出それぞれ14億5,069万2,000円です。

保険料は2億1,358万2,000円、65歳以上、4,745人です。国庫支出金、国からが3億7,194万6,000円来ます。その中国庫負担金では、在宅介護が20%、施設入所が15%います。支払基金交付金が4億1,399万1,000円、県からが2億845万8,000円、繰入金総額は2億4,218万8,000円で、内訳は、一般会計からの繰入金1億9,688万8,000円です。基金繰入金は4,530万円です。

歳出、保険給付費、この中には介護サービス13億94万9,000円、介護予防サービス5,721万9,000円、高額介護サービス1,798万9,000円、特定入所者介護サービス費4,444万7,000円が入っています。地域支援事業として、介護予防に310万3,000円、包括的支援事業に394万6,000円が入り、総額14億5,069万2,000円です。歳入の14億円のうち、町民が納める2億円以外は、ほとんどが国・県からの支出金です。町の一般会計からは約2億円です。介護予防に力を注ぎ、元気に生活できるよう、指導願いました。

以上、文教厚生常任委員会では可決といたしましたので、本会議におかれましてもよろしくお願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

8番、茂木議員。

○8番(茂木恒二君) 今の一般会計からの繰り入れというところで、約2億円という話がありました。国民健康保険税の議論の中で、健全なということからいうと、無原則な一般会計からの繰り入れというのを慎重に考えなくちゃいけないというお話だったと思いますが、その中で前年度比が2,361万円ふえている、13.6%の伸びであるということなんですけれども、この辺の要因について、委員長、何か要因がわかればお話ししてください。

○議長(菅谷光重君) 委員長。

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) 今、高齢者の人数が最高に多くなっているという時代的な背景があります。そのほかにも理由があるんだと思いますが、今のところ、そこしかはっきり言えないんですけれども、また委員会でもそこら辺を調査していきます。

○議長(菅谷光重君) 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） そうすると、国民健康保険税と同じ考えでいえば、介護保険の現在、値上げという議論も出てくるということで理解すればよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 委員長。

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） 介護保険に関して、また委員会でもその点を話し合
って、また研究・調査してまいります。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、これ
を決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第29、議案第5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームい
わびつ荘運営事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、
審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、報告いたします。

議案第 5 号 平成25年度特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算について、報告いたします。

歳入歳出、それぞれ 2 億1,887万円。

歳入の中で、利用者の負担金は 1 億6,534万円、長期入所者入所分は 1 億4,155万円が保険者です。被保険者1,472万円です。諸収入が2,598万1,000円、一般会計からの繰入金は 2,454万8,000円です。

歳出は、一般管理費が主なものです。平成26年の指定管理者制度に向け、利用者の意見や職員の意向の確認、調整、指定管理者募集要綱の作成など、進んでいるとのことでした。スケジュールに沿い、指定管理者選定へ向け、努力されるよう要請しました。当委員会では、スケジュールにのっとった事項が適正に行われているか、確認していくこととしました。

当委員会では、可決としました。本会議においてもお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

続いて討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第 6 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第30、議案第6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） それでは、ご報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議におかれまして、総務建設常任委員会にその審査を付託されました議案第6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、総務課長の出席を求め、新年度予算の説明を受けた後、慎重審査を行いました。

この予算の中には、土地開発公社の解散に伴い、4区画の宅地購入費や新規事業者の小水力発電の基本調査及び許認可業務の説明がありました。宅地造成事業については、いまだ販売できておらず、より一層の販売促進に努めるよう、当委員会としても要請をしてまいりました。また、この新企画の事業の発電事業につきましては、その性格上、公営企業会計で行うべきではないかというふうな委員からの意見も出されました。

総務建設常任委員会といたしましては、賛成多数で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第31、議案第7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） ご報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議におかれまして、総務建設常任委員会へ付託されました議案第7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計予算につきましては、上下水道課長の出席を求め、説明を受けながら、慎重審査を行ってまいりました。

公共下水道、農業集落排水以外の地区では浄化槽区域となっており、3本の柱の下水道設備となっております。浄化槽の区域3,921世帯のうち、町の設置と個人設置合わせて1,605戸というふうなことで、普及率は40.9%である状況であります。水質改善のため、なお一層の普及に努力するよう、当委員会としても早目にやるよう、担当課のほうに申し添えてあります。また、公共下水道、農業集落排水事業においても、加入者をふやすべく、積極的なPR活動に努め、接続率の向上を目指してもらいたいということもつけ加えさせております。

一般会計からの繰入金もあるようなことでありますが、これは特別会計でありますから、ならば一般会計からの繰入金を当てにしないで、今後、後の全員協議会や次期定例会までに、この一般会計からの繰入金を当てにしない計算式を出して、例えばこの料金を上げれば繰入金を頼りにしないでやっていけるんじゃないかというふうな意見も出されました。

当委員会といたしましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

ここで、途中でありますが、休憩をとります。

再開を3時10分といたします。

(午後 2時55分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

(午後 3時10分)

◎議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第32、議案第8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長(浦野政衛君) それでは、ご報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議におかれまして、総務建設常任委員会へ付託されました議案第8号
平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計予算につきましては、3月7日、上下水道課長の出席を求め、説明を受け、慎重審査を行ってまいりました。

簡易水道事業の歳出のほとんどは、施設の維持管理に係る経常的経費というふうなことであり、またこれも一般会計から、25年度は910万5,000円の繰り入れが予定されております。これも、特会でありながら、一般会計から繰り入れがあるというふうなことで、当委員会としても、これは上下水道課のほうで、一般会計から繰り入れなしである程度計算式をつくって、後日の全員協議会だとか常任委員会のほうにそういうデータを出してもらって、一般会計から繰り入れを当てにしないでやると、このくらいのあれで、金額でやっていけるというふうなものを提示してもらおうというふうなことでお約束をしてまいりました。

財源確保を図り、また未収金もあるというふうなことで、これも未収金の回収に努めていただきたいというふうなことを申し添えております。

当委員会といたしましては、全会一致で原案のとおり可決と決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第9号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第33、議案第9号 平成25年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） それでは、ご報告を申し上げます。

去る3月6日の本会議におかれまして、総務建設常任委員会へ付託されました議案第9号 平成25年度東吾妻町水道事業会計予算について、3月7日、上下水道課長の出席を求め、説明を受けながら、慎重審査を行ってまいりました。

給水収益は、給水戸数の減少に伴い、約190万円の減収となったというふうなことであります。また、これも水道料の未収金もあるというふうなことで、これも料金の回収に努めていただきたいということをこの常任委員会としても申し添えております。

また、経費削減に努め、財源の確保を図り、これも一般会計から補助金を受けているような状況もあります。これも、やっぱり特会でありながら一般会計からの繰り入れがあるという、これも、やはり後日の全員協議会なり常任委員会のほうに、一般会計からの繰り入れなしで計算をして、データをつくってもらって提出してくださいということを要請をしてあります。

また、今回、25年度には石綿管の更新の布設がえがあるというふうなことで、これも予算化されております。これは、水道を利用する利用者から、やっぱり安心・安全の面から、一日も早く古い石綿管については害のない本管の布設がえに努めていただきたいというふうなことを申し添え、当委員会といたしましては、全会一致で可決と決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第34、議案第10号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 何点かお聞きしたいと思います。

先ほど、当初予算の関係で、給食センターの話もちょっとしてしまったんですけれども、基本的には条例改正が前提になるということで確認されたというふうに理解しましたので、先ほどは賛成させていただきましたけれども、統合の特別委員会でもちゅと確認をしましたが、町長の回答でちゅとよくわからなかったんですが、教育総務費の給食センターの建設事業費に6億1,300万円計上していますけれども、この前いただいた交付金等の資料で見ますと、国庫補助の対象事業費というのが3億1,500万円というのがあるけれども、簡単に言うと、2倍近くの予算が計上されているんですけれども、本当に2倍近くの予算額が必要なのかというのがよくわからないんですけれども、町長の回答だと、私、よくわからなかつ

たんですが、一番よく知っているのが、多分教育課長だと思いますので、ちょっと説明していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） この事業につきましては、国の補助金を使用しながら実施していく事業であります。国の補助事業に対しましては、国のほうで補助に対する枠が決められております。それでいきますと、国庫補助対象事業ということで、今回、枠が少し広がりましてけれども、3億1,000万円ほどの枠となっております。

実際の工事につきましては、5億8,800万円ほど、全体で6億円幾らかということで出ているわけなんですけれども、これにつきましては、全体的に業者を決定しながら、設計しながら、1,500食程度の施設をつくっていくということで設計したものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 1,500食つくるのには6億円ぐらいのものが要だというふうに答弁したということですかね。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 今回の設計におきましては、1,500食程度ということで設計したところで、こういった金額になっております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと理由とは違うような気がするんですが、いいでしょう。

では、もう一つ。国庫補助基準の面積でいくと、1,500食、1,058食という現実には言ったと思いますが、教職員とか幼稚園を除くと。483平米が基準面積だというふうに、たしか説明があったと思うんですけれども、これについては1,400弱の施設をつくります。3倍近い面積のものを、ある意味でつくるんですけれども、ここまでのものをつくる必要があるんですか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 国庫補助の基準でいきますと、対象人数が1,000人ちょっとなものですから、補助対象が四百何人ということになってるかと思ひます。1,500食程度ということで、このぐらいの面積が必要なのかということだと思ひますけれども、これにつきましては、幼稚園の生徒の分ですとか先生の分ですとかが入って1,500ということになっておりますので、今回、こういったことで、必要ということで計上させてもらいましたので、よ

ろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） プロポの結果の次点の面積が、たしか900台だったと思いますから、それから見ても、簡単に言うと、4割程度面積が大きい施設ということを考えると、かなり大きなものをつくるということなんですから、もうちょっと明確にその必要性を説明していただけますか、課長。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 今回の面積につきましては、おおよそ1,247平米程度に、今のところなっております。全体的な器具ですとか厨房ですとか配置ですとかを考えた中で、また2階のところにつきましては見学できるようなスペースも設けたりというようなことで考えておりますので、今回これだけ必要ということで計画しましたので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ある意味、見学スペースとかという話もありました。それはある程度確保したとしても、ここまでのものが必要かという理由づけにはちょっと遠いような気がするんですが、金額的にも面積的にもということを考えると、相当余裕のある施設をつくるのかなというふうにとられてしまいますけれども、たしか全協等で、プロポのときの説明でいくと、業者を選定するためのプロポですよ。それから先は、またこれから調整して、計画して、詰めるものは詰めていくんですよという説明がありました。でも、実際には、面積的にも金額的にもほとんど詰めていないのが、多分現実なんだと思いますけれども、それは当然そうなんだと思いますね。プロポというのはその提案を買うわけですから、それが変わるはずがないんだと思います。だから、不思議な説明をするなと思って聞いていたんですが、そういうふうにして、最終的に詰めなかった、説明して詰めなかった要因は、課長、何ですか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 当初、プロポーザルで出てきた提案のものから、いろいろ詰めてはありますので、何も詰めていないということではないんですが、一応それをもとにいろいろ詰めた段階で、ここまでということでご理解願いたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 事実上、ほとんど詰められなかったというふうに回答したのかなと思いますけれども、わかりました。それが提案されているということはわかりました。あと

は、これがいいかどうかの判断は、私たちが最終的にするんですが、もう一つ、配送計画が特別委員会で示されています。栄養士さんは全く見てないと言っていますが、本当にこの配送計画で、課長、大丈夫ですか。町長は大丈夫だと、この間答えたような気がします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 教育委員会といたしましても、車で一度歩いて点検をしながら、この表については出させてもらいました。一部分については、若干給食をとる時間等を調整しなくちゃならない部分がありますが、基本的にはこれでいけるということでお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 現場の責任者、多分町には栄養士が4人ぐらいいるんだと思いますけれども、そういった人たちを交えないでなぜそれを決めたかというのがよく理解できないんですよ。私が、ある栄養士です。だれとは言いませんけれども、この間も言いましたけれども、11時に仮に仕上がったとして、11時15分に一齐に出られるのは、もう無理でしょうという話を聞きました。それは、私もそうだと思います。2つしかプラットホームがないのに、5台が一遍に積んで出られるなんていうことはないでしょうから、それはこれから詰めていけば可能なのかもしれません。

ただ、現実には、1,500食が一齐に11時に仕上がるということはありません。絶対に、その前に違う料理は30分前とか、そこに仕上がっているんですよ。多分、その可能性が高いと思います。一齐にというのは無理ですから、理論上。だから、現地へ行ってみると、多分そういうふうになると思いますけれども、そうすると11時15分に出て、2時間以内に配りますよ、食べますよという配送計画ですよ。ここに、例えば30分前につくったものが仮にもし存在したとしたら、もう確実に間に合わなくなるんだと思います。その辺の配慮って、確実にしていますか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） つくるものによりけりで、そういった時間的な差が出てくる部分もあるかと思いますが、現状で計画しているものにつきましては、11時に出て、最終的には12時半から12時40分ぐらいには食べられるということで、表はつくらせてもらっていますが、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それは、配送計画を見るとわかるんですよ。それが間に合うかどうか

かというのを、前段の部分とかを、要するにプロが、プロというか、そこの担当者が入らなくて、そういう確認をしないでつくったものって机上のプランですよね。担当がつくったって言っていましたよね。

配送、車で動いたというのはわかるんですよ。この間言ったように、私も一回りしてみましたよ。40キロ制限のところを、五十数キロまで出しました。それで何とかこの数字になるんだと思います。でも、間におろす時間だとか、それが本当に適正にあるかというのは、細かくチェックしていません。わかりませんから、私には。ですから、言っているのは、そういう現実的なものを踏まえて、面積も金額も配送計画も提案していただいているという確認が欲しいんですけども。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 1,500食程度のものをつくるものですから、施設的にはこのぐらいが必要ということで考えております。今のところ、車は5台でいいのかなということで出させてもらっていますが、栄養士の方とは、直接的には、その配送計画についてはまだ相談はしておりませんが、それにつきましても、まだ今後時間等がありますので、栄養士さん等を含めながら検討する部分は出てくるかと思いますが、車のほうにつきましても、5台では足りない部分であるのであれば、また考えるとかというようなことが出てくることもあるかと思いますが、基本的にはこういう形でいけるかなということで、ひとまず案ということで提示させてもらっていますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 非常に大事なことなんですよ。それで、その施設がそこにつくって間に合うかという話なんで、後でという話じゃないんですよ。だから、当然、さっき条例の話もありましたけれども、先に基本的なことは詰めてクリアしておく。これがしていないから、今ごろこんなことを言われているんですね。配送車も5台で済むか、私は少なくなる可能性があると思いますよ。配送車のコンテナは、例えば2トン車でも4個積むやり方、コンテナが大きければ4つしか積みません。状況によっては、6個積めるように工夫できるんですよ。これは、一律に4個積むしか計算していないですよ。多分、そうなんだと思います。だから、そういうものは、要するにプロに教わってやらないと、現実にはわからないでしょう。だから、そういう現実的なものを踏まえてやっていただいたのかというのを確認して、提案していただいたんだなあを確認したいんですけども、今の部分だけでもちょっと回答いただけますか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 配送の、そのコンテナの4個、6個の関係なんですけれども、それにつきましては、現在使用している、概ね一般的に全体的な学校を使っているコンテナが一番多い形、それが今の車に4個積める形のものが一番多くなります。なるべくあるものを使用しながら、使用できる部分については、そういったものを利用していきたいということで、今回、今の4個積めるということでのコンテナを考えましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） あるものを使うというのは、よくわかります。ただ、3台で配れるものを5台で配ったら、配送車もそうですけれども、人件費もみんな変わってきちゃうんですよね。ですから、そういうことを想定して、物事をしていく必要があるんだと思うんですね。だから、今現実に栄養士さんなんか聞くと、この2時間で食わせるというのをクリアするために、食器だけ先に運んでおいて、後ででき上がったものをポンと持っていくという方法だってあるんだと思うんですね。だから、そういうふうに組んであるんなら、説明していただければ、それでいいんですけれども、そういう具体的なプランは、多分つくっていないんだと思いますので、これはもうそれだけにしておきましょう。

もう一つお願いします。中学校の中学校施設整備費が、幾らか予算を組んであるんだと思いますけれども、これは、本当の学校現場の意見って、きちっと吸収していただいていないように、この間もちょっと指摘しましたけれども、建設委員会等はもちろん持たれていないようなんですけれども、校長先生含めて、学校現場の、そういう担任教科の先生とかもきちっと寄せて、きちっと議論した中で、これならいいよね、統合した後、いい教育できるよねというようなものの作業ってしていなかったように聞こえたんですけれども、していないですよね。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 委員会のときも申し上げましたけれども、各校長先生に集まっていただいて検討していただき、原町の中学校の校長先生を主体的に、現場でどこがどういうふうに足りないのか、どういうふうなところが必要なのかということで検討はしてもらっています。

ただ、学校から出てきたものが、全部が全部、今回の要望の中に取り入れてあるかといいますと、取り入れていない部分もあります。中では、学校の庭等につきましては、使える部

分についてはお互いに融通しながら使うのですとか、施設についても新しくしなくても、この部分で使えるのであれば使ってくれとかというような、そういうことはありますんで、よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） よくわかります。なるべく経費をかけない。

でも、さっきはわりかし裕福に経費をかけそうなんですよね、給食センターは。こっちは、町長が言っているように、説明会でも統合していい学校にしていい教育をするんだと、この間も言いましたけれども。そういう前提でいくと、あったもので、ちょっと窮屈だから、これはなくしちゃおうよというんじゃないくて、それだったら拡張して新しくつくってあげても確保してやる。それによっていい教育をしていくと考えるのが筋かなと思ったもんですから聞いたんですけれども。少なくとも学校の先生の話聞いていて、本当に十分な状況でない部分があると思うというような、今課長が答弁しましたけれども、そういう部分が現実にあるんだと思います。もしそういうんで、特別委員会もやっていますんで、そういったところでもうちょっと配慮すべきというのがあったら、この間はちょっと微妙な町長が発言しましたけれども、その事務的な部分で変更とか、そういうものができる可能性ってどんなふうになっているか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 工事につきましては、今後進めていくわけですがけれども、工事をしていく中においては、予算の範囲内になりますけれども、変更する部分が出てきたりということはあるかもしれません。その辺は、また学校のほうとも協議しながらやっていきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

町長にお聞きします。

統合の特別委員会等で、いろいろこれから議論して、条例等も、付託されている部分も判断していきます。そういった中の議論の中で、当然これはこうあるべきだというものの意見がある程度集約されてきたときに、それらを対応する中でやっていただくことが必要になってくる場合もあると思いますけれども、その辺については柔軟に対応できますか。この予算の枠で、もう明らかに強引にいくんだよという話じゃなくて、そういうふうな理解でよろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見の点につきましては、やはり設計段階と現場との、その協議、さらに煮詰める段階で多少の変更が出てくるのは仕方がないことでございますので、その点はよいものをつくるという心構えでいきたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私が特別に意見を言っているわけじゃなくて、町長に質問しているんですけれども、ある意味で柔軟に対応できる部分はあるのかなと思いますが、そういう前提がないと、非常にまた判断が苦しくなるということになるんで確認したんですけれども、私の言ったことは何とかクリアできる可能性はあるのかなと。ただ、町が思っているとおりにいくかどうかというのは、また議員の判断でありますので、それは別な問題だと思います。

最後にもう一点、確認したいんですが、主幹課長は企画ですが、地域の元気臨時交付金、補正予算債の交付税措置、この有利な制度を使って、今回これに取り組むと。今年度の補正で組んでおいて、翌年度に繰り越しをして、翌年度内に終わらせるというのが原則だと思いますけれども、この間確認したんで、多分間違いはないと思いますけれども、一応この予算が通っていれば、要するにこれの対象になって枠がとれて、それが計画上、変更が仮にあったとしても、この間言ったように、それをもとに計画をつくってもらうんだと言ったと思いますが、その計画が変わったとしても、この制度が使えなくなるということはないんですね。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 一場議員のおっしゃるとおりだと思います。

計画と言われましたけれども、多分その計画というのは、地域の元気臨時交付金、これがこの事業をすることによってその枠ができて、その枠、地方負担分の80%が、翌年度地域元気交付金として交付されます。その交付金の充当につきましては、これから作成する実施計画に基づいて、25年度で充当していく、そういったことでの計画ということでございます。そのほかにつきましては、一場議員の言うとおりでと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 先ほど確認したことは、ちょっと疑問に残る部分があるんですが、少なくとも、せっかくどんぴしゃで、このタイミングでこれに該当になりそうなので、この制度を利用しない手はないんだと思いますけれども、そういったことを考えると、通常では考えられないような、翌年度に80%交付金としてくれるというものは、やっぱり有効に使えれば使いたい。それと、そのほかに補正予算債、これが出ると。公費算入分で、残りの部分

までみんな面倒見てくれるということのようですから、使えれば使う、当然の話なんだろうと思いますけれども、今の話で間違えなければ、要するにとりあえず補正予算を認めるのであれば、この制度にエントリーできて、エントリーというか、これの対象になって、計画が変更になったとしても、これは制度は使えますよということでオッケーだという回答だったということですのでよろしいですね。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 計画の変更というのは、どういった中身のものかというのがちょっとはつきりわからないので、その分については何とも言えませんけれども、多分この申請に基づいて許可をされると、そういったふうに理解しております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 大体了解がとれました。どんなに考えても、給食センターの事業費という、国庫対象事業費が変わるわけじゃないんですよ。学校も当然面積、改修面積で決まるから、変わるわけじゃないんだと思います。ですから、その補助金だとか、そういう枠が、基本的には、どういう形にしても、それ以上のものがつくってあれば、多分該当にはなるんだと思いますので、今言ったように、給食センターとか校舎と奥田社会体育館、この辺がどんぴしゃではまっているんだと思いますけれども、この事業費そのものは、国庫補助対象事業費とか、そういうものは、もう既に今の施設整備を前提とすれば、これから先、多少変更しても変わるもんじゃないですよ、教育課長。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 基本的にはこれでいくものですがけれども、やっていく中においては多少の変更という部分があるかなというふうには理解してます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 承知しました。

正直言いますと、施設の、特に給食センターについては施設の、大分大きい、予算も大分使う。できれば、さっきこっちの学校が厳しいと言っていましたけれども、そっちに、本当は私から見れば回したいぐらい、そんな感覚を持っています。

先ほど面積が大きいという話をちょっとしましたけれども、国の基準でいくと、1,500食のレベル、うちの町の面積をつくるレベルだと、7,000食以上の対応の基準に入っていくわけですね。そのくらいのレベルのものをつくろうとしている、これが現実だと思いますので、このものについては、またこれからしっかり特別委員会等でも議論をしたいと思いますけれども、

ども、とりあえず予算についてはそういう内容で編成されているということは理解できました。私はもうこれで結構です。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 給食調理場の件なんですけれども、特別委員会のほうで、資料の請求ということでお願いした中に、行政改革推進本部の内容というか、あるのが、昨年5月2日に開かれた中で、施設部会長、当時の教育課長だと思いますけれども、調理場検討結果報告書についてという説明の中で、配送時間の件で発言があります。配送時間の30分確保がぎりぎりのところだと、これは資料のとおりに読んでいます。原町はオッケー、坂上、東は何とかオッケーというふうな発言になっています。これを見ると、非常にタイトな計画なんだと。給食ですから、学校が開かれている以上は、年間200日ちょっとぐらいですか、その中で配送計画、私も時間を実査しましたけれども、時間は合っています。積み込み時間等はちょっとわかりませんが、そうすると、雪が降ったり風が吹いたり事故があったりすると、タイトな計画なんで、遅れる可能性があるわけなんですね。本来、こういう計画というのは、何かハプニングが起こっても、ある程度のアローワンスというか、余裕があるものじゃないんでしょうかというのが私の素朴な疑問なんです。その辺について、教育課長、見解というか、お願いしたいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） こういう地域でございますますから、冬になればいろいろなこともあるかと思えます。また、通常でも交通事故等もある場合もあるかと思いますが、現地においては30分の検食を保てるような形で配送の時間ということで持たせてもらっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 委員会を出していただいた配送計画の中で、見ると今までの時間に食べられるというところがほとんどだと思いますけれども、その中で、幼稚園ですか、幼稚園が3カ所ほど、30分ぐらい現行の時間と食べる時間が遅れるんですよ。東幼稚園が約30分、原町幼稚園が約20分、太田幼稚園が25分と、それから坂上幼稚園が10分というふうな今の配送計画を見ると遅れるんです。ですから、先ほどの時間の話じゃありませんけれども、ここは適地ということで、矢倉につくるということでの位置関係からはじき出した数字なんで、私の率直な印象は非常に厳しい配送計画だなというのが印象なんで、それを述べさせて

いただきました。

それに関連するんですけれども、この同じ5月2日の会議の中で、旧調理場、これは矢倉のところだと思いますけれども、体育館、校舎をすべて取り壊し、調理場としたい。取り壊す費用は調理場とは別に考えているということで、今回の補正の中で給食センター建築事業ということで6億1,312万3,000円が計上されていますけれども、今言った取り壊し、旧調理場、体育館、校舎をすべて取り壊しということになると、この解体費用というのはどこに計上されているんですか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 解体費用につきましては、ちょっと説明もさせていただきましたが、給食センターの工事費の中に、解体費用ということで1,520万円ということで含まれていますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） そうすると、今言った、旧調理場、体育館、校舎をすべて取り壊すのは1,520万円でできるという見積もりなんですか。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 現在の試算では、1,520万円で取り壊しができるということで出させてもらっています。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 私は専門家ではないので、今の回答をそのまま信じたいと思いますけれども、また違った、桁外れの違いが出てくると違ったことを言ったということになるんで、私は信じます。今後のあれを見たいと思いますので、お願いします。

私のほうは以上です。

○議長（菅谷光重君） 続いて、2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） この補正予算の地方交付税の措置の関係の、補助金の変更の関係をちょっと確認したいんですが、これは企画かな、基本的に繰り越し、今回の予算措置が24年度事業の補正で出て、一旦繰り越して、25年度事業でやるという流れの中で、この前経験したんですが、基本的に繰り越した段階で変更がきかなくなるんですよね。その辺はそのとおりに考えていいんですかね。これは教育課でいいんですかね。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 学校のほうの補助金につきましては、実績で変更が出る場

合があるというようなことは聞いていますんで、実際工事やったところで少なくなったとかという部分、多くなるのはちょっと難しいと思いますけれども、少なくなったというようなことが出れば、実績に対しての補助金ということで来るというふうに理解をしています。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今回の交付税の中身は多少の変更が認められているというか、要は繰り越しても内容の変更はできるという解釈ですか。通常の補助金、この前やったやつは、会計検査の関係があつて、繰り越し段階で、もう当初の計画から変更が効かなかったんです。その心配をちょっとしているんですけれども、動かせるならもう少し対応ができるんだろうけれども、3月時点、今の段階のものがもう動かせないよというようになると、またその辺が、このもらえるもらえないの話も出てくるんで、その辺をちょっと確認したいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） 担当している者にその辺の補助金の関係、ちょっと確認したんですが、一応実績に対してのということになるんだよというのは聞いていますんで、その辺の変更はきくのかなというふうには思っています。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 基本的には、合併特例債と今の交付税、交付金という考えでの話でいいわけですね。文科省のほうの通常の補助金のものをいじらないという考えだから、いじれるというか、中身は多少いじれるという考えでいいんですかね。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） その件につきましてはちょっと確認させていただいて、また後で回答したいというふうに思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 14ページに敬老祝い金の減額というのが62万3,000円ばかりありますけれども、これは地区の敬老会の1人当たり1,000円の予算の減額ということでの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） これは、あくまでも祝い金でございます。80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の祝い金で確定数字です。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 質問がどうも外れたようであります。

私は、ぜひ町長にお願いしたいのは、この前も話をしたかと思うんですが、地域で敬老会をやるときに、その老人の氏名を書いて役場へ出すんですね。役場のほうでは、個人情報だから、一切、何歳以上のお年寄り、だれだれというのは、もう名簿を出せませんということで、地域の方は、1,000円の補助金をもらって各地区で敬老会をやるのに、結構班長さんが大ごとしているんですよ。大変なんです、現場は。ただ、そういうのが区長さんの、みんなおとなしいから、苦情として出てこないかもしれませんが、できれば地域にその辺の、敬老会の1人当たり1,000円、この出し方を改善して、もう少し簡略に町がやってくれるような方法は、前に一回、町長にお願いしたような経緯はあるんですけども、改善されていないようですので、ぜひご検討いただきたいと思うんですが。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 敬老行事補助金につきましては、1人当たり1,000円ということで、地区で事業をやった場合に交付、補助いたしております。その対象者が、補助金ですから、対象者名簿を出していただいております。その前段として、区長さん、班長さんが町のほうに、うちのほうに来まして、ことしはどういった人が対象か。基本的には、区内のことですので、区長さんが把握はほとんどはしているんですけども、漏れた場合失礼だということで、名簿の確認に来ます。その場合には、町民課のほうと確認をとりまして、区長さんには名簿は、お渡しはできませんけれども、住民登録に基づいた名簿をお見せして、区長さんが控えていくという、そういった形をとっております。あくまでも個人情報ということがありますので、そのくらい、やはり慎重に、名簿を渡しちゃいますと、その名簿がひとり歩きした場合には責任問題になりますので、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） わかりました。

ただ、区長さん、そんなことをする気はありませんと言えば、これはその地区の敬老会ができなくなるんだと思うんですけども、事業をやれば1,000円出すのであれば、町のほうももう少し出し方に改善の余地はないか、お願いをしているわけなんですけれども、これはあくまでも地域の事業ということで考えているんですか。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 行政でできればいいんですけども、行政でやる場合には、全住民を対象にしないと不公平ということが生じますので、これは大変でしょうけれども、本町は昔から地区でやっていただいて、それに対して、わずかですが、補助という形でやらせていただいておりますので、これはあくまでも区もしくは主催団体の判断でお願いしておるところです。あくまでも補助金という形で、町としては支出しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） また、機会があったらお話しします、理解をいただけないようです。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立、2番、3番、4番、5番、6番、7番、10番、11番、13番、14番。起立多数。

したがって、本件は可決をいたしました。

◎議案第46号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第35、議案第46号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件については、去る３月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第１１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第36、議案第11号 平成24年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本件については、去る３月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第37、議案第12号 平成24年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第38、議案第13号 平成24年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る３月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第１４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第39、議案第14号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件については、去る３月６日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第40、議案第15号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にならぬようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎延会について

○議長（菅谷光重君） お諮りをいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（菅谷光重君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

なお、次の本会議は3月15日午前10時から開きますから、ご出席のほどをお願いをいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お世話になりました。お疲れさまでございました。

(午後 4時10分)

平成25年 3 月 15 日（金曜日）

（第 4 号）

平成25年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程（第4号）

平成25年3月15日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第40号 東吾妻町職員定員適正化計画について
- 第 2 議案第43号 東吾妻町土地開発公社の解散について
- 第 3 議案第44号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 第 4 請願書の委員会審査報告
- 第 5 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第 6 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	菅 谷 光 重 君	2 番	佐 藤 聡 一 君
3 番	根 津 光 儀 君	4 番	樹 下 啓 示 君
5 番	山 田 信 行 君	6 番	水 出 英 治 君
7 番	轟 徳 三 君	8 番	茂 木 恒 二 君
9 番	金 澤 敏 君	10 番	青 柳 はるみ 君
11 番	須 崎 幸 一 君	12 番	浦 野 政 衛 君
13 番	一 場 明 夫 君	14 番	橋 爪 英 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 中 澤 恒 喜 君 副 町 長 渡 辺 三 司 君

教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	松 井 秀 之 君
産 業 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	轟 馨 君
教 育 課 長	中 井 充 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	小 林 一 喜	議会事務局長 議係	水 出 悟
--------	---------	--------------	-------

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

毎日、お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しをした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴なされますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には、お返しくさせていただきますようあわせてお願い申し上げます。

◎議案第 40 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第 1、議案第 40 号 東吾妻町職員定員適正化計画についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 6 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
どうぞ。

13 番、一場議員。

○13 番（一場明夫君） 大事なことなので、何点か確認したいと思いますけれども。提案したのが町長で、町長に確認しますけれども、まず計画の期間。24 年度から 28 年度、24 年度はもう終わりですけれども、これを今、計画をつくる理由をちょっと教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、行革推進委員会等でこれを検討してまいりました。そのようなことから、その検討作業の中で非常に慎重に審議をされたということでございまして、その点から、24年ということですれているということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 行革推進委員会というのは議会の行革特別委員会ですか。町の行革推進委員会ですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 両方でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、これを出される前提として、議会の行革対策特別委員会は、了承された前提で出てきたというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この内容につきましては、ご説明の上、審議をいただいております。
(発言する者あり)

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 了承につきましてはとっております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。じゃ、これについて意見を述べられるのかなと思います。私たちがあがる意味、検討を付託している行革の特別委員会で、こういうように、もうある程度方向が決まったんだということになると私も非常に言いづらいので、それを最初に確認させてもらいました。そうすると、私が言いたいのは、まず、これはあり得ないですね。24年度からの計画を24年度が終わる段階でつくるなんてことは常識的にあり得ないと思いますけれども、町長、これで本当にいいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは、以前からの引き継ぎの審議の中で行っていることでございますので、24年度というものが入ってもいたし方がないということになっております。それ以降の計画というものを慎重に、そして重要視して立てているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） はっきりおっしゃったほうが、あとで困らないと思いますけれども。

もっと早くすべきだったものが、ここへずれ込んでいる。で、やむを得ず24年度を組み込んだという説明をしないと、筋が通らなくなると思いますよ。本当に今の答弁でいいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、26年にいわびつ荘を指定管理にするということでございますので、その時点での定員につきまして変更計画を立てる必要があるということでございますので、その関係から多少おくらしてしまったということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 次から次にへ理屈を言うので、失礼しました、理屈を言っていただくんで、つい言いたくなってしまうんですが、いいですか。それが想定されるのであれば、それを想定したものを入れた計画をつくるのがこの計画なんだと思います。余り後で言い繕うようなことはしないほうがいいと思います。少なくとも、どんなに頑張ってみても、町として23年度の末にはつくっておかなかったものが、24年度の末になって出ている事実は変わらないんですよ。いいですか、前に議会で合併当時だったですか、18年夏ごろの臨時会で条例が一本、たしか出すのを忘れていたと、当時の総務課長です。これをさかのぼって認めてくれないかという話が、実はあったことがあるんです。でも、それはどんなことがあってもできない話なんです。そういう内容と同じなんですよ、これは理論的に言うと。だから、条例とかこういう計画は先に出さなくちゃいけない、大切だという意味なんです。町長、私が今言ったようなことですよね、きっと。違いますか。間違っていますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、いわびつ荘の指定管理につきまして、あり方検討委員会で審議をされてきているものでございまして、今年度の2月に答申が出たのでございますので、そういう経緯を踏まえての変更でございまして、よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） こんなところで時間をとりたくはないんですけれども、言っている意味は、理屈はわかりましたよ、町長の言いたいことは。でも、明らかに23年度末までにつくらないてはいけなかったものなんでしょう、これは24年度からの計画ですから。それをつくらなかったのは、どう見たっておかしいじゃないですか。これが正しいというんですか、本当に。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、つくってあるものを変更したということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 24年度から28年度の計画を認めてくれと出しているんでしょう。その理屈は絶対おかしいですよ。もう一回それを言うてみていただけますか、その理屈で。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほどご説明したようなことございまして、変更を生じたものでございます。議会の承認がなかったということにつきましては、こちらのおくれの原因だというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 基本条例で議会の議決事項なんですよ、これ。だから出ているんですよ。いいですか町長、きのうもそうですけれども、前からずっとそうですけれども、議会のその場を何とか言い繕えば過ぎるという考え方ではなくて、ちゃんと反論してくださいよ、じゃ。私が言っているのが間違っているのなら、そういうふうに言ってくれませんか。もう一度教えてください。どういう理由でおくれたかはともかくとして、24年度から28年度までの計画ですから、23年度末にはできていなくてはいけなかったものですよね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、さまざまな審議、その時点でのさまざまな出来事等がございまして、変更等がおくれてきたということございまして、その点につきましては、非常に申しわけないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） こんなところで時間とるのもあれなんで、もうやめにします、それは。誰が考えても、24年度の計画は23年度末にはできているというのは、常識的な判断です。町長はそうでないとおっしゃっている。これが今の町の考え方なんです。きのうから議論していますけれども、条例が先か予算が先かという話と同じですよ。そんなもの、条例が先に決まっているんですよ。その辺の認識がないから、今回みたいにごたごたしているんじゃないですか。意地でも言わないんでしょうから、あくびなんかしている間はないですよ。

（発言する者あり）

○13番（一場明夫君） 今、口あけてあくびしていたじゃないですか。

（「していないですよ」と呼ぶ者あり）

○13番（一場明夫君） あくびではなかったんですね。

（「あくびなんかしていないですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） あくびはしていないという答弁です。

○13番（一場明夫君） わかりました。失礼しました。じゃ、大きな口をあけて哑然とした顔をしたと言い直します。

次に行きます。私は別にばかにしているわけじゃないんですよ、町長。大事なことを、本
当に職員の適正化は大事なことから確認しているんです。

じゃ、次に。そういうふうに言われるから町長にみんな聞きます。いいですか。計画の基
本的な考え方。5ページ、定員適正化の方法、方針が書いてあります。この方針を実現する
ために、何をするか書いていただくのが計画なんだろうと思うんですけども、何をするかとい
うことが書いていないんですけども。ちょっと、私にはこれだと計画として理解できない
んですけども。この方針に向けて町長は何をするというふうに考えていらっしゃるんです
か。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 5ページの上段のほうに書かれてあると思いますけれども、今回の定
員適正化計画は、職員採用の平準化を基本的な考えとするということでございまして、これ
に基づいて行っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） だから、その平準化のために何をするのかというのを聞いているん
です。例えば、これを見ますと、私はこの間出されてから見ただけです。職員の構成があり
ますよね。多分、上の56歳の辺が出っ張っていて、こういうものを平準化したいと言ってい
るんだと思いますけれども、そうすると、じゃ勸奨退職制度等を活用して早期に退職を求め
るとか、そういうことをしていくとかしていかないとかというのが、具体的な計画として盛
り込まれるべきじゃないんじゃないですか。どうですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、ここにも書かれてありますけれども、計画的な
職員採用ということでございまして、職員構成の平準化を図るため、職員の新規採用を計画
的に行っていくということがその方法でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 計画というのは、何をするかというのを書くのが計画なんですよ。

何をしていくかって。じゃ、これ、もう一つ聞きます。人材育成のために何をしていくんですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 人材育成ということでございますけれども、これにつきましては、新規採用職員の採用後の養成のための研修等、定期的に行っておるわけでございますけれども、そういうものを指しているわけでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） もし、それがそうだとすれば、この方針のために、今町長が言ったようなことをやりますと書くのが計画なんです。私は少なくともそういう理解をしていますよ。別に揚げ足をとっているわけじゃないんですよ。町民がこれを見たときに、わかりませんか本当に。それが計画なんです。そう見ていくと、この計画は本当に実現できるのという話になってしまうんですよ。ですから、その具体的なものを入れなかった理由を、町長に今聞いているんですけれども。それは、要するに入れる必要がなかったという判断ですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、この計画につきましては、その大もとの根幹をなす考え方を入れているわけでございまして、その他詳細な部分につきましては、総務課のほうでそれを取りまとめて実施をしているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 余りここで議論になると思わなかったんですが、総合計画をつくりますよね、構想をつくって計画をつくる。ここで具体的になっていくんだと思います。だから、これを見ると、今それでいくと構想レベルの話が書いてあるんですよ、きっとね。それをどういうふうにしていくかというのが計画なんだと思うんですけれども。議会に出すのはこの程度でいいと判断して出したんだと思いますけれども。そうですよね、出ているんですから。だから、私にはちょっとその辺が理解できないんですが。いいですか、じゃ、次に行きます。余りここで時間をとっても悪いんで。

職員の年齢層の大量退職を迎え、職員構成の平準化を図る。これがやはり大きなポイントになるのだと思いますけれども、それでいきますと、8ページですか、定年延長の対応というのがありますけれども、国でそういうふう動いているようですけれども、来年度から再任用の制度ができる可能性があるのかなと思いますが、それを進めると、年齢の高い人たちがまたそこに再任用になっていくとなると、新しい人の雇用に支障が出るような気がします

けれども、その辺について町長はどのようにお考えですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ここにも書かれておりますけれども、その動向を注視しながらということでございますけれども、定年延長になった場合には、希望する方についてその処置をするということになるかと思われましてけれども、そうなりますと、今ご指摘のような新規採用職員を採用するということに、多少の人数的に少なくなってしまうということはあるかと思えます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ですから、どういうふうに考えているかというのをここに書いてはしかつたんですけれども、これを検討する、検討するだと本当の計画とは言えないような気がするので、じゃ、そのために何をしていくかということが計画ですよね。で、この前、委員会で町長に聞きましたよね、うちの町が県下でナンバー2、ラスパイレス指数が高い。それに、町長が答えたのは、年齢構成の高い人が多いからふえてしまったんだというお話をされたと思います。太田市が108.7、それに次ぐのが東吾妻町108.2、2番目ですね。それまでは、努力して県の町村平均まではいっていたかどうかわかりませんが、給与の適正化対策を講じてきたことによって、ラスは少なくともそれなりに落っていたんですね。町長は、町村平均のラスと言っているようでしたけれども。そういうふうに考えたときに、町長が昨年実施した給与削減というか抑制政策によって、それまで97.9で平均的にある程度いていたものが、今年度になったら、国が基準を7.8下げたからというのもあるんでしょうけれども、これはどこの町村も同じですから、そこでぼんとはね上がったんですよね。そうすると、これは直接適正化計画とは関係ありませんけれども、そういったものも当然関連してくるんだと思いますけれども。何らかの対策を打たないとおかしいという話になるんだと思いますけれども。町長は、それはやはり町長のやり方が間違っていたことが数字で出てきているような気がするんですけれども。どうでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ラスパイレス指数につきましては、最近データが出たということでございます。東吾妻町は50歳代の職員の数が多いということでございまして、職員の平均年齢も太田市に次いで2番目の年齢の高さだということでございまして、そのように考えますと、給与もその順にラスパイレス指数もなっているのかなというふうに考えておるところでございます。ラスパイレス指数、これをよく今後分析をいたしまして、これにつきまして、今後

どのような対応をとっていくかということを検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 関連でちょっと今、ラスの話をしてしまいましたけれども、町長がおっしゃっているように、ぜひ検討していただきたいと思います。所管は総務建設になると思いますんで、きちんと、やはりお互いに考え方をつけあわせていける部分があればと思っていますんで、それはぜひ前向きにお願いしたいと思います。そうでないと、町長の言っている町村平均というのにはほど遠い数字になってしまいますので、それはやはり約束は守っていただきたい。ぜひお願いしたいと思います。

あと、一、二点お願いしたいんですが、7ページですか、保育士・幼稚園教諭という部分が（2）で真ん中にありますけれども、職員採用で多様で有為な人材を採用するというふうなことが書いてありますけれども、こういったことを踏まえて、昨年だったですか、社会人枠みたいなんですか、年齢層を広げて採用をしていただく制度というか、募集をしていただいたと思います。私は教育委員会に対してこれは非常にいいことだなと思っているんですけども、正直言いますと、多分、長い間臨時を勤めながら、そのうちに募集があるとチャンス wait していた人たちに、ある程度門戸を開いてくれたのかなと思ったんですけども、実際にはまた年齢の上限を切ったんですね。その上限を切った理由が、たしか副町長に確認したんだと思いますけれども、要するに、共済の加入期間、残りが20年なくては、やはり支障があるだろうと判断をされたんだと思いますけれども、それは理由としてわかるんですけども、本人としてはそこに勤めたくて、今まで努力してきた人がいたときに、たとえ20年いなくてもそれは制約にはならないと思います。そういうところも含めて考えていただくと、もうちょっとフリーにこれが運用できたのかなという気がしたんですけども。こういったことについては、町長、これからも非常に意味限定されない中で、有為な人材を採用するという意味では、ぜひこういったものをしていただきたいと思うんですが、これについては町長はどういうお考えでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、現在の東吾妻町の職員の年齢構成、偏重している状況等も踏まえまして、そのようなものをバランスよく配置をするというふうな点も必要だというふうに考えておりますので、社会人枠も当然の事でございますけれども、そのほかにも考えられるものがあれば考えて行っていきたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 前向きなお答えをいただいたんで、ぜひ期待しています。よろしく
お願いしたいと思います。

もう一点だけちょっとお願いしたいのが、議会に直接に関係ある内容になってしまいま
すけれども、この計画書を見ると、3ページですか、現在の状況がここに書いてあるんだと
思います。議会が3人で0ですから、普通だと24年度は3人でいくという前提のものがある
んだと思いますけれども、実際には2名に削減されました。そういった中で、議会でも、こ
の間の委員会でも言いましたけれども、やはり2名というのは、3名のうちの1名を削ると
いうのは非常に大きな削減になる。10名いて2人削るのとは全く違う。そういった状況の中
で、やはり一旦はそうなったけれども、4月に新採等が来た段階で、もう一度、再度考えて
いただきたいという要請をしてあると思います。町長は支障のないように対応しますという
お答えをいただいております。間近になってきているんですけれども、お聞きしますと、職
員を代表する職員組合でも1名増員というのが出されているというふうにも聞いていますの
で、要求ですね、そういったものを踏まえて、ぜひともその辺については前向きに検討して
いただきたい。それで、私たちにとっていいお返事をいただきたいと思っていますが、その
辺について、町長どうでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点でございますけれども、これにつきましては、職員数の削
減を図ってきている状況の中で、役場内の組織全体を見渡す中で、室長がいなくて課長が兼
務をしているような状況もございますし、定員が削減される中で、その中で仕事を頑張っ
ている職場もあるわけでございます。そのようなことから、全体を見渡す中で判断をしたも
のでございます。今後は、特に特別な理由が発生するということがなければ、私どもは以前に
もお話ししたようなお手伝いをできるものを積極的に行って、事務局の事務が滞ることのな
いように支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 現実には、相当支障があるんだと思いますけれども、1人が忌引きで
休めば、もうこの間も、アンケートの集計をするのに全く協力体制がとれない現実が正直言
ってありますし、例えば、きょうでも何か突発的なことがあれば、事務局が1人で対応する
というというような事態になる。今の段階では兼務辞令が出ていませんからなる可能性があ
る。そういったことを考えると、やはりきちとした体制をとっていただきたいというのが、
議会の考え方だというふうに理解していただきたいと思います。これから内示がそのうちに

あるんだと思いますけれども、それなりのことを考えていただけるというふうに期待はしておきたいと思います。

最後にこれだけ。定数を減らしていけばいいという話ではないんだと思います。町長、やはり必要な人材は確保しておかなくてはいけないんですね。その中で、いいですか、定数はこれだけで抑えますよ。だけれども、こちらに現業が多いんだと思いますけれども、臨時職はちょっと計算できない、私はわからないんですけれども、相当いるというふうに聞いています。そうすると、非常に微妙な問題をはらんでいるんだと思います。ですから、なぜそういうことが起こるかという、本来、町としてやるべきもの、そういったものがきちっと定数の中でやるという考え方があるんだと思いますけれども、それ以外のものに、町が手を出していると言いはないですね、やっている部分があって、臨時とか嘱託職員が多いというような可能性が十分あるんだと思います。そういう意味で言うと、この適正化計画とあわせて、町として本来の町の行政というのはどこに置くべきかというものをきちっと整理した中で、それとの整合性を持ってやっていくという必要があるんだと思います。そういうふうに、町長やっていただくことはできますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のご意見でございますけれども、指定管理、それから施設の統廃合等も、そういった方向を見据えて行っているものでございます。そのような点から、一場議員のご意見をちょうだいいたしましたけれども、今後も行政サービスに滞りのないような定員の適正化というものを図ってまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 前々からよく言うんですけれども、要するに町長はもちろん責任者ですから、町全体を見渡した中で、バランスを見ながらそういう政策を講じていくという役割を持っているんだと思います。ですから、トータル的に物事を整理して出していかないと、定数計画だけ幾らつくっても肝心な部分がきちっとできていなければ、その具現化は非常に難しいんだと思います。その辺のところはちょっと今、計画性という部分で、この町は私が見ていて十分でないというところがあるかなという気がしていますんで、その辺のところをぜひ考えながらやっていただかないと、せっかく計画つくっても具体的なものがないということになると、そのままという話になってしまいますんで、ぜひともそれだけは、最後に言いましたけれども、私が言いたかったのはそこなんで、それをぜひ考えながら対応していただくということを最後に申し上げて質問は終わりたいと思います。最後にコメントがあった

ら、町長お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員の大変にありがたいご意見でございますけれども、これもさまざまな皆様のご意見も取り入れながら、やはり役場組織、東吾妻町の行政を回していく上で、大変中心となる町民の皆さんのサービスに対する一つの大きな基地でございますので、円滑にそして事務が滞らぬような、そういうものをこの役場組織をつくり上げてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。質疑です、どうぞ。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 質問させていただきます。

この問題を論じるときに、いつも私は素朴な疑問を抱くんですけれども、行政改革という旗を大きく掲げて職員と給与の適正化を図るということで、今回職員の適正化ということなんですけれども、まず改革。これは皆さんの個々の受けとめ方というのがあると思いますけれども、私の受けとめ方は、改革というのは現状にメスを入れて血を流すというのが私の考え方なんですけれども、そういう目から見ると、人員適正化計画の中で、4ページの表を見ると、逆ピラミッドというところちょっと言い過ぎかもしれませんが、平成18年を基準として人数がこれだけ減っていますよと、職員数は減っていると、目標を達成しましたという表現がありますけれども、この表を見る限りでは、定年あるいはその他で自然減があって、この表の下の方を見ると、最新10年で採用した職員が15名、10年で15名ということは、自然減を補わない形で採用を抑えてきた。そういうことが一番大きな要因として人員が減りましたというのは、ちょっと言葉がきついかもしれませんけれども、身を削る努力じゃなかったんじゃないんですかというふうに私は解釈しています。そういう面で言うと、あと改革という言葉の解釈と、もう一つは適正化という話があって、じゃ何が基準で適正であるか適正でないかという、そこが曖昧なんです。例えば、職員数の適正化というのは、行政事務の総量を把握して、それに基づいて何人要りますと。行政事務の総量に比して多いとか少ないとかの議論がないと、前提として事務総量の把握がないと適正化は論じられないというのが私の考え方なんです。ですから、そこを、町のほうは適正化を論じるときに一番の前提の仕事の量をどのように把握されているんでしょうか。まず、最初の質問なんですけれども。町長、お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 仕事量の把握というものは大変難しいものでございまして、これは一般的には端的に数字的なもので出てくるものではないというふうに言われております。そのようなことから、以前からこういう場合には人口なり、産業構造とかそういうものを勘案した類似団体、同じような市町村、そういうものを見比べながら対応をしていると、措置を行っているというのが現状でございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 改革という旗を掲げている以上は、類似公共団体を見ても参考にならないと思います。いわゆる民間企業はどうか、ほかの企業はどうかということ参考にしないと、改革というには値しないというふうに私は思います。今、町長のお答えの中で、行政事務の総量を把握しにくいということをおっしゃいましたけれども、そうすると全体が崩れてしまうんで、あれなんですけれども、今、住民の皆さんのニーズというのは多様化しています。ですから、はっきり言えば、事務総量はふえているんじゃないんですかと私は思います。それは一つの見方なんですけれども、全体の総量を把握するのが難しいということであれば、じゃ改革という旗を掲げた以上は何をするんですか。そこをお聞きしたい。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、私たちが目指すべきものは、経費を抑えながら最大の効果を町民の皆様にお与えができるように、そういうものを目指していくのが改革だというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） この議論は余り先に進まないんで。では、事務総量が把握できなければ、改革するということになると、職員皆さん一人一人の事務スキルのアップなんです。そういうことからいって、職員の皆さんのスキルをアップする対策というのは、具体的にどのようなものをとられているかをお聞きします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、職員の人材育成の方向性を定めるということで、東吾妻町人材育成基本計画というものを24年8月につくったところでございます。これに基づきまして、目指すべき職員像、それから、これから求められる能力に向かって人材育成、自己啓発、職場研修等を行いながら各人材の育成を行って、町民の皆様によりよい行政サービスを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 先ほど言いましたけれども、ニーズが多様化する中で、行政事務というのは、量はふえていると思います。その中で、ここで上げているのは、幾人減らしましたよと、減りましたよと。いわゆる削減計画ですから、私は一方的な議論というか考え方だなと思っているんですが、削減ということから言うと、改革の旗を掲げている以上は、人を減らすということになればいろいろの壁があると思います。私が思いつく限りは、組合との厳しい交渉、そういう姿が町民の皆さんにも見えて、スキルアップも含めて全体的にそういうふうに進めていかないと、私は改革という名前には値しないというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 茂木議員のご意見も一つのものだというふうに思っております。いずれにしても、我々は町民のニーズに応えるために最善の努力をしていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 大体意見は言いましたんで、今、説明を伺ってこの資料を見る限りは、本当に汗を流して本腰で改革をするという姿勢が私は印象として感じられません。最後に、意見として言わせていただきます。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 私は行革の特別委員会の委員でもありますし、先般、執行部から説明を聞きましたけれども、そういう中で、総体論として質問をしたいと思うのですが、よろしくお願いいたします。

定員管理適正化計画、地方公共団体で自治法の中に認められている東吾妻町でありますから、その範囲で計画を立てて物事を進めればいいんでしょうけれども、総体論から見ると、やはり国の交付税を、普通交付税30億円、そのほか補助金やいろいろ含めると40億円というような額をもらっている83億円の予算を組んだ状況下では、やはり、一つのこういう適正化計画を町民に知らせながらやっていくのが妥当ということであろうと思います。なおかつ、当町では議会基本条例を制定して、その中でこのような計画を議会に付すということになっておりますし、それには公務員・企業実態の調査の明らかなもの、それから公務員定員管理調査のこの計画ですよね、こういうものを明らかにして町民に理解を得ることが、議会基本条例の中にうたってあるんだと私は解釈しているわけでありまして。そういう中で、今

後、そういう計画を出すのに沿って、もう少し詳細に目標を立てて計画を提出していただくということをしていただかないと、なかなか町民の理解を得られないんじゃないかなと思うので、その辺のところをお願いするんですが、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 橋爪議員から定員適正化計画、きめ細かな計画をつくっていただきたいというふうなお話でございます。今後はそういうものを、現在の計画をより詳細に検討する中で、ご意見の方向に進めてまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 類似団体を見るとか、計画にはいろいろなものを取り込みながら適正化計画をつくるということで、年齢層という問題やいろいろありますけれども、この町は職員1人当たりの人口比は非常に少ないんじゃないかと思うんです。群馬県下でも今1番なのは、吉岡町が相当人口がふえているということで、職員1人当たりにしても相当な人口数なんだと思うんですが、ただ、それだけが基本ということではありませんけれども、そういうものを参考に、全国的にこれは定員管理というものはやっていることでありますから、そういうものを参考にもう少し詳細なものを計画いただければと思っているところであります。質問がまとまりませんが、そういうことを含めて計画をぜひ立てていただきたい、立つというか、これをなおかつ目標を定めてやっていただきたいとお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたとおりでございますけれども、今後もこの計画をさらに充実をさせていきたいと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに、ありますか。

（発言する者なし）

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので……

12番、浦野議員。

○12番（浦野政衛君） 一言申し上げておきますが、この議案について、やはり私も町内で町民の方からいろんなお話を伺いますけれども、やはり役場サイドに用足しに行った際に、本当に1階のカウンターのところを通っても、朝一番で行くと職員が下のほうを向いてしま

って、顔を見合わせたときに、本来なら「おはようございます」と「ご苦労さまです」と、そういう言葉が欲しいと。そういうのが全然聞こえないんだよねという話をしょっちゅう聞くんですね。やはりそれは町のトップの人が、当然職員に対してそういう指導を徹底しないからそういうものが伝わっていかないのか。また、その個人個人の町職員としての自分の気持ちの持ち方、そういうものが個々にはあるのかもしれませんが、やはりいろんな郡内の町村の役場サイドへ行ってみると、本当に職員の方がすぐ出てきて、どこの課に用でしょうかと。そうするとその課まで案内してくれて、カウンター前でここにかけお待ちくださいというふうな案内をしてくれるようなところも非常に見受けられます。そういうのがほとんど欠けているような状態が、この東吾妻町の体制なんですね。だから、今何人かの議員さんが質問しましたが、やはりその意識改革、またいろんなものが含まれた中でそういうものが育っていくのかなと。新しい職員については、町長さんは研修だとかいろんなものをやっているというふうなことを申していますけれども、やはりそういうものを根底から、一つの教育ですよ、そういうものを波及していただきたいというものをお願いしておきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 自由討議です。どうぞ。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 先ほど質問して納得できなかったんで、自由討議をしておきたいと思いますけれども、1つは、やはり24年度からの計画を24年度が終わる段階になってつくる、これを認めろと言われても私には非常に難しい。これが1つです。理由はわかります。でも、明らかにそういう意味でいいますと、執行部が準備なり手順がおくってしまったという現実があります。町長はそれを認めようとはしなかったですけども。だとしたら、わかりませんけれども、25年度から29年度、1年飛ぶかもしれませんが、そういう選択肢もあるんだと思います。まして、先ほどから私たちが言っていることは、これから取り入れて検討していきますということは、町長としては、これがある意味、完全なものではないというような認識もやはり持っていらっしゃる部分があるんだと思います。すると私が言ったように、もうちょっと具体的な、こういうふうにしていきますというのを書いていないと、計画としてはやはりちょっといただけないというのが正直な感想です。それと、やはりほかの全体的ないろいろな行政執行の中での位置づけで、総合的に物事を考えてこうですというものもやってほしい。そういったことを考えると、現時点での計画がとても十分とは言えないというのが、それを申し上げて私の自由討議とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） ほかに。自由討議でございます。どうぞ。

9 番、金澤議員。

○9 番（金澤 敏君） 行財政改革特別委員会の委員長として、ちょっと一言、言っておかなければなと思ひまして発言させてもらうんですけども、私ども委員会の中で、この基本計画というか定員適正化計画の説明を受けているわけなんですけれども、私ども各委員が、この計画案に対してさまざまな意見を出しているわけなんですけれども、基本的には何も私ども委員の意見が反映しているというようなことはないわけで、以前もらった資料と今回出された資料を見てもほとんど変わっていないです。これでは、何のために委員会が開かれ、各委員が真剣にこの問題について発言していたのか。そういうことが、やはり委員長としてはつらいところがあるなと感じております。そういう点で、スキルアップの話なんかも当然出っていて、そういう文言が入ってくると、そのための特別委員会ではないかという形でありました。そういう点で、委員会で無駄な時間を潰してしまったかなというような、ざんきの念にたえないということを申し上げて、私の自由討議とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 自由討議でございます。ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかにないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 3 番、4 番、6 番、7 番、10 番、11 番、14 番、起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前10時57分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午前 11 時 10 分）

◎議案第 43 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第 2、議案第 43 号 東吾妻町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 6 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
どうぞ。

13 番、一場議員。

○13 番（一場明夫君） 委員会でも確認したんですが、どうなのかなと思ったんで確認だけしておきます。理事会で解散の確認ができているという話なので、それは尊重する考え方をしていますけれども、私も過去にこれに携わったことがあるんですが、この町がいろいろ工場誘致をしたりしたときに、多分それを先行取得するような形の中で土地開発公社ができ、その後は住宅団地を造成して販売とか、そういったものも取り組んできました。それで一定の成果があったのは事実なんだと思いますけれども、これがなくなることによって、もし仮に町がそういう事業に取り組むときに公拡法の適用等が受けられて、優遇税制、当時は 1,500 万円控除だったような気がするんですが、今はちょっと変わったか確認してありませんが、そういったものが、もしやる時には受けられなくなるとかということが当然生じてくるような気がするんですが、これ廃止してしまっって、その辺について出資していた町として、支障が出るということはないという判断で提案されているということではよろしいでしょうか。余り町長ばかり聞くと悪いから、総務課長に確認します。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 議員おっしゃったとおり、3 月の理事会で解散の方針が示されております。確かに、この公社がなくなりますと優遇税制等はできなくなるわけでございますけれども、現在この公社、今までの流れを見ますと、ここのところ経常経費のみの支出がずっと続いているということでございますので、公社の存在意義のほうが大分薄れてきているのではないかなというふうに考えられます。ですから、今回の解散に至ったのかなというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

町長に最後にお聞きしたいと思いますが、これから政策として、先日も企業立地促進条例ですか、そういったものができました。ということは、当然町としてそうしたものを推進していくんだという考え方を持っていらっしゃるんだと思います。それともう一つは、これから町の子育て支援をする。そういった中で、町に子供たちを持つ親に住んでいただくというような意味で住宅団地造成とか、そういったものを含めていろいろな施策を講じていくという考え方を町長が持っていらっしゃるような気がしたんで、その辺との整合性について、こういう理由なんでそういうものは直接町がやるんでいいんだよと。当然、町が直接やるんであればいいんですけれども、先行取得的なことは当然できなくなるといいますんで、そういったものを踏まえて、今の総務課長の答弁でいくと、とりあえず存在意義が薄れてきているというような説明だったと思いますけれども、これからそういうものを町長が構想として、考え方の中で、町の計画としてやっていく上で支障が生じることだけではないですね。それだけ最後に確認させてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のご意見でございますけれども、今、住宅用地につきまして残っておりますので、子育て支援事業としてそういうものを活用していくということは考えられますので、支障が出るようなことはないと考えております。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第44号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第3、議案第44号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎請願書の委員会審査報告

○議長（菅谷光重君） 日程第4、請願書の委員会審査報告を行います。

請願1号 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）」事業等導入促進に関する請願書については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありま

すので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇)

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） 報告申し上げます。

去る3月6日の本会議で、総務建設常任委員会へその審査を付託されました請願1号「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）」事業等導入促進に関する請願は、企画課長さん、産業課長さんの出席のもと、説明員として大塚秋則さん、小池孝さんの2名に出席をしていただきました。説明員の方から詳細な説明を受けたわけではありますが、請願書を町側に出した後に、代表の大塚さん、小池さんともども町側との協議を重ねて、この事業の取り組み窓口が企画課に決まったような説明もございました。そういった中で、企画課の中に扱いの窓口も職員も誰だかに決まったというふうなことであります。そうなりますと、当然総務建設常任委員会で改めて請願の審査をする必要はないのではないかという意見も出されたわけではありますが、やはりこういう状況を見ますと、常任委員会としては、当然これは採択せざるを得ないのではないかというふうな結論になったわけではありますが、これは実際、平成23年4月に既にこのプロジェクト交付金というふうな法が農林水産省のほうで施行されているというような状況であります。全国的にもこのプロジェクト制度を利用している事業に踏み切っていると。特に、これを出された地域では、昨年の11月に活性化プロジェクト交付金を受けるための萩生地区の活性化検討委員会も立ち上げており、また、この活性化の検討委員会としては、1つのエリアの中に町内の観光案内板や公衆トイレ、休憩所といったさまざまな事業に取り組んでいきたいというふうな考えがあるようであります。これが町の企画を通してこの交付金をいただければ、そういう事業に取り組んで一つ一つつくり上げていって、後には、この活性化の委員会で維持管理をしていきたいという申し出の中で、総務建設常任委員会といたしましては、全会一致で採択というふうなことで、本会議におかれましてもお取り計らいくださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 報告は終わりました。

委員長に対する質疑を行います。どうぞ。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 自由討議を打ち切ります。

続いて、討論を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

請願２号 年金2.5%削減の中止を求める意見書の請願については、去る３月６日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、ご報告申し上げます。

昨年11月16日、衆議院解散をめぐって国会が混乱している中、十分な議論が行われずに「年金2.5%削減法案」が可決成立しました。それに対して、2.5%削減の中止を求める意見書の提出の請願であります。文教厚生常任委員会としては、趣旨採択といたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 報告は終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（菅谷光重君） 確認をしているところでございます。そのままの姿勢でお願いします。

2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、以上です。起立多数。

したがって、本件は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定をいたしました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（菅谷光重君） 日程第 5、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いをいたします。

初めに、総務建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 文教厚生常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） ハッ場ダム対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をいたします。

去る 3 月 12 日、第 1 から第 3 委員会室において、町長、副町長、総務課長、企画課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

当委員会に付託されている調査事項の集中改革プランに関することと、町営施設運営に関することに対し質疑を行いました。

まず、企画課長に、前日の3月11日に行われた全員協議会で説明があった第2次集中改革プランの平成24年度進捗状況のより詳細な説明を求めました。これは、昨年の3月議会中に報告されてから約1年間の進捗状況ですので、より時間をかけて調査研究することが重要との考えからです。

課長の詳細説明の後、各委員からさまざまな質問や意見が出されましたが、まずは事務事業の見直しの項で、会計管理者の独立が本来なら25年4月に行われるはずでしたが、1年先延ばしになったことに対し、違法ではないが適切ではないとの認識があるとのことなので、一刻も早く実施を求める意見が出されました。学童保育も坂上、岩島に設置されていないことから、早急に取り組むよう意見が出されましたが、町長は必要な施設と理解を示し、設置に向けて取り組む用意があることを答弁いたしました。

民間委託等の推進の項目では、特別養護老人ホームいわびつ荘の売却の判断についての質疑がありましたが、あり方検討委員会の審議により、指定管理者制度の導入という答申が出たことで、その方向で進めるとの答えでした。

同項目内の日帰り温泉施設岩櫃城温泉センターについては、行革推進本部施設部会においては、他の用途に転用する方向となっているとの文言が表記されていることに対して異論が出されましたが、本部ではなく施設部会の検討段階で決定したとの説明であり、本部決定ではないことが確認されました。

さらに、定員・給与の適正化の項では、ラスパイレス指数が県下2番目なのは年齢構成が高いとの説明があったわけですが、仕事の質と量を町民目線で考慮する必要があるのではないかと意見が出され、それに関連して人事評価制度がちゃんと考慮されているのかとの指摘と疑問が出されました。この人事評価制度は、本来なら25年度から実施すべきところ、24年度は係ごとの評価で、25年度は本格的に実施すべきところ、25年も試行の段階であるとの報告がなされました。

駅前再開発問題や庁舎建設問題も議論となりましたが、具体的なものが示されないことで継続的に検討することとなりました。

ほかに、パブリックコメントに関してもよい結果が出ていないことに対し、しっかりと分析を求めるとともに、実質公債費比率の改善、この改善されたことへの分析と、さらなる改善に向けて努力することを望む意見も出されたことを報告いたします。

集中改革プランの各項目に対し、この当報告以外にもさまざまな質疑と応答がありましたが、これは割愛させていただきます。

1年ぶりの進捗状況の説明がなされたことでもあり、集中改革プランについて当委員会は今回特に集中的に調査、研究を行ったわけです。第2次集中改革プランは、平成25年までの計画ではありますが、第3次をにらんで、さらなる改革のスピードを上げることが求められると思います。

よって、委員各位で、今後も担当課を通じて精力的に調査、検討をすることといたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 東日本大震災復興対策特別委員会。

東日本大震災復興対策特別委員長。

（東日本大震災復興対策特別委員長 須崎幸一君 登壇）

○東日本大震災復興対策特別委員長（須崎幸一君） 東日本大震災復興対策特別委員会のご報告を申し上げます。

3月定例会中の3月12日に、中澤町長及び副町長、本多町民課長、中井教育課長、丸山産業課長、加辺建設課長、土屋上下水道課長の出席をいただき、委員会を開催いたしました。

最初に、本多町民課長を含め4人の課長より資料説明を受けました。

資料等の説明でございますが、町民課では除染対策事業の実施状況、放射能測定器貸し出し状況、放射線量の測定状況について。

次に、教育課長より、管内幼稚園、小学校、中学校の空間線量測定結果とスポット除染について、今後の測定除染について。

次に、産業課長より、東京電力への損害賠償について、放射性物質検査について、群馬県における出荷自粛、再放流要請水域及び養殖を除くヤマメ、イワナの原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の水域について。

次に、上下水道課長より、水道水、下水道汚泥、汚泥肥料（農業集落排水）の放射性物質の測定結果、汚泥処理方法について、東京電力への賠償金請求、入金状況について説明を受けました。

委員各位には、そのほかに東部衛生センターの震災がれき受け入れ数量の資料及び今までの当委員会の調査研究経過報告書を配付いたしました。その後、委員の意見や町側の回答説明を受けました。

委員より、当委員会の今後のあり方として、震災がれき受け入れの期間延長がないことが確認されたので、今後については廃止する方向での提案がありました。ほかの委員からも賛成を得られたものと判断をいたしました。

以上、委員会報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 次、中学校統合等対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件については、お手元に配付のように各委員会からの申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会からの閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

◎町政一般質問

○議長（菅谷光重君） 日程第6、町政一般質問を行います。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（菅谷光重君） 11番議員、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

今回の質問であります、町政懇談会について。また、障害者のスポーツと雇用について。そして、ぐんま緑の県民税（仮称）導入後の政策についての3点であります。

その取り上げた理由でありますけれども、新年度は町長が今までの3年間の実績に基づき、

町民に何を訴えて1期目の最終年度の町政運営をするのか。そのための広聴活動として、また平成25年4月からの法律改正や県条例の新設制定に伴う、当町の姿勢について具体的に取り上げまして質問をするものであります。

まず、町政懇談会についてであります。去年は町政懇談会の参加者が少なかったというふうに思っておりますが、今後は多くの参加を促すことと、町民の声を聞く姿勢としてテーマを決めて、それを中心にして懇談会を実施する検討も一つの考え方であると思います。

昨年実施した町政懇談会の成果と課題はどのようなことが挙げられますか。今年度も実施すると思いますが、その時期と町政懇談会に町が期待するものを具体的に示すとすれば何かをお聞きいたします。

次に、障害者のスポーツと雇用についてであります。

このことにつきましては、健常者と障害者の区別がなくスポーツや仕事ができる環境づくりが大切であると思います。最近、マスコミによってパラリンピック等で障害者スポーツが取り上げられて、注目を浴びることが多くなりました。障害者雇用促進法は、身体障害者と知的障害者の雇用を義務づけております。民間企業に一定割合以上の障害者雇用を義務づける法定雇用率が、この4月に現行の1.8%から2%に引き上げられます。障害者の就労機会を広げることが目的であるとされております。このことにより、企業の雇用義務は強化されます。企業側の体制づくりが今日求められるものであります。

そこでお聞きいたします。

町としてどのような施策を検討しておられるのか。

2番目として、福祉の町づくり施策の一つとして考えたとき、他の町村と違った独自のものがあれば示していただきたいと思います。

3番目といたしまして、これからの福祉政策の位置づけとして推進するためにすべきことは何でしょうか。

次に、ぐんま緑の県民税、これは仮称となっておりますが、導入後の政策について質問をいたします。

木材価格が大幅に下落して林業の衰退が続く中で、山村の過疎化、高齢化が進み、山林の荒廃化が進んでいるように感じられます。そうした環境を少しでも改善するように努力することの必要性を強く感じます。群馬県はこの4月より5年間の期間で、事業費として年間8億2,000万円、5年で41億円の事業を考えています。その項目の一つに、市町村提案型事業として年間2億6,000万円があります。この事業にぜひ当町も参加して、町の森林整備に活

用すべきであると考えますが、町としてどのように考えておられますか。

以上のことについて質問をします。

○議長（菅谷光重君） 町長、答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎幸一議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町政懇談会についてですが、町政懇談会は、町の行政施策等に関する情報を開示することにより、町民の町政に対する理解と信頼を得るとともに、多様化する町民ニーズを伺い、公正で透明な行政を推進するために開催をしております。なお、昨年の町政懇談会につきましては、6月に5地区で開催をいたしました。参加者は延べ60名でございました。25年度につきましても町政懇談会を開催する予定でございますが、できるだけ多くの方の参加をいただけるよう、開催時期や開催方法を検討してまいります。

2点目の障害者のスポーツと雇用についてですが、障害者のスポーツ事業としては、地域生活支援ピアサポート事業として各種サークル活動を実施しております。障害者やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流活動を支援することが目的であります。具体的には、バトミントン等の軽スポーツや、サイクリングなど広域圏の事業としてあがつま相談支援センターの相談員が開催をしております。身体を動かしながら運動不足の解消や仲間づくりに役立っております。吾妻郡身体障害者福祉団体連合会では年1回、郡内持ち回りで体育館内での綱引き、ゲートボール等の軽スポーツを行っております。県民スポーツ祭、群馬県障害者スポーツ大会も毎年秋に開催をされており、町からは毎年陸上競技と輪投げ団体に参加をしております。

障害者の雇用についてですが、吾妻地域自立支援協議会の就労部会を隔月で開催をしております。就職希望者の支援状況を確認しております。構成メンバーは、特別支援学校や公共職業安定所、施設などの担当者及びあがつま相談支援センター相談支援専門員、行政となっております。情報交換や情報提供などを行っております。平成24年度は、2月現在15名の採用が決定しており、内訳は知的障害者9名、身体障害者4名、精神障害者2名となっております。平成25年4月1日からは、障害者の法定雇用率等が改正をされ、民間企業では現行の1.8%が2.0%に、公共団体等では2.1%が2.3%に引き上げられます。対象は従業員50名以上で、郡内には24事業所あり、21事業所が法定雇用率を達成しております。未達成事業所につきましては、引き続き働きかけをしていく所存でございます。

今年度の特別支援学校卒業生は9名で、そのうち7名の就職が決まりました。町といたしましても、就職に向け自動車運転免許や居宅介護従事者、ヘルパーでございますが、この資格を取得した場合には補助金を交付するなどの支援をしております。また、就職してからも支援ワーカー等が職場を訪問し、働き続けられるような支援をしております。

このように関係各機関と協力し、障害があっても地域社会の一員として、その人らしい生活を営むことができるよう、障害者の自立と社会参加を実現することを目標として、さまざまな施策を推進してまいります。

3点目の森林環境税としてのぐんま緑の県民税（仮称）でございますが、この導入後の政策についてでございますが、ぐんま緑の県民税は利根川の上流に位置し、多くの森林を有する群馬県が進めている制度であります。これにつきましては、吾妻郡町村会は県内でいち早く森林環境税の創設について県知事に要望を提出をいたしました。木材価格の低迷が続いているために林業が衰退し、荒廃した森林が増加しております。森林は林業経営のほかにも多くの公益的な機能を持っておりますが、林業としての整備がされなくなった森林を適正に整備、保全するための財源を確保し、森林を再生、整備する対策の費用に充てられます。年間の税額は個人の県民税均等割に年間700円を上乗せいたします。法人には法人の県民税均等割に7%に相当する額を上乗せして、平成26年4月1日導入を目途としております。ぐんま緑の県民税は、豊かな水を育み、災害に強い森林をつくり、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するという2つの目的を方向性に掲げ、この目視すべき方向性を実現するために、水源地域等の森林整備、ボランティア活動や森林環境教育の推進、市町村提案型事業等、制度運営に係る事業で取り組むことになっております。森林が持つ公益的機能には、豊かな水を育む水源涵養機能、自然災害を防止する土砂流出防止、土砂崩壊防止機能、地球温暖化防止を図る二酸化炭素の吸収機能、人に安らぎを与える保健休養機能がありますが、整備がされなくなった森林ではそれらの機能は十分に発揮できなくなりますので、森林の持つ公益的機能を回復させるために、この財源をもとにして森林整備を進めていくものでございます。詳細については現在検討中のことでございます。東吾妻町では、森林面積は1万9,676ヘクタール、森林率77.6%と森林が多く、吾妻川や温川など多くの清流があります。この森林整備にも、価格の低迷から林業経営に対して意欲がなくなったり、過疎化や高齢化などの理由で管理の行き届かない森林が多くみられます。荒廃した森林は、野生鳥獣の生息場所になると言われております。野生鳥獣による農作物被害対策としても、耕作地域に近い里山の保全活動は有効な方法と考えておりますので、ぐんま緑の県民税制度の

詳細が決まりましたら十分に活用してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） どうもありがとうございました。

メモがしっかりとれなかったもので、もしかするとお答えいただいたものをもう一回聞くようなことがあるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

最初に、町政懇談会についてでございますけれども、昨年実施したその懇談会の成果としては、非常に参加者が少なかったんですが、町長としてこんな成果があったよというような部分で具体的に何かあれば。それと、もう一点、参加者が少なかったということで、今具体的に時期と開催方法をこれから検討するというようなことを言われましたけれども、この時期というのは、昨年たしか6月だったと思うんですが、その辺がまた変更になるような現段階で町長が考えておられる、もしもう少し、6月ではなくて9月ごろとか具体的にそういったものがあれば。それと、あと開催方法と言われましたけれども、これは多分、町民の人が参加をしやすいような、そういうことだと思うんですが、周知徹底をどのように図るかというようなことが、この開催方法の中に含まれるのかなというふうなことも思っておるんですが、その辺について、今町長が考えられる、思っておられることを言っていただきたいんですが。お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 1点目につきましては、各地域を回らせていただきましてお話をいただきました。各地区にさまざまな課題がありまして、その点につきまして、詳しく各課長も掌握をしたというふうに考えております。また、町民の皆様も我がふるさと東吾妻町について、本当に心配をされている、そういう気持ちがわかりました。東吾妻町の記事が新聞になかなか出ないと、出ると悪い記事が大きいような雰囲気もあるというようなことも聞いております。そのようにご心配をなさっておりました。本当にありがたく思っておるところでございます。今後も各地域の皆様のご意見を伺いながら、この町、行政に生かして、町の発展のために努力をしてまいりたいと考えております。

また、町政懇談会の周知方法、開催方法等でございますけれども、人数が少なかったということでございます。今後はホームページの利用、また防災無線、それから区長様等への協力の要請依頼等も、今後改善をしながら周知をしていきたいというふうに思っております。開催につきましても、町政全般ということでございますけれども、その時期に合ったテーマ

を特に決めてやるということも考えられますし、開催場所等も検討し、今までは平日の夜ということが多かったわけでございますけれども、今後は土、日ですとか、また昼間、夕方というふうなことも検討材料として考えておるところでございます。具体的に時期等につきましてはまだ未定でございますけれども、なるべく多くの皆様にご参加いただけるような、そういう時期を選んでまいりたいと思っております。いずれにしましても、町政につきまして多くの皆様にお聞きをいただき、そしてご意見をいただくということが大事だというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君）　ここで本当に途中ではありますが、休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午前11時57分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午後　1時00分）

○議長（菅谷光重君）　続けてどうぞ。

11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君）　町政懇談会について、若干もう少し質問をさせていただきますけれども、昨年の参加者が少なかったということを、先ほど私も述べましたし、自主的な参加者60名というような数字を町長のほうから報告、お話がございましたけれども、その中身を見ますと、現実的に一般の町民の方、何人かというふうなところでいきますと、議会議員の我々議員がほとんど参加をしておりますので、それを差し引くと、どうも各地区五、六人の方ぐらいで、足して5地区ですから、この半分ぐらいが自主的な一般の町民の方の参加であったような、そんなような気がいたします。

そんなことで、議会のほうも議会報告会という形で、開かれた議会、活性化された議会、まして、またなるべく町民との方と接する機会を多くするために議会報告会を開いております、その中での参加者とどうしても比べてしまうんですが、昨年におきましては90名ぐら

いだったと思うんですが、90名まで行かないと思うんですが、ちょっと正確な数字は八十数名だと思いますけれども、かなりの方にやはり関心を示していただいて、その前の年に比べれば大分参加者が多かったというふうなことでございました。多分、これはテーマ的に学校統合の問題とか、いろいろ地区によって関心度があつたような気がするんですが、そういったことで、私も先ほど最初の方にテーマを決めた状態で懇談会を実施したらいかがですかということで、町長もそれについて、そんな形のことも検討するよということをおっしゃいましたが、1点だけ、昨年の参加者が少なかった問題について、しつこいようではありますが、私の認識の中では、周知徹底をさせる方法として、前回はたしか文書は回覧だと思ったんですが、毎戸配布ではなかったですね、毎戸配布でしたか。私の中では回覧というような形だと思ったんですが、毎戸配布だったんですか、その辺だけちょっと教えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 周知方法につきましては、前回毎戸にチラシを配布して参加を呼びかけたということでございまして、それ以外に、今後は先ほど申し上げましたようにホームページですとか防災無線ですとか、それから各地区の役員の区長さん、そのような方々にご協力もいただいて、より一層ご参加をいただけるような懇談会にしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） そうすると、私の記憶違いだったというふうに思います。申しわけありません。毎戸配布はこれからも続けていただきたいというふうに思いますので、約束をしていただきたいと思います。それから、本当に町民の皆さんの貴重な意見を聞く懇談会という部分については大きな意義があると思いますので、これからも毎年継続的に開催をしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、25年度につきましても実施をしたいと思っております。また、議会の皆さんの報告会もございまして、前回もそれとずらして町政懇談会のほうを繰り延べしたというふうな経緯もございまして、時期をなるべくうまい時期に重ならないようにやっていきたいというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 参加者が少なかったと思いますが、参加した町民の方のお話

を聞きますと、ぜひ毎年開催をお願いできればというふうなことを言われておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、障害者スポーツと雇用についてでございますが、町への雇用もそうなんですけれども、企業のほうの紹介等の相談窓口を開設することも検討する余地があるのではないかなと思うんですが、今、町長は発言の中で、たしか相談窓口がどこかにあるような説明があったと思うんですが、その辺のことについて若干説明をもう一度お願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 障害者の雇用につきましては、吾妻地域自立支援協議会の就労部会を隔月で開催をしております。そして、支援状況を確認しておるということでございます。また、特別支援学校、それから公共職業安定所、あとあがつま相談支援センター等が集まって情報交換、情報提供などを行って、雇用情報等をお互いに交換しながら推進に努めているところでございます。24年度には15名の採用が決定したということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 吾妻地域就労何とかと今言ったのでちょっとわからなかったんですけれども、町の中には町長部局の中にその相談窓口みたいなものが開設してあるんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 吾妻地域自立支援協議会就労部会と今申し上げました。これにつきましては、町ではなく郡内の町村の担当職員で協議会をつくっております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひ、もう一步進んだ形で、町の中での相談窓口等を開設することを検討していただきたいと思います。

障害者スポーツの普及についても、福祉の町づくり宣言をしているこの町として恥じないよう努力されることが、これから大切であるというふうに思っております。

それと、私としての提案というんですか、町としても促進をするための施策の一つとして、企業に対する奨励金というのが当てはまるかどうかわからないんですが、奨励金等の創設を検討することはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的なご提案でございますけれども、障害者一人雇っていただけれ

ば年間幾らかという奨励金だと思いますけれども、そのようなものも今後協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 促進をするための施策として、ぜひよろしくお願い申し上げます。

また、町ではこの高等養護学校の実習生の受け入れや企業への実習の紹介等をしたらいいと思いますので、ぜひその辺も検討していただければありがたいかなと思います。障害の種類や程度、個性も異なるために、かなり難しい面がたくさんあると思いますけれども、しかし私はやはり検討の余地はあるというふうに思っております。障害者に優しい町としてのイメージづくりにつながるように思っていますので、ぜひ町長お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、具体的に2つのご提案があったわけでございますけれども、今おっしゃったように、東吾妻町は福祉の町づくり宣言をしていますので、障害者の雇用について、今後具体的な施策につきまして検討課題として受けとめて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、ぐんま緑の県民税（仮称）でございますが、導入後の政策について再質問というか、続けて聞きますけれども、市町村提案型事業というふうな形で県のほうの事業項目の中にあるかと思うんですが、具体的には示されておりませんけれども、これは参加する意思があるというふうに町長は先ほどの説明の中ではされたと思うんですが、それは間違いのないということでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） はい。この制度の一つの目玉的なものでございまして、町といたしましても、この事業に沿ってこの制度を活用していきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 年間2億6,000万円、5年間ですけれども、そういった中でこの事業が行われるようでございますので、県下いろんなところが手を上げるような気がいたしますので、町の森林整備の活用のために、ぜひお願いをしたいというふうに思います。速やかな計画等を立てていただいて、事業化に向けて努力をされることを願っております。群馬県

やまた隣接町村との連携もあっていただき、この事業を進めていくことが一つの方向であると思いますので、ぜひその活用に向けて努力をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、26年4月に向けて、県でも今詳細を検討しているところでございます。町村の境界部分等は連携して実施したほうが有効な事業もあると思いますので、詳細が決定をいたしましたら、町の森林整備と鳥獣被害をなくすなどの取り組みを行ってまいりたいと考えております。また、この事業の実施段階では、吾妻森林組合との連携協議も必要でございますので、その点につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） よろしく願いいたします。

最後に、全般的に申し上げますけれども、町民の皆さんが期待するものは何かをよく把握していただいて町の事業をこれから実施していただき、また町民参加を促すために、わかりやすく理解を得て説明を行うことが必要であると思いますので、とかく時間の制約の中で、従前なやり方の踏襲であったり、また説明不足になってしまうことが多々あるような気がいたしますので、町民との共通理解の必要性を私は強く感じております。町民皆さんの不安のない、夢と期待の持てる町政運営を私は中澤町長にお願いをするところでございます。今までの町政におけるさまざまな課題について町民の声を真摯に受けとめて、町民参加の町づくりにぜひ取り組んでいただきたい、そのように思います。

以上、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、須崎議員のご意見も真摯に受けとめまして、今後も町民の皆様のご意見、意向というものを的確に捉えて町の行政を執行してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、10番議員、青柳はるみ議員。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） それでは、一般質問させていただきます。

議長の許可を得てパネルを用意いたしました。

読書の町に。当町は、読み聞かせの団体が長い間各教育機関に出向き、活動してくださっています。その中には、郷土の物語を見事な絵本にしてつくっている団体もあります。小学校での朝読書、公民館での読み聞かせ、それにより本が好きになった子も多いと思います。子供たちはゆっくり、そして確実に本に親しんでいると思います。小学校で老人会と楽しむ日があり、縄ないや竹を使った竹とんぼづくり、お手玉づくりを教えてもらった後、読み聞かせがありました。そこでは箱島湧水の榛名湖伝説、槻の木から兵隊さんが出征して行った槻の木の物語、東北の民話を秋田から嫁いでこられたお嫁さんが秋田弁で語りました。大好評で、子供たちより老人会の方たちのほうが喜んで、また聞きたいと言っていました。また、生まれて10カ月の赤ちゃんが保健センターで健診の後、公民館で読み聞かせをしてもらい、ブックスタートの絵本をもらっていきます。そのために畳のコーナーも設けられています。そのブックスタートのマークを職員がつくってくれて、このようなものです。職員のお手製でこんなかわいらしいものが、ブックスタートのときにこれが印刷されたかばんを持って帰ります。中央公民館の玄関に入りますとこれら整然と並べられた本があり、読みたくなるような環境をつくっています。また、ほかの公民館でも読書環境のための工夫をされています。これらを見るときに、読書環境の素地は町にはあると思います。近い将来の学校再編による空き校舎の活用、地域で子供たちの交流が少なくなる懸念などの課題克服のため、学校での読書活動を地域ぐるみで取り組み、読書を通じて子供と大人の交流、地域間の交流が生まれると思います。地域とともにある学校、それぞれの組織のつながりでお互いに連携しながら地域の子供たちを学校とともに育てることを目的とした教育連携、学校の資源を活用して地域住民の学習活動とその成果の活用の推進、こうした地域力を生かした学校支援を提案します。

そこで、当町の現状ですが、人口規模に対し図書購入費はどうでしょうか。図書館司書ですが、司書というのは本のコンシェルジュというのだそうですが、図書館司書がいればいいのですが、規定では12学級以上ある学校には置くということを聞いています。国語の先生がその役目を果たしているのだと思いますが、学校でいつも誰かがいる図書館にするために町

の人を活用してほしいと思います。通学の際の見守り隊と同じボランティアです。経済危機のゆとりのない精神的に厳しい今だからこそ、文化、言葉の力が大切だと思います。読書で賢くなるとは限りませんが、つらいことや迷いに直面したとき、よい本と出会えば大きな助けになります。自分だけの不幸と思い込んでいることが、文学により不要な孤立感に苦しまずに済むこともあります。いじめや自殺の問題への処方箋として読書を掲げる大人が余りにも少なすぎるという児童文学者の意見が新聞に載っておりました。読書の町を宣言している自治体は全国に多くあります。読書環境を整えるための公民館での図書の充実、図書館の設置などが考えられますが、今ある団体を大切にしながら一人でも参加できる読書サポーターの登録など、事務局を社会教育でできればボランティアが安心して取り組めると思います。大人と子供の人材育成として取り組んでいただきたい。

以上、提案いたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳はるみ議員のご質問にお答えをいたします。

当町における読書の環境整備につきましては、中央公民館、各地区公民館に設置してあります図書館で行っておるところでございます。これらの図書でおおよそ3万冊程度を用意してございます。また、新刊図書の入れかえは、県による市町村支援図書として年間6回、3,000冊程度の入れかえを行い、郡の巡回図書では、年間80冊程度入れかえを行っておるところでございます。町民の皆さんへの貸し出しの充実を図るため、中央公民館内におきましては、1階ロビーを図書室として畳を敷いて町民の方がいつでも利用しやすいように整備をいたしまして、また各地区公民館においても、ロビーに本棚を設置いたしまして、利用しやすい工夫とあわせ、お知らせ版におきまして図書の紹介を行っているところでございます。

なお、学校においては、昨年度光をそそぐ交付金によりまして、各小・中学校で1,500万円ほどの図書の購入も実施しております。また、各地域の読み聞かせ団体におきまして、地区公民館で月2回程度の読み聞かせ活動と保育所、幼稚園、小学校などで月1回の読み聞かせを行っております。ブックスタート事業においては、中央公民館におきまして保健センターで行われる乳児健診時に絵本を配布し、親と子で本に親しんでもらえるようスタッフを配置しております。

このように、町内においてもいつでも図書と触れ合える環境づくりを行い、町民が読書を

通して幅広い知識の習得が得られるよう取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 具体的な町長のお考え、これからの計画ということをお聞きはできませんでした。いろんな先進地ですとか、町の読み聞かせのイベントがあります。そのときにまた見ていただいて、ぜひ読書を中心にした町の活性化というものも考えていただきたいと思います。

これの質問に先立って、妙義中学と伊勢崎にちょっと視察をしてまいりました。読書のまちを宣言している「読書の街いせさき」というんですけれども、これが「よみたん」とかいふあひるのようなキャラクターもありました。そのときに、市ですからもかなり読み聞かせのグループがいっぱいあって、平成19年に文科省の自治体の読書活動を推進する指定都市にもなったわけですから、それだけで終わりにしないということであつないでいるわけです。生涯学習課で読書サポーターの登録の事務だけして、あとはボランティア団体がやっているということでした。また、妙義中学ではいつも誰かがいる図書館ということで、図書館のところに町の人一人なんですけれども、2時間ぐらいずつ交代でボランティアに入っているということで、いつもそこにいる。また、教室に入れない子が図書館に来る、一人ぼっちでいるんじゃないでそこにいる。また、その図書館サポーターのボランティアの方が布絵本をつくってみたり、今話題の本を紹介してみたり、そういうところに応募するのは本が大好きな人ですから、いろいろ工夫して生徒が読んでくれるようにということで、非常にかわいらしい図書館でありました。昨年視察した大子町でも読書のまちということで、本をめぐるさまざまな取り組みをしていました。町だけでやるのではなくて、県全体の読み聞かせグループをまとめる連絡協議会長がいて、そこでは絵本作家を迎えたり、質の向上のために勉強会を開いています。そこに乗っかれば資金を使わずに勉強をしてもらえますし、ネットワークを広げてそのような団体を活用して、静かな地道なことですけども子供と大人の人材育成になります。これから庁舎建設、また学校再編の町の形が少しずつ変わってくるかと思いますが、そこに町長、ぜひ図書館というものを視野に入れていただきたいと思いますが、お考えを伺います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、中央公民館、そして各地区の公民館等に図書室があるわけですが、これから新しい庁舎等を建てるということになれば、やはりそういう図書室スベ

ースと言われるようなものがあれば、また非常に図書環境整備には大変いいと思っておるところでございます。ご意見の点も十分に今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 今、考えていただけるということでありましたが、今ある団体を大切に、そこを核に読書サポーター、団体に入るのは大変だ、1人ならいける、2人ならいけるという町民もいると思います。そんな方たちも読書サポーターとして参加できるような枠組み、また今やっている読み聞かせグループを大切に核とするために、今さっき申し上げました県行事の中でも読み聞かせの協議会長がいるぐらいですから、絵本作家を招いたり、紙芝居の人、「セロ弾きのゴーシュ」とか「銀河鉄道の夜」などは音楽も入ってきます。音楽も入れた読み聞かせ、そういうものがあります。県費でやっているんですから、そこへ今ある団体を、バスだけお借りして勉強してくださいということでやれば、ふだん地道にやっている団体の方にも光が当たりますし、非常に勇気づけられるし、町からも気にかけていただいているということが伝わると思います。郡の中でも年に一回、教育事務所のコーディネートで読み聞かせグループが一堂に会した発表とかイベントがあります。そこで絵本作家や紙芝居を招いて学習する日があります。そこで、当町でも2団体が参加していますけれども、その中で旧六合村地区でゼペットという人形劇団があります。たまたま県のほうで発表したらすごく評判がよくて、県中央、東のほうまで遠征してやっているという団体もあるぐらいです。お母さん方の力というのは非常にすごいものがありますので、ぜひ光を注いでもらいたいと思います。非常に地道なことでありますし、そんなに費用もいらないことです。ただ町民の力をお借りしなければならないことです。ぜひ本の力という、言葉の力というものを青少年の育成にも役立てていただきたいんですけれども、町長、本の力というものをどのように感じていらっしゃいますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 以前に、太田公民館での子供たちへの読み聞かせのチームの最初の読み聞かせ行事のところへ立ち会ったことがございます。子供たちには非常によいことだと、また子供たちも大変喜んでおりました。やはりそういうような読み聞かせ団体、今後の育成の上でも大変重要なことだというふうに考えております。本の力というものは、やはり子供たちの将来のためになくてはならないものだというふうに考えておりますので、今後とも町

といたしましても読書について力を入れてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたしますします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 町長にも槻の木とか榛名湖伝説を見ていただいているかもしれませんが、本当に町の人々の力というのはすごいもんだなと思って、立派なものです。ぜひ町民の力、そういう人材を生かしていただきたいと思います。ぜひ社会教育で少しまとめをしていただければできることだと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。前向きにお願いしたいと思います。学校再編の中で、今ある学校の中で町民、町の人々が学校の中に入るのは大変かもしれませんが、また、反対に先生方も町の人が入って読書してくださっている時間というのはほっとするという声もありましたので、ぜひ推進していきたいと思っていますし、町のほうでも応援をしてリーダーシップをとって、町長お願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員のご提案につきまして、今後町といたしましても推進する方向で考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（菅谷光重君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、9番議員、金澤敏議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） それでは、通告に従い、私の一般質問を行いたいと思います。

まずは、小規模校の教育をどのように充実させていくのかであります。

中学校統合説明会の席で小規模校のデメリットが取り上げられていました。切磋琢磨や競争ができない、人間関係が固定されてしまうなどですが、そういう意見が出ていました。まさにこの当町といたしましては、小学校は原町小学校を除けば小規模校で、少人数学級になっているのが現状です。これをどのようにデメリットを取り除いて、子供たちが伸び伸びと学校で生活していけるのか、これが大切なことだと思っております。

さて、世界的に見れば、特にヨーロッパ諸国では一学校100人程度が主流だそうです。○

E C D加盟国の平均で小学校の1学級は21.4人、中学校は23.5人となっております。このことは、小規模校や少人数学級でも教育の効果は何ら変わらないというのが当然ではないでしょうか。日本に転じてみれば、最近出された国の学級規模に関する検討会議の中間報告、2011年9月28日に行われておりますが、少人数学級については、学習行動、出欠、不登校に効果があると明確に述べています。国立教育政策研究所調べですが、少人数学級導入後のほうが授業中集中するようになった生徒の数のデータが出ています。前年より7人以上生徒数を減らした学級は、1学期末から2学期末にかけて成績が向上した生徒の学校の割合は、「向上」が81%、「変わらず」が19%に対して、前年から比べ7人未満の生徒数の変化の学級は、成績の「向上」は67%、「変化なし」が17%の学校となっております。これも、このときの文科省の中間取りまとめによって出てきた数字です。欠席率の変化は、これは児童1人当たりの欠席日数ですが、この例に関しましては、2001年は4.1人の欠席日だった平均的な1人の子の数字ですが、2002年から少人数学級導入後は、その年は3.4人、03年は2.9人、04年は2.8人、05年は2.9人となっております。これは山形県の教育委員会が調べた全県の全小学校の調べですが、この資料もこの検討会議の中間報告のときに出された資料です。

今述べた数字は小学校1年生だけのデータですが、少人数学級への保護者の評価もまたあります。この中に出てきているのは、先生がきめ細かく対応は「非常に感じる」と「ある程度感じる」を合わせると、保護者の評価は94.9%、「子供がクラスになじむ」は両方合わせて97.1%、「子供が勉強好きになった」84.2%、「子供が落ち着いた」は84.6%、「教室にゆとりが感じられる」は96%と高い数字が出ております。

さて、当町のことです。特にデメリットのことでありますが、当町の小学校はそのほとんどが小規模校の少人数学級です。小規模校で少人数学級はデメリットがあるという判断をするのであれば、このデメリットを解消や緩和してやるのは町長と教育委員会ではないでしょうか。速やかに方策を講じるべきではないかと思いますが、具体的な施策を伺いたいと思います。

質問の2つ目は、大阪市立桜宮高校の事件を受けて、群馬県でも県教育委員会が調査を行ったと思います。当町の実態はいかがだったでしょうか。ぜひ報告をしていただきたいと思います。

体罰は直接暴力的なものに目がいきますが、言葉の暴力があることは以前から保護者から伺っています。改善はできているのか伺いたいと思います。

3つ目は、食育に関してお聞きします。

当町は食育基本法により、平成19年に食育推進計画、名づけて東吾妻元気プラン、東吾妻町健康増進計画、食育推進計画を作成しております。プラン作成時からの取り組みの具体例や成果を示していただきたいと思います。

国は平成23年度から27年度までの第2次食育推進基本計画を定めましたが、当町の第2次食育推進計画はどのようなになっているのか教えていただきたいと思います。新たな給食センター建設計画の中で、現在の食育教育に対して、それよりも増して強力な取り組みが行われるのか、具体的な施策を答えていただきたいと思います。

後は自席で質問させていただきます。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、金澤敏議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の小規模校の教育の充実でございますが、適正な学級規模については、学校教育法施行規則におきまして、12学級以上18学級以下を標準とするとなっております。このことから、町の実態は小規模校であると考えております。また、小規模校と少人数学級につきましては、学校全体の人数と1クラスの人数を指していると思われまゝ。東吾妻町の小学校におきましては、5小学校全部が少人数学級に当てはまると思っております。

小規模校としてのデメリットとして、学級対抗ができない、競争意欲が乏しくなる、1学級で男女の割合に著しい偏りが見られる、多様な考えの児童との出会いが少なくなる、友人関係の固定化、クラスがえなどの新たな人間関係を構築する経験ができない、集団でのスポーツ競技が十分できないなどが言われております。このように、小規模校におけるメリット、デメリットいろいろありますけれども、学校の活力を維持、発展させるためには一定の学校規模であることが望ましいことから、統廃合が求められると考えております。議員各位におかれましても、住民の意見や思いをお聞きしていただきまして、これからの検討に参加をいただきたいと考えております。

次に、2点目の学校現場の実態でございますが、群馬県教育委員会から2月4日付で体罰実態把握調査の依頼があり、管内小・中学校全校において教職員への聞き取り調査及び保護者宛てのアンケート調査を実施いたしまして、そのとりまとめを行い、県教育委員会へ報告をしたところでございます。その結果、中学校1校で教師及び保護者から1件同事案の報告

がございました。その内容は、清掃せずに上履きで玄関の土間におりていた生徒を数回注意したが聞き入れなかったため、1回生徒の尻を蹴ったというものでございました。なお、体罰の根絶につきましては、県教育委員会の通知などに基つき、管内校の指導に努めているところであります。

3点目の地域の中で育てていく学校食育教育ですが、町全体としては、食育は知育、体育、徳育の基本をなすものと位置づけられ、学校現場においても力を注がれているところです。また、行政といたしましてもプラン作成時より各方面との連携を強化しており、保育所おやつ講習会、幼稚園歯磨き教室における食育講話、幼稚園、小学校低学年と保護者に対する親子食育教室、中学生に対する郷土料理教室など実施しており、保育所食育推進会議も月1回定例会として定着をしているところでございます。

平成25年度は、生活習慣病予防に対する取り組みとして、町内各中学校の養護教諭と連携し、保健師、保育士による指導を計画しております。

第2次食育推進計画はどのようなになっているかでございますが、平成19年3月に作成をした計画は24年度までの計画ですので、早急に第2次計画を作成してまいります。前計画は健康増進計画を主にした計画となっておりましたが、第2次計画では、法的拘束力の強い食育計画を全面に打ち出した計画にしたいと考えております。また、食育推進計画では、産業、教育、保健各分野の参画を求めていますので、庁内関係各課との協議を早々に進めたいと考えております。また、教育関係では、食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るには健全な食生活は欠かせないものです。現在、各学校における食育の推進として食事の重要性、楽しさ、望ましい栄養のとり方、地域の食文化に接するなどについて栄養士や地域住民の方に参加をいただき、講演会や料理講習会を実施しております。これらには保護者にも参加をいただき、学校、家庭、地域それぞれが連携をした取り組みを行っております。また、地域の方にご協力をいただき、農作物の栽培、収穫体験も行い、食物を大切にし、生産者に感謝することもあわせて行っております。

このように、給食の時間以外にも、関連教科においても食に関する指導推進をすることで、学校全体で総合的に食の推進を図っております。

給食食材においては、地場産の食材を6割程度使用しており、これについては今後もできるだけ多くの地場産の食材を使用し、児童・生徒に対し地元の農業を知ってもらうこともあわせて推進し、献立においてはセレクト給食やリクエスト給食を設け、子供たちが食事に興味を示し、栄養について学ぶ機会や、ナイフとフォークの日などマナーについて学ぶ機会等

も設けております。なお、平成25年度においては、特別配置として太田小学校へ栄養士が配置をされ、これまでの4人から5人体制になることから、栄養指導を含めこれまでの取り組みを充実させ、児童・生徒が健全な食生活が送れるよう食育の指導推進をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） お答えどうも。

まずは、最初に出しました小規模校の教育の充実という点でありますけれども、町長、小規模校に対するデメリットをおっしゃっていただいて、それを解消するためには統廃合もというようなことをおっしゃったんですけれども、その辺はもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） デメリットということでございます。これにつきましては、やはり学級数が少ないということでございまして、1学級でございますと、当町でおきますと幼稚園から中学校まで10年以上ですね、同じ人たちで教育がなされているというふうなことでございまして、そのような面で教育上の問題が出てくるということでございます。学級数が少なければ学級対抗の競技もできなくなるということでございます。また、一つのクラスでずっと長年にわたって教育をするということは、なかなか競争意志がなくなってしまうということでございます。そのような点で非常に人間関係が固定化してしまうということだというふうに考えております。やはり学校全体の活力、子供たちの活力、成長力というものをさらに高めるためには、一定の学校規模が必要だというふうに考えているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） また同じような答えだったんですけれども、私は前段で、小規模校の少人数学級もこのような教育的メリットも、地域もそうなんですけれども、出欠席や学習の向上等のことを述べたわけなんですよね。で、それに対して小規模校はデメリットがあるんだということがメーンの町長答弁だったんですけれども、単純に、じゃまた中学校統合と同じように小学校統合を目指すと、きょうここで宣言するようなことになるんじゃないでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのご質問は何かわきへそれていくような話でございますので、ここ

でお話することではないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 9 番、金澤議員。

○9 番（金澤 敏君） わきにそれていくという話ではなさそうな気がするんですけどもね。私はそうやってデメリットしか町長が出してこないということは、そのようなことなんだなと感じてしまいます。

私は小規模校、少人数学級においてもやっていくやり方はあるんじゃないかと、それが一つ今まであった臨海学校、海の家ですね、寺泊に行って各学校の子たちが集まって一緒に生活を、2泊3日でしたっけ、行うということはすごく有意義なことだったと、私の子供を見ているともそう思いました。そこで知り合った子たちと中学校3年の受験期が始まるぐらいまでずっと文通などやっていましたし、あと部活で練習試合や大会があるときも、気楽に話をして友人関係をつくれたということでもよかったということを聞いております。ことしはその臨海学校がなくなるということに伴って、104万円かけて交流事業を行うということで、これも本当にいいことだと思います。各学校間、確かにカリキュラムとか行事予定がびしっと決まってしまうから、これをふやせといってもすぐにはできないということはわかっております。ただ、この回数をふやすことによって各学校での交流が深まっていけば、小規模校でも少人数学級でもいい結果が出てくるんじゃないかと。私はデメリットを取り除くというのは、そういうことではないのかなと思っていたんです。でも、町長の考えは、基本的にはクラス対抗ができないんだと、覇気がなくなっていくんだとか、そういうことしかおっしゃらないんだったら、本当に小学校も統廃合する、そういう方向でいいんですねと聞きたくなるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この点につきましては、今後町民の皆さんのご意見ですとか、教育委員会委員の皆さんのご意見等も十分にお聞きをしまして、この点につきましては、今後の課題だというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 9 番、金澤議員。

○9 番（金澤 敏君） 中学校統合説明会の中で、生きる力というような表現もよくされておりました。確かに生きる力、必要ですよ。でも、この言葉が出始めたというのはいつごろからか。そう考えると、いじめ問題等があって子供たちが自殺をすると、この数が多く生まれた時期から生きる力というような言葉になってきたわけですよ。ひ弱い子どもをじゃなくす。ただ裏を返せば、私が感じるのはもう新自由主義で、本来子供は素直に健やかに伸び

伸びと心豊かに育ってほしいという考えではなく、競争に負けるな、負けたとしても当然死を選ぶなというそういう方向へ持って行って、いじめがある学校をどう改善していくかというような方向からちょっとずれたような感じではないかと感じているんですよ。そのことについて町長、どのように感じていらっしゃるでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） いじめにつきましては、それぞれ各校で防止対策をしっかりとやっているところでございますけれども、やはり子供たちは長い人生の中で同じ環境で生きていくということではございません。やはりさまざまな環境へ移ったとき、しっかりとそれが自分自身で対応していけるかということだというふうに考えております。そのような中で、やはり小学校、中学校、高校と、そういう中でその力をつけていくというのも一つの教育であるというふうに考えておるところでございます。悪い面ばかり出ているようなご意見でございますけれども、そのようなことがなくて、やはり子供たちのためを思って教育をやっていくということに基づいております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） そのとおりですね。物事には裏と表があるように、いい方向から見ることで悪い方向から見ることで、重要です。確かに、だから私だって生きる力を否定しているわけではないし、やはりしっかり生きていってもらわなきゃいけないと思っています。ただ、どうもこのところのずっといろいろな議論を聞いていますと、だめなものは去って行けというような、そういう方向の中で負けるな、負けるなと競争させて、どんどんプレッシャーかけて、それが生きる力につながっていくんだというような論法が強すぎるんじゃないかと感じてならないので、一言言いたかったわけです。

これが2つ目のバスケット部の主将が自殺した問題につながるんですけれども、この体罰的なもの、今1例があったというような話がありましたけれども、言葉の暴力というものは一つもなかったんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 突然のご質問でございますので、戸惑っておりますけれども、そういうものにつきましては、私は聞いておりませんし、ないと思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 私が聞いたのはちょっと五、六年前のことなんで、現在ではないんですけれども、教師からの言葉の暴力によって不登校になり転校を余儀なくされたというお子

さんの親から話を伺ったことがありましたんで、その先生は基本的には手は絶対出さなかったということなんです。全て言葉だったということで、だからなかなか表面に出なかったと。うちの子だけが我慢すればいいんだということで、その親は子供を転校させたということを知ったもんですから、どこまでしっかりとこの問題をこの町が考えているのか、その辺を聞きたかったわけです。

きっと、今町長がないものと思いますという答えだったので、ないとは思いますが、そういうことを常に教育委員会を通じて目を光らせていただきたいと思います。

3点目の食育に関してのことをちょっとお聞きしますが、私はずっと町長の答弁では、しっかりとこの町は食育を行っているということをお聞きしました。ただ、私がネットで調べてこの町も出しているという東吾妻町元気プラン、これが出ているということで取り寄せようと思ったらいんですね。ネット上にも載っていない。今、事務局からやっとなんて探してもらったらあるんですけども、食育に関してはこのページ2枚だけなんです。これよくこの町が食育をやってこられたなと思ったのが今の感想です。だから、計画元気プランという、あと食育推進計画というものが、私が見る限りこれで本当に食育ができるのかなというような内容でもばっちりやっているということは、そのスタッフたちがすごいということしか言いようがないんですけども、これからまたゆっくりとその辺は研究してみたいと思いますけれども、しっかりと町長が、この町が食育を推進しているということをお聞きしましたんで安心いたしました。

その中で、地場産のものを使って、食材ですね、給食をつくっているということなんですけれども、どのくらいの量を年間使っているのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどお答えをいたしましたように、食材におきましては地場産のものを6割程度使用しているという実績でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 6割。それはすごいですね。それはどこからどのようなルートで入っているのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地場産食材が6割というのは、県内産の食材6割ということであります。それ以外に、東吾妻産の食材も使っているわけございまして、それにつきましては地元生産者とか商店とかというところから入れておるものでございます。量的にはそれほど

は多くないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 食育で一番大事なのはこの地産地消ということであって、この町で生産されているような食材を使うというのが一番の食育の眼目であるんじゃないんですか。それが少ないとか、それはどのくらいの少なさなのか、数値を出していただきたいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり給食におきましては、同じもの、同じ品質のものをそろえるという点で、地場産オンリーということにはなかなかいかないということでございます。地場産のもので多いものは、イチゴですとかリンゴですとか、それからジャガイモといったようなものが多く使われているということでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 食育、何かどうもちよっと心もとなくなりましたよね、今の答えを聞きまして。子供たちの中で食育をやっていく、この地域を愛する気持ち、そういうのを育むために地産地消ということを訴えているのがこの食育だと思うんですけれども。何か今の答えですと心もとない。本当にやっているのかなという、ちょっと疑念が残ります。

もう時間がないので次にいきますけれども、この食育推進計画なんですけれども、24年度でおしまい。早くつくらなければいけない、これを職員適正化計画が25年が目の前になっていても24年度の数字が入っているのと同じようなもので、これを国の推進計画を受けて早急に取りまとめる必要があるんだと思いますけれども、もう時間がないのでこれでおしまになりますけれども、いつごろ作成するのかははっきりと聞かせてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、地場産食材の件でございますけれども、これにつきましては、地元の生産量と使用する量がなかなか満たしていただけないというふうなことでございますので、そういうふうなことからイチゴですとかリンゴですとか、そういう特別なものになってきているということでございます。

また、食育推進計画につきましては、平成19年から24年度までの計画ということでございますので、早急に第2次計画を策定するというところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で、金澤敏議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を2時20分といたします。

(午後 2時10分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

(午後 2時20分)

◎発言の訂正について

○議長（菅谷光重君） 町長から発言が求められておりますので、これを許可いたします。

町長、どうぞ。

○町長（中澤恒喜君） 須崎幸一議員の一般質問の中で、町政懇談会の周知方法について、前回の場合の周知方法を毎戸チラシ配布と申し上げましたが、各班でそのチラシを回覧していただいたというのが本当のところだということでございますので、訂正をしておわびを申し上げます。よろしくお願いいたします。

◇ 山 田 信 行 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、5番議員、山田信行議員。

(5番 山田信行君 登壇)

○5番（山田信行君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

通告の内容ですが、もう少し具体的に細かく明記しろということなので、全文を出させていただきました。今後注意したいというふうに思っておりますのでございます。

皆さんご承知のように、東吾妻町の出入りに設置されております自動体外式除細動器、いわゆるAEDに関する質問をさせていただきます。

国のAEDの使用のあり方検討委員会の報告を見ますと、全国の病院以外における突然死の死因のほとんどが心室細動という病名であると報告されています。また、現在119番通報で、救急車が現場に到着するまでにおおよそ12分という時間がかかっておるそうです。その間の救急治療が何ととっても命を救う大きな鍵になります。そこで期待されるのが、心臓に強い電気ショックを与えることにより、心臓のけいれんの状態を正常な状態に戻すAEDであり、突然死の命を救う随一の最も効果的な方法とされています。突然の心肺停止の死亡者は、交通事故死亡者の4倍から5倍とされています。そばに居合わせた人が一刻も早くAEDを使い、心臓の働きをもとに戻し、あわせて心肺蘇生法を継続していくことが救命にとって不可欠であります。年間の心肺停止、心臓がとまる発生数は全国で2万人から3万人とも言われています。当町でも86名程度の方々が心臓に関する救急搬送が行われているということでございます。AEDの利用は医療行為であることから、医師や救急救命士、航空機の乗務員等が認められていましたが、厚生労働省が示した方針では、アメリカやイギリスなどはAEDの利用の講習を受講した一般市民によってAEDの利用が普及し、救命活動の成果を上げているということでございます。そこで、AEDや信頼性の評価が確立されたということで、日本国内でも救急の場合に、突然居合わせた一般の方が使えるようにということで認められました。

2つ目に、空き家、空き店舗、地域力の強化、今後の活用方法についてお尋ねいたします。衣食住という言葉を目にします。それぞれが世の中の動きによって大きく変化してきました。衣食住の中の住について触れたいと思います。

町内でも空き家住宅、空き店舗等の建物が少しずつ目立つようになってきました。地域によつての考え方にもよりますが、放置することにより景観や防犯、防火上問題があるというふうに思います。また、地域の活性化、流動化を阻害しているのではないかなという感じもしております。リーマンショック以降、不動産不況も落ち着いたようですし、最近、少し中古住宅の動きも活発化したように見られます。東吾妻町でも、空き家住宅等の情報を集約し、現在家を探している方、処分したい方、そういったものの対策を考えていかねばと、そんな時期に来ているというふうに思います。空き家問題が悩ましい点は、所有者の私有財産であるため、現行の法律ではあくまでも所有者の管理責任に委ねられております。ご近所の迷惑等もあると思いますが、第三者が勝手に解体、撤去、処分等もできないのが実情でございます。

そんな中で感じられるのは、空き家の対応について相談する窓口がない、空き家物件の活

用チームを考えられないか。空き店舗の活用、また空き店舗の商業利用への補助事業、そのようなことを考えて、施策についてお尋ねいたします。

各商業地、平らに申せば廃業、倒産、いろいろな個々の事情があると思いますが、空き店舗もふえつつある中、他町村、行政関係、商工会議所、商工会等、既に動きを始めているところがございます。例えば変ですが、店舗を貸したいという人がいたとしても、「軒先を貸して母屋をとられる」という言葉がありますけれども、そんな不安を感じられるんではないかというふうに思います。また、田舎定着者、田舎で暮らしたい方、かなり望まれているということでございますが、都民の中にも約13万人程度の方がおられるということでございます。東吾妻町も受け入れ態勢の検討を考えていかれたらいかがでしょうか。先ほど申しましたが、問題点は所有者の私的財産であるため、現行法ではなかなか難しいということですが、一歩踏み出した施策も必要だというふうに思っています。

以上、自席に戻り、続けて質問をさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、山田信行議員のご質問にお答えをいたします。

AEDに関する関心は年々高まっておりまして、当町におきましても役場や保健センター、国保診療所、各小・中学校や各温泉施設、町民体育館などの公共施設の計20カ所に設置してございます。設置形態ですが、役場、保健センター及び一部の温泉施設は、日本赤十字群馬県支部より寄贈、国保診療所は独自に購入、学校及びスポーツ施設などはリース契約を締結している状況でございます。設置をされたAEDがいざというとき確実に機能するためには、日ごろの保守管理が重要でございます。寄贈されたものはバッテリーの残量確認など、日常点検を職員が実施をしております。リースしているものにつきましては、リース会社で定期的に点検を実施しております。救命効果の向上を図る上でも、AEDの設置は公共施設だけでなく民間企業においても必要であると考えます。今後も町民の生命、身体を守るために町内全域への積極的な普及啓発を行って、設置の拡大を図っていきたいと考えておるところでございます。

次に、空き家、空き店舗、地域力の強化、今後の活用法についてですが、現在の当町における空き家対策につきましては、平成24年度に発足をいたしました群馬県空き家活用・住みかえ支援協議会の会員として、一般社団法人移住・住みかえ支援機構のマイホーム借り上げ

制度を活用して、支援する窓口を企画課に設置をしているところでございます。しかしながら、空き家移住希望者と移住・住みかえ支援機構との間を橋渡しする協力団体となる群馬県宅地建物取引業協会吾妻支部内に本制度に参加する業者がなく、現在まで実績がないのが実情でございます。今後は、宅建業協会吾妻支部に対し継続して協力依頼をし、参加業者を求めていきたいと考えております。また、産業課と連携して、田舎暮らしを望まれる方に対し、田舎暮らしの魅力の一つでもある農業と空き家を結びつけて移住希望者の要望に応えられるよう、農地や耕作放棄地に関する情報の共有化を図り、より多くの地域力の強化を検討していきたいと考えております。

今後、議員ご指摘のとおり空き家物件が増加し、放置されたままで倒壊のおそれのある空き家に対しましては、景観、防犯、防災上の観点から行政機関としても対応窓口等を含めた施策を検討していかなければならないと考えております。また、空き家店舗につきましては、当町においても郊外型の大型店の出店などにより、食料品小売を初めとした地域に密着し、生活用品を販売する店舗の廃業が見受けられます。特に、連檐した商店街を形成してきた原町地内の商店街については、廃業による空き店舗や店舗除却による空洞化が目立ち、従来の商店街の様相を大きく変えている状況にあります。商店やサービス業の廃業は住民生活に支障を来し、また空き店舗の存在は生活環境の問題や犯罪の温床にもなりかねず、町の景観を損なうなどの地域の活力の低下などが懸念をされております。群馬県では、商店街活性化支援事業として、商店街のにぎわい創出イベント、商店街の空き店舗や空き地の有効活用を図る事業などに補助する制度がございます。また、県内の市町村の中には、独自に空き店舗対策を行っている市町村もございます。当町の商業の振興、発展につながるよう他市町村の事例を踏まえ、商工会とも協議をしていきたいと思っております。

また、今定例会でお認めをいただきました企業立地促進条例により、新設、増設及び移転するものに優遇の措置を行えますので、こちらの条例の活用も期待していきたいと考えておるところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 回答ありがとうございました。

20カ所設置しておるということでございますが、今までAEDを使用したことがあるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。また、大人と子供、パットといいますか、ちょっと胸に当たるものが違うそうでございますけれども、その辺の利用率もちょっとお話をしていただければというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

ちょっと町長待ってください。

○5番（山田信行君） 私、かなり疲れておりますんで、別に回答はよろしいと思います。

今後、新設することということでございますけれども、いろいろ調べると、日赤からいただいたもの、またリース、買い取りというようなことがありますけれども、買い取りという選択肢、その辺はリースとはどう違うか、ちょっと確認をしたいんですが。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、検討の時間の間にまた次にいつてしまいましたので、お答えを申し上げます。

AEDの使用実績についてですが、平成22年の秋に、天狗の湯で心臓疾患のある女性が足湯で倒れまして使用した実績がございます。一分一秒を争う心肺停止の現場に居合わせた際、ためらいなくAEDによる救命活動を行うには、救命措置に必要な知識や技術を繰り返し学んでしっかりと身につけていただくことが大切でございます。そのための講習会につきまして、日赤群馬県支部や消防署職員による出前講習会等がございますので、広く利用を呼びかけていきたいと思います。学校では、定期的に教職員やPTAの方々と講習会等を実施しているところでございます。また、今お話に出ましたパットにつきましては、ちょっと実際の数字というのがわかりませんが、小学校等は小さめのものだというふうに考えておるところでございます。町といたしましては、今後、受講者にその必要性について理解を深めていただき、再受講の促進に努めると同時に、町内のさまざまな団体や個人が講習会を受けられる機会をふやすことが大切であるというふうに考えております。AED設置事業所を対象とした定期的な講習会なども検討していきたいと考えておるところでございます。

また、AEDの設置につきましては、社会体育施設においては町民体育館、町スポーツ広場、あづま総合グラウンドに設置されております。登録されているそれぞれの利用団体に対しまして、設置場所の周知をしているところでございます。これらのAEDにつきましては、メンテナンスを含めまして3年間のリース契約で設置をしておりますが、利用実態につきましては、平成20年度より設置しておりますが、使用実績はございません。また、学校施設におきましては、管内小・中学校全てに設置をされております。利用実態は現在まで一度も使用されておられません。また、管理につきましては、メンテナンスを含め5年のリース契約でございます。やはりリース契約のほうが、管理につきまして専門家の方が常に時期を見てチェックをしてくれるという点で有利だというふうに考えております。また、講習会につま

しては、毎年教職員やP T Aを対象に消防署員を講師に招いて講習会を行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 5 番、山田議員。

○5 番（山田信行君） ありがとうございます。

今言われた講習会、平成16年7月1日にA E Dの的確な管理ということで、厚生労働省から義務づけられたということで、数回市町村に届けが出ているということでございます。また、電気ショックを行う時間が1分おくれるごとに7%から10%の生命が低下し、5分以上の心肺停止で脳障害が起きると、大変なことだというふうに思っていますが、講習会を今後、今これからやっていくということでございますけれども、どんな形で町民に勧めていくか。日赤のほうで出向いて、5名以上いれば地域に出張してくれるという制度もあるようでございますけれども、もうちょっと具体的にお話をいただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたが、講習会につきましては、教職員やP T Aを対象に消防署の職員を招いて講習会を開いておるところでございますけれども、また考えられるのは今後各地区で公民館等に消防署員に来ていただいて、住民の皆様に講習をいただくというふうなことも考えられるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 5 番、山田議員。

○5 番（山田信行君） 管理は総務課ということで、企画課ですか、施設ごとの管理ですか、施設ごとの管理ということですが、しっかりとメンテの面で引き継ぎをしていかないと、いざというときに使えない可能性が多々あると思います。日本全国でも、いざ使おうというときに17カ所電池切れがあったとかパットが傷んでいたとか、そういうようなことがあるということで、その17カ所のうちで7名の方が亡くなったという結果も出ていますので、しっかりと管理もお願いしたいというふうに思います。

続きまして、先ほどの空き家、空き店舗についてですが、お隣の中之条町ではもう既に実施をしています。空き店舗を町が関与して貸店舗のオーナーと借りる方との仲介をして、もう既に3件結果が出ているということです。上限5万円、下が3万円ということで、大変残念ではありますが、原町地区のお店も1件、中之条のほうに出店をしたということもありますので、その辺しっかり考えていただければと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中之条町につきましては、平成23年度から「つむじ」というふるさと交流センターができましたので、その周辺の商店街をモデルとして始めたということでございます。山田議員のおっしゃったように、上限の限度額を5万円として現在実施をしているということでございます。原町地区の旧街並みも空き店舗がかなり出てまいりました。やはり駅北と比べますと大変状況が変わってしまったということでございます。この地域のこれからの活性化が、原町地区のこれからの発展に大変重要な事項だと考えております。今後も各県内の市町村でも、太田市でありますとかいろいろと今取り組んでいるそうでございますので、そういうものを参考にいたしまして、今後検討し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 大変貴重な意見、ありがとうございました。

そういうことなので町民の声を聞いていただいて、町長がしっかりと新しい施策を、前向きにスピーディーをお願いをしたいと思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 以上で、山田信行議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） お諮りをいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） はい。

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定をいたしました。

○議長（菅谷光重君） お諮りをいたします。本定例会に付された事件は全て終了をいたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） はい。

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これをもって閉会することに決定をいたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（菅谷光重君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成25年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をされました本定例会におきましては、条例関係といたしまして東吾妻町災害時における相互支援に関する条例についてなど24件、予算関係では平成25年度一般会計予算など16件、その他6件、合わせて46件を提案させていただきましたが、東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例ほか2条例が継続審査となりました。これを真摯に受けとめ、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。なお、そのほかの案件につきましては、原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後町政を執行する中で生かしていきたいと存じております。

なお、本会期で成立をいたしました平成25年度一般会計当初予算等の執行につきましては、引き続き経費の節減や効果的な運用に努めていきたいと考えております。

さて、いよいよ年度がわりの時期になりますが、13日に举行されました中学校の卒業式には議員各位にもご臨席をいただき、祝福の言葉をいただき無事举行されました。卒業生は在校生や関係者に見守られ、新しい世界へと羽ばたいてまいりました。

定例会終了後も公私ともにご多忙の日々を迎えると存じますが、議員活動にご精励されるとともに、町の諸事業、諸施策の推進のため、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（菅谷光重君） 閉会に際し、一言挨拶を申し上げます。

平成25年第1回定例会は、3月5日から本日まで11日間にわたり開催をされ、農業委員会委員の議会推薦を初め、平成25年度当初予算9件、平成24年度補正予算7件、条例の制定等24件及びその他6件の執行部提案に加え、請願書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には4人が立ち、ここに終了することができました。

11日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心からのお礼を申し上げます。お世話になりました。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり、参考になるものがあつたかというふうに存じます。新しい年度の町政執行に当たり、それらが十分に生かされてくるものと期待をしておるところでございます。

一昨年3月11日には未曾有の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生をしました。亡くなられた方々のご冥福と、被災者、被災地の速やかな復興をここより祈念を申し上げます。

ここに、重ねて関係各位の議事進行に心からの感謝を申し上げ、あわせひとしくご健勝、ご多幸のほどを念じまして、挨拶といたします。

大変にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上をもちまして、平成25年第1回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

（午後 2時53分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 浦 野 政 衛

署 名 議 員 一 場 明 夫

署 名 議 員 橋 爪 英 夫